

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

# 大正八年度古蹟調査報告

第一冊

咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城址

附定平郡の長城

朝鮮總督府

和五五五九號

正誤表

同六〇	一五八	真
同頃書	一四五	日
海門成道安戊	一八	月
海門成道安戊	鐵劍	高麗の勝軍
海門成道安戊	鐵劍	偶

292  
55569  
8

朝鮮總督府大正八年度古蹟調査報告 第一冊

咸鏡南道咸興  
郡に於ける 高麗時代の古城址

附 平定郡の長城

古蹟調査委員 池内

宏

## 序　言

大正八年九月二十二日、余は、測量員囑託田中十藏氏及び寫眞員囑託澤俊一氏と共に海路元山より來りて咸鏡北道の南邊なる城津に上陸せり。翌日摩天嶺を越えて咸鏡南道に入り、逐日端川・利原・北青・洪原の各郡に遺存する古城址を探査し、十月十九日以降、咸興郡の全部と新興郡の一部とに亘りてまた同様なる調査を續行し、十一月六日、定平郡に於いて之を終了せり。本冊は這次の調査報告の一部にして、即ち咸興・新興・定平三郡に於ける歴史上重大なる意義を有する古城址に關するものなり。主題を「咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城址」といひ、「定平郡の長城」を以て其の附錄としたるは、一には記述の便宜を計り、一には歴史上の考察の結果に重きを置けるに由る。

本冊所載の十數葉の地圖の中、第二より第一二に至る實測圖及び見取圖の原圖は、田中氏の手に成り、東京に於いて秋田兼吉氏之を淨寫せり。又た遺蹟及び遺物の寫眞は、悉く澤氏の撮影に係かる。

大正十年二月

宏　内　池　東京に於いて

## 目 次

第一章 咸興郡内に遺存する古城	一
第一節 古城の所在	一
第二節 古城の現状	一
一下朝陽面興徳里白雲山山城	五
二 新興郡加平面東興里山城	四
三 上朝陽面塔洞里山城	三
四 西退潮面城洞里山城	二
五 德山面上垈里山城	一
六 德山面大德里山城	一
七 雲田面雲城里山城	一
八 上岐川面五老里山城	一
九 川西面上雲興里中峰山城	一
一〇 川西面高陽里山城	一
第二章 尹瓘の征略地に關する後世の所傳	五
第三章 尹瓘の征伐及び其の地域についての考察	五
第四章 尹瓘の九城と咸興郡内に遺存せる古城との比定	三

- 第一節 咸州の遺基.....  
 第二節 英州及び福州の遺基——二州を築設したる尹瓘及び左軍の行動.....  
 第三節 雄州及び吉州の遺基——右軍水軍及び中軍の行動.....  
 第四節 公嶺鎮の遺基.....  
 第五節 自餘の三城と其の遺基.....  
 第六節 括 言.....  
 註.....

## 附 錄

- 定平郡の長城.....  
 第一 定州城及び長城の遺址.....  
 一 定州城址.....  
 二 鼻白山以東の長城.....  
 三 宣德面の長城.....  
 四 鼻白山以西の長城.....  
 第二 長城に關する考說.....  
 註.....

- 圖 版 目 次
- 第一 白雲山々城  
(上)外部より見たる東面の殘壁(上部) (下)同 上(下部)
- 第二 白雲山々城  
(上)東面殘壁の一部 (下)白雲山々城圖(陸地測量部五萬分一地形圖地圖號分載)
- 第三 白雲山々城  
(上)外部より見たる東南面門址 (下)内部より見たる東南面門址
- 第四 東興里山城  
(上)最高點より城内を俯瞰す (下)北入口の近傍より城内を望む
- 第五 東興里山城  
(上)外部より見たる東南面門址及び其の右方の殘壁 (下)同 上内部
- 第六 東興里山城  
(上)内部より見たる西壁の一部 (下)外部より見たる西門址
- 第七 東興里山城出土瓦片(其一)
- 第八 東興里山城出土瓦片(其二)
- 第九 塔洞里山城  
(上)最高點(華陰山)より城内を俯瞰す (下)南入口の近傍より城内を望む
- 第十 城洞里山城  
(上)塔洞里を越えて城址を望む (下)西南角遺基
- 目 次

第二 城洞里山城

(上)西北門址裏城石壁外面 (下)西北門址内部隣壁正面

第三 城洞里山城

(上)東壁の一部を越えて退潮灘を望む (下)城内出土瓦片

第三 上垈里山城

(上)南方より城址を望む (下)西門址

第四 上垈里山城

(上)西壁の一部と内壁 (下)最高點と北門址

第五 上垈里山城

(上)北壁の内面及び東壁の一部の外壁 (中)河邊の平地に造れる東壁 (下)城内出土瓦片

第六 大德里山城

(上)東南より見たる全景 (下)城内井址

第七 雲城里山城

(上)東南より見たる全景 (下)城内出土瓦片

第八 五老里山城

(上)東南より見たる全景 (下)城内井址

第九 上雲興里中峰山城

(上)雲興里より中峰を望む (下)山城の正面(東西)

第十 上雲興里中峰山城

(上)雲興里より中峰を望む (下)山城の正面(東西)

第一 咸興郡及隣接地方古城址位置圖

(上)西南面石壁外部 (下)南方より斜に見たる西南面石壁外部

第二 定平郡長城

(上)鼻白山車輪鋪間の一部 (下)同上

第三 定平郡長城

(上)鼻白山の南麓と定平街道との中間の一部 (下)定平街道と南興里との中間の一部

第三 定平郡長城

(上)浦興里に於ける終點 (下)同上

第四 (上)高陽里山城全景 (下)同上

(上)高陽里山城全景 (下)同上

- 第一 咸興郡西退潮面城洞里山城實測圖  
第二 新興郡加平面東興里山城實測圖  
第三 成興郡上朝陽面塔洞里山城實測圖  
第四 咸興郡西退潮面城洞里山城實測圖  
第五 咸興郡德山面上垈里山城實測圖

- 第六 成興郡德山面大德里山城實測圖  
 第七 成興郡雲田面雲城里山城見取圖  
 第八 成興郡上岐川面五老里山城實測圖  
 第九 成興郡川西面上雲興里中峰山城實測圖  
 第十 成興郡川西面高陽里山城見取圖

- 第二 定平郡府內面古定州城及同城附近長城實測圖

- 第三 定平邑附近長城斷面實測圖

- 第四 勿白山以東長城踏查圖 (一) 宣德面長城踏查圖

- 第五 勿白山以西長城踏查圖

## 咸鏡南道咸興 郡に於ける高麗時代の古城址

### 第一章 咸興郡内に遺存する古城

第一節 古城の所在 (附圖第一參照)

#### 咸興郡の地勢

咸興郡は咸鏡南道の中部に位し、東は洪原郡に界し、北は新興郡に隣り、西北は黃草嶺を以て長津郡に連り、西は定平郡に接し、東南は日本海に臨む。郡の中央には北方新興郡に連なる盤龍山の臺地ありて、左に城川江、右に瑚璉川を帶び、咸興邑は其の南角に位す。瑚璉川は郡の東北境なる咸關嶺に源を發し、咸興邑の南、西湖津の西なる雲田面に至りて海に入り、城川江は新興郡より來り、五老里に於て黒林川を入れ、南流して咸興邑の傍を過ぎ、瑚璉川と相並びて亦た海に注ぐ。而して城川江の流域は朝鮮屈指の大且つ肥美なる平野を形成し、郡の西境(白雲山の北方)に源を發して廣浦に流入する汝潤川と院水川とは、此の平野を灌漑す。東南の海岸は平地に乏しく、港灣には本郡の吐春港たる西湖津及び港形の良好なる退潮灣あり。

さて東國輿地勝覽十八咸興府、古跡の條に、府内に存する古城として左の諸城を舉ぐ。

- (a) 德山古城、石築周四百九十七尺、今廢、○山川の條に「德山、在府東北四十五里」とあり
- (b) 白雲山古城、在府西六十三里、石築周一萬四千五百七十三尺、今廢、
- (c) 德山洞草原古城、在府東北四十八里、土築周一千一百四十七尺、今廢、

#### 集むる古跡に

(d) 退潮古城、在府東六十里、石築周四千九百十七尺、今廢、  
 中峯古城、在府西二十七里、石築周一千三十九尺、今廢、  
 閑堂古城、在府西三十里、土築周六千五百十一尺、今廢、  
 (e) 吾老村古城、在府北三十五里、石築周一千七十六尺、今廢、  
 (f) 加平古城、在府北六十里加平社壇雲山下、周十餘里、衝館古基、廢壠遺礎、至今尚在、世傳英州舊縣云、建

(g) 吾老村古城、在府北三十五里、石築周一千七十六尺、今廢、  
 (h) 加平古城、在府北六十里加平社壇雲山下、周十餘里、衝館古基、廢壠遺礎、至今尚在、世傳英州舊縣云、建

(i) 閑堂古城、在府西三十里、土築周一千三十九尺、今廢、  
 中峯古城、在府西二十七里、石築周一千三十九尺、今廢、  
 退潮古城、在府東六十里、石築周四千九百十七尺、今廢、  
 吾老村古城、在府北三十五里、石築周一千七十六尺、今廢、

又た咸興府の地誌咸山誌通紀卷二は、勝覽の是等の諸城に補ふに次の二城を以てせり。

(j) 新興郡加平面東興里山城  
 (k) 新興郡加平面塔洞里山城  
 (l) 新興郡加平面白雲山々城  
 (m) 新興郡加平面德山里山城  
 (n) 新興郡加平面德山里山城  
 (o) 新興郡加平面德山里山城  
 (p) 新興郡加平面德山里山城  
 (q) 新興郡加平面德山里山城  
 (r) 新興郡加平面德山里山城  
 (s) 新興郡加平面德山里山城  
 (t) 新興郡加平面德山里山城  
 (u) 新興郡加平面德山里山城  
 (v) 新興郡加平面德山里山城  
 (w) 新興郡加平面德山里山城  
 (x) 新興郡加平面德山里山城  
 (y) 新興郡加平面德山里山城  
 (z) 新興郡加平面德山里山城

置沿革今不可詳、

〔附記〕大正三年三月、府郡廢合の際、新興郡を新設し、咸興郡より八面、洪原郡より二面、長津郡より一面を割きて之を管轄せしむ。古へ咸興府に屬せし加平社が、今ま加平面として新興郡の管内にあるは即ち是れが爲めなり。本篇の主題に謂ふ所の「咸興郡」も、現時の地方行政區劃を嚴守したる稱にあらず。姑く新興郡の一部をも含めたる。

余の實查したる十城

(一) 上岐川面五老里山城  
 (二) 川西面上雲興里中峰山城  
 (三) 川西面高陽里山城  
 (四) 雲田面雲城里山城  
 (五) 上岐川面雲城里山城  
 (六) 川西面上雲興里中峰山城  
 (七) 川西面高陽里山城  
 (八) 雲田面雲城里山城  
 (九) 上岐川面五老里山城  
 (十) 川西面上雲興里中峰山城

次に余は咸興郡内(及び新興郡の一部)の古蹟を調査し、地名に依りて次の如く命名したる十城を得たり。

(a) 下朝陽面塔洞里山城  
 (b) 西退潮面城洞里山城  
 (c) 德山面上登里山城  
 (d) 德山面大德里山城  
 (e) 德山面德里山城  
 (f) 閑堂古城  
 (g) 退潮古城  
 (h) 加平古城  
 (i) 閑堂古城  
 (j) 德山洞草原古城  
 (k) 五老村古城  
 (l) 中峰古城

○地誌に見えず

の對比  
古城

是等の十城の位置は、附圖第一に示す所の如くにして、(一)は汝渭川の一支部の上源に、(三)・(十)・(九)は咸興平野の西邊の臺地に、(二)・(八)・(七)は城川江の中流域及び其の河口に、(五)・(六)は瑚璉川の上流の渓谷に、(四)は退潮澗の西北少距離の處にあり。因つて咸興邑より各城に至る里程と方向とを圖上に徵し、之を上に引いたる輿地勝覽及び咸山誌通紀の文に對照すれば、たやすく次の比定をなすを得。

(一) 白雲山山城  
 (二) 東興里山城  
 (三) 塔洞里山城  
 (四) 城洞里山城  
 (五) 上草里山城  
 (六) 大德里山城  
 (七) 雲城里山城  
 (八) 五老里山城  
 (九) 上雲興里中峰山城  
 (十) 高陽里山城

(a) 德山古城  
 (b) 退潮古城  
 (c) 閑堂古城  
 (d) 退潮古城  
 (e) 德山洞草原古城  
 (f) 五老村古城  
 (g) 中峰古城

○地誌に見えず

然かも之に依りて知らるゝ所は、是等の古城が興地勝覽編纂の當時既に廢城たりきといふのみにて、其の由來は全く不明なり。故に余は先づ次節に於て實査の結果を記述し、後、章を更めて歴史上の考察に入らむと欲す。

## 第二節 古城の現状

### 一 下朝陽面興徳里白雲山山城 (附圖第一、圖版第一一三參照)

**所在** 咸興郡下朝陽面と定平郡嵩山面との境上に聳ゆる白雲山(標高一〇七七米突、六)の北方の山嶺を城壁の一部となし、東に向つて傾きたる大城なり。汝渭川の一主流なる興徳里の渓谷を西南に流り、之に會する西來の急流を得、其の導く所に從ひて羊腸崎嶇たる澗路を十四五町許行けば、此の城の東邊に達す。通路の兩側に直立せる石壁あり。高さ八重の石壁  
**門址** 九尺にして、ところぐ崩壊す。左側のものは、溪流に臨めるを以て直ちに盡き、右側のものは、山趾を得て遠く西北に上昇す(圖版)。又た溪流の對岸(右岸)には、險崖を直上する石壘の殘跡ありて、其の石壘は直ちに方向を西南に轉じ、四五町許にして一の門址に連なる。而して上の溪流に沿ひて更に進めば、城内の大刹龍興寺に至るべく、別に城外より來りて門址を過ぐる徑路も、亦た是れに會す。門は左右の壘壁に對してL字形に屈曲し、側壁の間隔約九尺、高さは七尺内外なり(圖版)。

城壘の自餘の部分は高峻なる山嶺の脊梁を渡り、其の幅員亦た長くして、到底短時日の間に之を實査し得べくもあらず、故に余は城内の鮮人を伴ひて、比較的全幅を窺ふに便なる門址の附近に到り、彼れをして城壁の走れる山嶺を指さし、しめ、携帶せる五萬分一實測圖に照して之を同圖に記入せり。其の結果は圖版第二に示す所の如し(實測圖に示されたる龍興寺の所在は正しからざるを以て、之を適當なる位置に移せり)。案内の鮮人は城の周回を四十鮮里ありといひ、龍興寺の住持は三十鮮里といへるが、正確なる數字は實測を経たる上ならでは明かならず。城内は悉く寺領他の三面の城

城の周回

にして、龍興寺及び之に屬する佛地庵の外には一二の民家あるのみ。

### 二 新興郡加平面東興里山城 (附圖第二、圖版第四一八參照)

**所在**

周囲の地形

五老里の北二邦里餘、城川江の左岸に、加平面事務所の所在地なる中里あり。此處より細流に沿ひて半里許東すれば、此の山城の北入口に達す。

中里の東約一邦里半に、標高四〇五米突、八の高峰聳り、西北と西南とに向つて各々城川江畔に落つる支脈を出だし、加平面の東部を割す。城は此の地域の中央に位し、標高二〇〇米突内外の諸峯を最高部として東南より西北に傾く(圖版)。而して其の前面は城川江畔の平地に連れり。中上里・東興里・中陽里等の諸部落城外に散在す。

中里より中陽里を過ぎ、東興里を經由せずして直ちに中上里に至らむとすれば、細流の傍に數個の巨石の横はれるを見る(A點)。是れ此の城の北入口にして、其の右方の畠中には石壘の痕跡を留めたり。巨石は城門の遺材なるべく、細流は城内より来るものなり(圖版第)。左方は全く鋤犁にかかりて殆んど殘石なけれど、二三十間許にして平地の盡くると共に、山趾は石壘を載せて東方に上昇す。さて右方の石壘は、外面に芝草の生ひたるを以て、土壘の觀を呈すれども、平夷なる畠地を過ぐること三十間許にして、なだらかな丘陵に接するや、石材の夥しく堆積したる點に於て、頓に面目を更め、暫く南に向つて登る(圖版)。用材は割石に交ふるに丸石を以てす。其の堆積せる狀態は、基邊の幅三間内外、垂直の高さ一間許なり。而して又た瓦片の多く混在せるを見る。想ふに本來直立して築かれたりしものが、頽落して現狀を呈するに至りしなるべし。石壘は平地より五六十間許の處に來り、方向を東南に轉じ(B點)、又た緩かに向上すること約三百間にして、一の門址に會す(C點)。此の部分に於ける壁の内側の丘陵は、其の上部を削られ、細長なる平地をなせるが(圖版第六上)外側には土沙を盛り添へたる形跡ありて、之を彼れに得たるを想はしむ。

蓋し石壘を載すべき天然の丘陵の外側面が、緩かなる傾斜を有し、外敵を襲ぐに便ならざるものありしを以て、其の缺點を補ふべく特別なる工事を施せるに外ならざらむ。又た此の部分の壁の内外には平瓦の破片無數に散亂し、殊に文字を陽刻したるもの(圖版第七)を出す處ありて(中部)、或る建物の存在したるを示す。前に引きたる成山誌通紀に「衙館古基……至今尚在」とあるは、此のあたりを指していへるなるべし(瓦片は城壁の全部に亘りて存すれども、他の部分に於ては斯くの如く多からず)。上に指摘したる門址は西門と稱すべきものにして、甚しく頽壊したれど、巨大なる二個の基石は儼然として遺れり(圖版第六)。門址以東は山勢急峻なるを以て、石壘も堅固に築かれざりしが如く、登るに随つて残石の數を減す。割石に丸石を交ふことは前の部分に同じ。而して標高二〇〇米突内外の諸峯を過ぐる間に、方向を北に轉じ、D點に於て最も高し。圖版第四の上圖は此の峯頂に立ちて城内を俯瞰したる實景を示しゝものに係る。こゝより急速に直下すれば、其の極まる處に又た一の門址あり(E點)。城壁V字形に闕け、城外の峡谷と城内の其れとの間に小路を通す。東門址と稱すべし。城壘は更に山趾の越く所に從ひ、左右に屈曲しつゝ一上一下し、遂に北門址に近き上記の平地に落つ。各種の文様を有する瓦片は、石壘に沿ひて到る處に遺存し(圖版第八)、今は頽然たる雉堞が悉く瓦を以て葺かれたりし當年の状を想見せしむ。又たかばかり夥しき瓦片を出だす城は、他に多く其の例を見ず。而して今ま城内に瓦焼場あり、原料をこゝに仰いで製造に從事せるを以て觀れば、此の城を築きし當時のものも亦た然りとすべきか。

城の大いさは東西七百七十五間、南北四百四十間、周回二千六十間なり。其の約三分の一は平地にして、悉く烟に鋪かれ、何等の遺蹟もなし。人家三四軒ありて東興里に屬す。余等を案内したる加平面長は、此の平地を英州洞と稱すといへり。

### 三 上朝陽面塔洞里山城 (附圖第三、圖版第九參照)

所在

咸興邑の西北二里十九町、地境里と五老里とを聯絡する道路の傍に、上朝陽面事務所の所在地なる上間里あり。此處より六七町ばかり本道を北に進み、左に折れて塔洞里の部落の存する小河の渓谷を得、其の渓谷に由りて二十町許西北に入れば、此の城の南入口に達す。

上間里の西北約一邦里、上朝陽面と下朝陽面との界の上に立てる山を華陰山(標高二六二米突)といふ。城は此の山を最高點として東南に傾き、狹小なる平地を擁して溪流の傍に口を開く。成山誌通紀卷二、新增に「花陰縣、在府西三十里、今廢、衙館基礎尚存、縣之東谷有知敦寧府事韓隆田之墓、仍爲韓姓族山」とあるは、此の古城を説明したものにして、溪流に沿ひたる城内の山脚には、韓氏の墳墓相連なれり(入口の外に墓守の家あり、花陰齋といふ)。又た城内に佛宇ありて淨水庵といひ、光緒十三年に成りたる扁額及び重修記を掲ぐれども、今は俗人は是に居住し、たゞ金泥の小佛像一軀を安置するのみ。

余は本城調査の當日、病を押して咸興邑を發せしに、半途にして行歩に艱めり。然かも塔洞里に來りて城基の所在の程遠からざるを知るや、之を瞥見せずして去るに忍びず、強ひて淨水庵に到り、身を横ふること少時、遂に實測を田中十藏氏に、撮影を澤俊一氏に一任して本城を去れり。斯くの如くにして余は本城の一部を目撃したるに止まり、其の周圍を點検せざりしかば、城壁の現狀に關しては、茲に詳細なる記述をなすを得ず。たゞ南壁について一言すれば、入口より東に向つて山趾を登る部分には、土壘の内側に頽落したる石材ありて、其の土壘が本來石にて蔽はれたるを示し、反對の部分には樹木並び生ひ、殆んど殘石を留めず。輿地勝覽に閑堂古城即ち本城を土築となせるは、頽圯したる状態についていへるなり。又た城壁に沿ひて羽狀文ある瓦片の到る處に存することは、田中氏に依りて之を知るを得たり。城の幅員は東西三百五十間、南北六百間、周回千七百四十間なりとす。

### 四 西退潮面城洞里山城 (附圖第四、圖版第一〇一一二參照)

五  
幅員

華陰山

淨水庵

南壁

西退潮面は咸興郡の東隅に位し、内方との交通不便なる養狀の地なり。周圍に山岳を繞らし、たゞ退潮灣に口を開く。灣が天然の良港なるにも拘らず、其の真價を發揚すること能はざるは、一らこれによる。然かも灣頭の平地は校や廣きを以て、人家稠密、郡内屈指の大部落をなせり。此の平地を前に控へて一基の古城の遺れるあり。城洞里山城是れなり。

古城は退潮の西北二十町許にありて、之を築くに利用せられし丘陵は、栢洞里及び城洞里の部落を貫流する小河を西南に帶衣(圖版第一)。後の部落と相對する處(ハ點)に「形の石壁ありて、口を外に開き(内法十九間内外、高さ四間許)、瓦片夥しく其の間に布けり(附圖第四、下)。こは此の城の郭壁の一部なるが、路を城内に通せざれば、固より門址にあらず。或る特別なる防禦的設備の遺基なるべし。又此の石壁の東方には、平地より一段隆起したる處(イ點)を中心とする殘壘あり。長さ約五十間、其の一端は今ま全く畠となれる二十間許の平地を越えて石壁の右肩に應じ、他の一端は城内より發する細流に近く低下す。中點には敗瓦を雜ふる石材殊に多く亂積し、是れ亦た城壁に附屬したる特別なる設備の遺基なるを疑はざらしむ。又た細流の過ぐる平地は、幅四十間許にして、悉く畠に鋪かれたれども、之に接する山趾の存するを以て、石壘は再び影を現はし(ヒ點)、暫く上昇して簡単なる甕城ある門址をなす(G點)。以上は城の南壁なり。

西門址  
西北角門址  
北壁  
東南角門址  
四壁  
東壁  
西壁  
城の現狀

西壁  
東壁  
東壁に沿へる  
二三の遺址

城の設ある一の門を作り(C點)。直ちに北壁に連絡す。甕城の石壁の外面は、城壁の他の部分の如く頽圯すれども(圖版第一)、内部の障壁は隅々頗る完全なる狀態にて遺存し、城壁全体の構造を推測せしむる料となる(圖版第二)。北壁を載

せたる山脊は、東に向つて漸く降り、石壁を弓形に落ち雍めし處(弦の長さ四間許)に至りて最も低く(D點)、又た上升して南に轉じ、東壁の北部に於いて本城の最高點(標高一八四米突、三)をなす。東壁は山趾の趨く所に從ひて下降し、又た暫く昇りし後、再び降りて城の東南角をなせる門址(I點)に會す。此の最後の傾斜の始まる部分(E點)の城壁の内側と、門址に近き部分(F點)の内側とは、各々一の遺址あり。共に縦横四五間許を割して地盤を平かにし、周邊の斜面は石を以て築けり。更に門址を過ぎて平地に降らむとすれば、其の中間にも亦た加工したる巨石を發みし形跡の遺存せるを見る。而して是等の三點には瓦片無數に羅布せり。何れも軍倉などの遺基なるべし。

城壁は各部を通じて頽壊し、其の石材の堆積したる狀態は、其邊の幅二間内外、垂直の高さ四五尺乃至八九尺なるが、山勢の急なる部分には残石少なし。又た石垣を築くに當りては、其の基礎工事として先づ土壘を起しゝを以て、之に使用したる土砂を撒き取りたる部分は、城壁に沿ひて隙をなせり。たゞ全部に亘りて然りといふにあらず。西壁の中部以上に於て特に著しきものあるなり。

城の幅員は、東西二百五十間、南北五百十間、周圍千四百五十五間に於て、今ま畠となれる狹少なる平地を含む。城内の瓦には方眼文及び羽狀文の二種あり(圖版第二)。

## 五 德山面上岱里山城 (附圖第五、圖版第一三一~五參照)

所在

咸興邑の東北約五邦里半、咸關嶺の西二邦里餘、上岱里の部落を貫流して直ちに瑚璣川に合する小河の傍にあり。此の小河の溪谷は、瑚璣川の上流域と城川江の一支流なる東德川の上游とを聯絡する自然の通路にして、今ま其の路は城内の平地を過ぐ。

城の北半は山岡に凭り、南半は全く平衍なり(圖版第一)。山岡の最高點は標高二五〇米突許にして、其の一枝は城の西

## 西壁

壁を載せ、城内より古城里（城南敷町にある村落）を経て本街道に會する上の通路に近く平地に落つ（A點）。さて此の西壁の各部を検するに、こゝより約八十間、即ち古城里と城内の人家とを聯絡する徑路に會する（B點）までの間は殆んど平夷にして、石壘の形跡断續して残る。次に百五十間ばかり彼方（C點）に壠城の設ある門址あり（圖版第二）。此の間の勾配は頗る緩、丸石にて築きし石壘は連續して遺存し（垂直の高さ七八尺）其の内側は土沙を搔き揚げたるを以て隙をなせり。門址以北は漸く壘の高さを減じて山腹を攀ぢ登り（圖版第一）、少しく降りて又た上り、城内第二の高處（D點）の傍を過ぎたる後、遂に前記の最高點（E點）に達す。此間約二百餘間、内側の障をなせるは前の部分の如く、石材は丸石に雜ふるに割石を以てす。最高點に接する部分の石壘は、特に落ち窪めて弦月形をなせるが（弦の長さ約三間）、之を過ぐる山路はなし（圖版第二）。蓋し形式的に設けられたる北門ならむ。次に北壁と稱すべき部分は僅かに二十間内外にて、殆んど勾配なき山脊を過ぎ、直ちに東南に降りて東壁となる（圖版第二）。東壁は、初めの五六十間許は（F點まで）山脊の内側にのみ直立して之を築き、次の百数十間は（G點まで）外側にも及びて直立せず。石材は通じて丸石と割石とを混用せり。是れより石壘は山趾の遙く所に從はず、左右に障を作りて其の中腹を直下し（H點まで）、河邊の平地の其れに連なる（圖版第二）。

平地に築かれたる石壘は、數間、十数間、乃至數十間づゝ部分的に鋤稟にかかり、或は河水に洗ひ去られ、殘れる部分は頑鷹者の齒牙の如く、且つ絶え且つ續きて石材の堆積するを見るのみ。恐らくは此の殘石も亦た漸く除かるべく、今日總かに微しあべき城の南半の郭壁の遺基は、久しからずして殆んど其の形迹を失ふるに至らむ。

城の大きいさは東西二百四十九間、南北四百九十間、周回千二百二十五間許なり。城内には特別なる遺址なく、又た溪流なし。平地は悉く畑に鋪かる。瓦片は所々に散在すれども、其の數概して少なく、有文のものに方眼・羽状の二種あることは、城洞里古城に同じ（圖版第二）。

## 六 德山面大德里山城 （附圖第六、圖版第一六參照）

## 所在

上巣里山城の西南約二十町、大道の傍に峙ちたる丘陵の上にあり。東南二面は瑚璣川畔の荒地にして、西北は拜峰（標高六五〇米突）より落ち来る山趾に連なる。拜峰は大德里の背後に聳ゆる高峰なり。大德里の山間より來る小河あり、大道を横切つて瑚璣川に流入す。

丘陵の頂は平地より六十米突を越はず。之に環らすに石垣を以てしたる鉢巻式の小山城は此の城なり。石垣は高さ五六間、少しく内方に傾いて築かる。其の上縁を一周すれば、最も高きは西壁にして、水平なる直線をなし、之に連なる北壁と南壁とは、各々二十五度内外の勾配にて下り、東壁の中點（C）に至りて最も低し。周回僅かに二百二十五間なり。此の小區域内の傾斜は外部に比して遙かに緩なれども、平地といふべき部分はなし。最高點に近く井址一あり。石にて甃まる（圖版第二）。他に何等の遺跡なし。

此の城は俗に麻姑城と稱す。余は咸興郡の古蹟調査に着手するに先ち、咸鏡南道參事某氏（鮮人）より郡内諸處に麻姑の築けりと傳ふる城あり、然かも麻姑の意義は詳かならずと聞きしが、後、調査を進むるに及び、其の實例として本城・高陽里山城及び上雲興里中峰山城を得たり。麻姑の本體并に其語義を不明とするは、獨り某氏のみにあらざれば、尙ほ後考を要すれども、咸興地方の鮮人が此の不可思議なるものに係けて呼ぶ所の城の、何れも大城にあらざるは、本城以外の二城を説明するに及びて明かにせらるべし。

〔附記〕咸山誌通紀卷古蹟、に輿地勝覽の記事を轉載して「德山古城、石築周四百九十七尺、今廢」といひ、之に附記して「按、山之一名冷山、有曰燕獄城、周僅一里、凡因地名之相同、而思其人者有之」といへり。勝覽の德山古城が大德里山城の稱なることは前節に述べたるが如くにして、實に「周僅一里」といふべき小山城なり。然るに關

## 武城の稱

## 井址

城  
壁  
橋  
井  
址

北誌成興、に「燕獄基、在府東德山社五十里、古城前廣田數頃、頽垣古壁猶可識認、俗稱燕獄、行路過之、每顧名興懷」といへる「古城」は、前項の上堡垒山城なること疑なれば、所謂燕獄址に關して二書の指す所の古城は、各々異なりとすべし、然らば何れか一方に誤ありとせざるを得ざるが、余は關北誌の所傳を排して咸山誌通紀の其れを探る。上堡垒山城は獄址と呼ばるゝには其の規模餘りに大なればなり。

### 七 雲田面雲城里山城 (附圖第七、圖版第一七參照)

撃毬亭と古城

咸興邑の東南約三邦里、西に東城川江(瑚璉川の下流)の河口を控へ、東は海を隔てゝ西湖津に對する雲田面の南角に勝地あり。撃毬亭といふ。咸山誌通紀卷一に「撃毬亭、在府南三十里、一斷麓入石潭、西控廣野、東臨滄海、我太祖○李桂潤時、築場作毬、後人稱之曰撃毬場、觀察使南九萬建亭于舊址之場、自是以後謂之亭」といひ、亭は低地に隆起せる山岡の上にあり。洗米川と稱する小河其の傍を流れ、東城川江の河口に注ぎ、附近の平地は肥沃なるを以て雲城・雲中・雲南・雲下等の諸部落散在す。又た此の山岡に關しては、通紀に引きたる十景圖序に「自本宮○成興の東南行十餘里、城川江三澤之水、灘爲石潭、而山脚陡入高寒、其頂削成平地、傳言太祖微時作毬處云、且有築城遺址、古置安陽外堡萬戶、以防守倭寇云、而未知廢置在何時也、今其上設烽燧、而無亭舍、聖祖登覽遊武之地、乃爲荒墟、廢草使人躡躅徘徊、無以寓慕而表敬、余於甲寅○光海六年秋、始作四楹之亭、蓋茲亭、左臨大海、右瞰滄溟、軒豁宏大、甲於天下、其島嶼出沒之奇、川澤繁回之勝、不可殫論而盡記云」といひ、南九萬の亭を設けし所謂撃毬場は、一の古城なるに、今は何人も之を知らず、余等の爲めに案内の勞を執りたる雲田面長の如きも、共に現地を踏むに先立ちては、こゝに城基の遺存するを否認したり。

撃毬亭の立てる山岡は、頂部の著しく尖れる小丘(S點、標高五〇米突餘)——土沙崩れ落ちて石骨露出し、一見封

亭の立てる山

園の形勢

士を失ひたる古墳に似たるを以て、今ま之を馬塚と稱し、李成桂の愛馬に關する俗説を傳ふれども、實は十景圖序にいふ所の烽燧臺の遺址に外ならず)を中心とし、南・東・北の三面に棟を分出する屋根の狀をなせり(圖版)。即ち南棟は繫毬亭を載せて直ちに平地に落ち、東棟は東北に低下して雲中・雲城二里を聯絡する通路を横切らしめ(通路の東は標高七二米突の周峰を主峰とする丘陵地なり)、北棟は極めて緩かに下り、洗米川と雲中里との間に存する平夷なる阜に連なる。而して南棟と東棟、東棟と北棟の互に相接合する部分は、それぐ極めて淺き谷をなせり(一は撃毬亭の東に於て南に面し、他は烽燧臺址の東北に於て雲中里に面す)。さて此の棟と谷とを點検すれば、おぼろげながらも彼れを越む是れを渡りて石壘の痕跡の遺存するを認むべく、即ち所謂撃毬場が築城の遺址とせらるゝ所以なり。先づ撃毬亭の附近には其の前面の崖に沿ひて彎曲せる極めて低き海鼠型の土手あり、美しき高麗芝にて蔽はれ、亭下に降る坂路の上まで(B點)其の形跡を存し、亭の正東なる險崖の上縁(C點附近)には全く之を闕く。又た烽燧臺址の南の谷には、之を渡りて石塊一線上に點在し(C點よりD點まで)、直ちに土壘に連なれり。土壘は東棟の上面を横亘するものにして(DよりE)、垂直の高さ三四尺、基邊の幅五六尺、其の表面には石塊處々に露出す。然らば彼の覺束なき海鼠型の土手が此の土壘と共に石築の壘壁の遺基なることは、殆んど疑を容れざる所にして、そは必ず撃毬亭下の人家の附近(A點)より起りしものなるべきなり。次に東棟の土壘は烽燧臺址を中心として方向を西北に轉じ、頗る緩かに雲中里に面する谷を渡り(EよりF)又た北棟の上を踰ゆ(FよりG)。前の部分は、松樹並び生ひて、明かに其の形を存し、後の部分は、芝生の少しく高まり、且つところごと石塊の露出せるに依りて纏かに之を識別するを得。而して其の尾は南に向つて崖下に落ち(GよりH)、上の起點と相應せり。

余等は此の城を調査せし日、實測を遂ぐるに足るべき充分なる時間を有せざりしを以て、已むなく目測を以て之に代へたり。從つて城の幅員に對し、精確なる數字を得ざりしも、田中十藏氏の步測の結果に依れば、東西約百五十五

大體の幅員

間、南北約二百十間、周回約六百九十間なり。

一四

### 八 上岐川面五老里山城 (附圖第八、圖版第一八參照)

所在

五老里は黒林川と城川江との會流點に近く位し、咸興郡内に於ける屈指の大部落なり。黒林川に流入する小河ありて部落を兩分し、細流を帶びて河東に峙つ山を金盤山といふ。城は此の山の上にあり。

金盤山は黒林・城川兩河の間に陥入する山脈の尖端にして、相連りたる三岡より成る。南岡は五老里の河東の部落に接して一大圓墻の狀をなし、中岡と高さ相若き、北岡は二岡の背後にありて少しく高く、上に鉢巻式の石垣を戴けり。さて此の石垣の周圍を一巡すれば、壁は直立せずして少しく内部に傾き、悉く割石を用ひたり。東壁(AよりB)と北壁(BよりC)との外部は、山勢緩にして、壁の高さ五六間、西壁(CよりD)は険崖に臨めるを以て、高さを二間乃至三間に減す。南壁(DよりA)は内部に轉曲して山の懷に築かれ、頽墻の程度他の部分に比して甚しく、其の高さを知るを得ず。周圍三百十間、東西に廣く、南北に狭く、西より東に傾くと共に、北より南に傾けり。壁の内側に帶の如き平地の存するは、其の部分の土沙を削りて之を築きしが爲めなるべし。最高點(標高一五二米突)に近く井址二あり。其の一には今も水を湛ふ(圖版第一)。

此の城は今ま慈塘の稱を有す。上朝陽面長朴癸殷氏の言に依れば、其の家の墳墓は、城の附近にあり。而して家藏の文書には城塘にありと記るすといふ。然らば慈塘(不詳)は城塘(正字)の轉なるべし。

### 九 川西面上雲興里中峰山城 (附圖第九、圖版第一九一二〇參照)

雲興等の里

咸興邑の西二邦里餘、地境里の西北一邦里餘に頗る人家多き聚落あり、雲興・雲洞及び上雲興と名づくる三里に分

る。聚落の西方は咸興平野の一部を限れる山地にして、其の主脈は咸興郡の川西面と定平郡の朱伊面との境をなし、中峰の稱ある一峰最も高し(標高二八一米突——上雲興里の平地よりの高さは二五三米突、同里より二十町許の山路に由りて頂に達す)。峰頂には石垣を環らしたる形跡歷然として残り、俗に麻姑の築きしものと傳ふ。

此の城は大德里山城及び五老里山城と其の形式を同じくする鉢巻式の小山城にして、西より東に傾き(上雲興里等の部落に面して)東壁は少しく内部に彎曲す(圖版第一)。但だ本城の石垣は二重に築かれ、前の二城の如く單垣にあらず。今ま甚しく頽圯すれども、西南及び正西の二面に於て最もよく形跡を存す(圖版第一)。其の斷面は附圖第九に示す所の如し。内壁の周回は三百十五間、南に偏して井址あり。瓦片は處々に散在し、就中東壁の内部に多し。

### 一〇 川西面高陽里山城 (附圖第一〇、圖版第二四、上參照)

雲興里の北約三十町、高陽里の人家に接せる小丘の上にあり。長さ約五十間、幅約二十五間、極めて小規模なる橢圓形の山城なり。東北に面する部分は、其の傾斜面を削りて三段となし(各段の幅は二間乃至三間、高さは一間乃至一間半)、西北の一面にも少しく之を及ぼせり。されども他の二面には全く其の形跡を見す。而して西南の一面には四五寸ばかりの丸石處々に散在す。蓋し此の城は三段に削りし部分を正面とし(圖版第一)、背面には無造作なる石壘の設ありしなるべし。里人は之を「麻姑の棲みたる跡」と傳ふれども、麻姑の何者なるかについては答ふる所なし。

## 第二章 尹瓘の征略地に關する後世の所傳

今日咸鏡南道を旅行して少しく智識ある鮮人と語れば、麗將尹瓘の名を識らざるものなし。北青郡の侍中臺碑と端川

郡の將士臺碑とは隨つて即ち話頭に上る。而して或は北道の銕城郡にも元帥臺碑あるを口にするものさへあり。侍中臺

一五

麗將尹瓘の遺

麻姑の遺

北青郡の侍中

泰齊

碑に曰く「維我先祖文肅公、坡平尹公諱璫、字同玄、高麗文宗朝登文科仕元、睿宗朝以門下侍中爲行營大元帥、征討  
靺鞨時、嘗登臨于此、後人因以侍中名焉」と、碑は北青郡の東海岸、利原郡との界を劃する蔓嶺にありて、崇禎元後  
九十四年辛丑李氏景王元年、清康熙二年、西紀一七二一、璫の二十二世の孫にして時の咸鏡道觀察使たりし尹憲柱の建つる所なり。將士臺碑  
是端川邑の西北約二里、東に南大川を帶びたる何多面古邑里の山岡の上にあり開版第二。崇禎元後四乙酉の歲、李氏  
純祖  
二十五年、西紀一八二五亦た璫の子孫の財を磨めて立てたるものにして、文に「此我祖文肅公北征時古蹟碑也、公姓尹、諱璫、  
璫碑、錢城郡の元帥

高麗睿宗朝、以門下侍中爲行營大元帥、征討女真、開拓六鎮、豐功偉烈俱載歷史、至今照人耳目、於休盛哉、遺蹟之  
在北國者、錢城有院宇及元帥臺、北青有侍中臺、端川有將士臺、臺以將士名、蓋因舊領士卒而稱焉者  
也」云々といへり。錢城郡の元帥臺碑につきては、關北誌、錢城府、山川の條に「元帥臺、在府南八里、西連長白、  
東臨大海、高麗元帥尹璫、開拓北關凱還、駐軍于此、後人仍名焉、臺上有碑、名曰功、蓋海東威振漠北、即刊書尹憲  
柱重修廟宇時所立也」と見ゆ。尹璫歿して後八百餘載、其の名の人口に喰炙し、其の功業の記念せらるゝこと此くの  
如し。

丹塙の築さし

諸城

高麗史卷十睿宗世家、三年、遼乾統六年、西紀一二〇八、二月の條に、璫の征略當時の事實を記して曰く「甲午、以尙書柳澤、爲咸州  
大都督府使、置英・福・雄・吉四州及公嶮鎮防禦使。戊申、尹璫以平定女眞新築六城、奉表稱賀、立碑于公嶮鎮爲界」。璫の築さし是  
等の城は、幾ならずして空しく女眞の有に歸し、後世殆んど忘れたるが如くなりしも、獨り征服地の界至をなした  
りといふ公嶮鎮のみは然らず。璫の征略の後二百八十年を経て辛卯明洪武二十一年、西紀一三七八、に至り、高麗の政府が領土の  
問題に關して抗議を明に提出せしことあり。其の表文に「切照、鐵嶺迤北、歷文・文川、高・高原、和・永興、定・定平、  
成興○今の等諸州、以至公嶮鎮、自來係是本國之地、至遼乾統七年、高麗有東女眞等作亂、奪據咸州迤北之地、睿王

辛卯朝に屬す公嶮鎮

金鑑

告達請討、遣兵克復、就築咸州及公嶮鎮等城、及至元初戊午年間、高麗高宗四十五年、西紀一二五八蒙古散吉大王・普只官人等領兵、收  
附女眞之時、有本國定州叛民卓青・龍津縣人趙暉、以和州迤北之地迎降、……遂將和州冒稱雙城、以趙暉爲雙城惣管、  
卓青爲千戸、管轄人民、至々正十六年間、高麗高宗五十五年、西紀一二五六、中達元朝、將上項惣管・千戸等職革罷、以和州迤北還属本國、  
至今除授州縣官員、管轄人民、由叛賊而侵削、控大邦以復歸、……公嶮之鎮、限邊界非一二年、……伏望陛下度擴包  
容、德敷撫綏、遂使數州之地、仍爲下國之疆」といへるは公嶮鎮以内が自國の有なることを主張したるものなるが、  
當時高麗の勢力の及びし東北面の限界は、伊板嶺(磨天嶺)外なる今吉州地方當時海陽なりき。又た恭讓王の朝、高麗  
の事實上の主たりし李成桂は、豆滿江の下流地方に據れる幹都里・兀良哈等の女眞部族を招諭し、王の四年明洪武二十九年、西紀一三九八、  
其の酋長の入朝貢獻するや、更に他の諸部落に勝誼せしむ。即ち勝文に「洪武二十四年七月、差李必等、賈勝文  
前去、女眞地面互萬等招諭、當年幹都里・兀良哈萬戸・千戸頭目等即便歸附、已行賞賜名分、俱各復業、所有速頻・失  
的観・蒙骨・改陽・實儕・八隣・安頓・押蘭・喜刺兀・兀里因・古里罕・魯別・兀的改地而、原係本國公嶮鎮境內、  
既已曾經招諭、至今未見歸附、於理不順、爲此再差李必等、賈勝文前去招諭、勝文到日、各々來歸、賞賜名分、及凡  
所欲、一如先附幹都里・兀良哈例」といひ、豆滿江外の地を以て公嶮鎮の境内となせり。又た少しく降りて李氏太宗  
の世、明に於て成祖位を踐む。帝は直ちに遠畧の雄圖を豆滿江方面の女眞に向け、吾都里・兀良哈等の諸部族を招撫  
するに努めしが、更に朝鮮の領内參散(北青)・禿魯兀(端川)等の地の女眞にさへ招諭の勅書を放てり。朝鮮の政府は  
之に對して機宜の處置を執り、且つ抗議を提出すべく特に前朝(高麗)の睿宗實錄を檢して尹璫征女眞の事實に其の辭  
柄を求め、乃ち上奏する所あり(太宗四年、明永樂二年、西紀一四〇四)。此の奏本には東北地方の古來の沿革を述べて「照得、本國  
東北地方、自公嶮鎮廢孔州○今之廢孔州、李成桂即位の年其の祖と稱す、吉州○元代の海陽、高麗恭祖王の二端州・高麗孝祖の八年端、  
州安撫使を置く英州・○尹璫の置く州、雄州・○同咸州・○尹璫の置く州、王の五年敗復して知咸州事を置く、今之咸興等州、俱係本國之地、至遼乾統七年、

李氏太宗の明  
えられたる公嶮鎮

李成桂の勝文

李成桂の勝文

東女眞作亂、奪據咸州迤北之地、高麗睿王々俟、告遼請討、遣兵克復、及至元初、戊午年間、蒙古散吉・普只等官、取付女眞之時、本國叛民趙暉・卓青等、以其地迎降、以趙暉爲惣管、卓青爲千戶、管轄軍民、山是、女直人雜處其間、各以方言名其所居、吉州稱海陽、端州稱禿魯兀、英州稱三散、雄州稱洪肯、咸州稱哈蘭、至正十六年間、恭愍王々顯申達元朝、並行草罷、仍以公嶮鎮迤南還屬本國、委定官吏管治」といひ、次に洪武二十一年(辛卯十四年)公嶮鎮迤北を遼東に、公嶮鎮以南鐵嶺に至るまでを高麗に屬せしむる協約ありしこと、李氏の祖安社(穆祖)の墳墓の孔州に在る成祖は直ちに此の請を容れ、朝鮮の領内に住する女眞に對しては招諭の手を濶めだり。されどもなほ吾都里及び兀良哈を懲磨せむとし、連りに使者を送りしかば、朝鮮は吾音會(會寧)に於ける斡都里の酋長猛哥帖木兒及び伐時溫(鍾城の江外)に於ける兀良哈の酋長把兒遜等をして成祖の勅を迎へざらしむるに磨心し、而して明へは「猛哥帖木兒等、始緣兀良哈侵擾避地、到來本國東北面慶源・銳城地而居住、○吾音會に來りしなり……切詳、猛哥帖木兒・答失等并管下一百八十餘戸、見居公嶮鎮迤南銳城地面、○吾音會の地を指す把兒遜・着和○吾音會の住地は悉く之の地を指す、ノ悉く之の後時溫、各々附籍等差」を奏達せしむ(太宗五年明永樂三年西紀一四〇五)。是れ亦た上の奏と同じ趣旨を反復したるものなり。

麗末・鮮初の間、公嶮鎮の名の數々史上に見ゆ、東北面に於ける當時の國境の北方に存すとせらるゝこと斯くの如し。然らば其の所在は明かに之を知るを得べきか。李氏世宗朝の十四年(明宣德七年西紀一四三二)に成れる世宗實錄地理志、慶源郡護府(富居の)の條に「自東林城(東南東林里)の慶源の北距五里許、有所多老營基、ノ源附近の慶源の南に會する河水を會乃豆滿江之下流也、越江十里、大野中有大城、即縣城、ノ又大義閣城もいふ、豆滿江の中間の地、内有六井、其北九十九里山上有古石城、名曰於羅孫站、其北三十里有虛乙孫站、其北六十里有留善站、其東北七十里有土城基、即巨陽城、

ノ再度の卷本に  
見えたる公嶮鎮の記事

ノ第二次の卷本に  
見えたる公嶮鎮の記事

○東京塔に近き今之東京城、内有兩石柱、古懸鍾處、鍾高三尺、圓徑四尺有奇、嘗有慶源人庚誠者、至其城、碎其鍾、用九馬駄來、纔十分之一、從者三十餘人皆死、其遺鐵真草芒中、人不敢收、城本高麗大將尹瓘所築、自巨陽西距六十里先春峴、即尹瓘立碑處、其碑四面有書、爲胡人刻去其字、後有人掘其根、有高麗之境四字、自先春峴越愁濱江、ノ赤河、有古城基、自所多老北去三十里有於豆下峴、ノ慶源之鑑城之境、其北六十里有童巾里、關鎮、其北三里許、越豆滿江灘、北去九十里、有吾童沙吾里站、ノ赤城、其北一百里有英哥沙吾里站、ノ布爾巴、其北蘇下江邊有公嶮鎮、即尹瓘所置鎮、南隣具州、ノ附近、探州、ノ附近、北接堅州、ノ吉林、自英哥沙吾里西去六十里、有白頭山、山凡三層、頂有大澤、東流爲豆滿江、北流爲蘇下江、南流爲鴨綠、西流爲黑龍江」といへるは、實に公嶮鎮の的確なる所在を指示せる記事なるが如し。されどもこはたゞ外見上然るのみ、筆致に於て然るのみ、今之東京城に比定すべき巨陽城は、渤海國の上京の遺基にて、尹瓘の築きし城にあらず。其の西六十里の先春峴が尹瓘立碑の處なりといひ、英哥站の北蘇下江の邊に公嶮鎮ありといふまことしやかなる記載は、全然机上の製作に係り、畢竟此の鎮の古基を漠然豆滿江外にありとなせる毫も撰ぶ所なし。仔細に上の記事を検覈し、之を實際の地理に照せば、かゝる結論に到達す。富居の慶源府の四境を説明したる實錄地理志の一條に「北距公嶮鎮七百里、東北距先春峴七百餘里」といへるも、方向の一致せざる點に於て亦た其の歸趣を同じくするものなり。又た高麗史地理志には「公嶮鎮、睿宗三年築城置鎮、爲防禦使、六年築山城、ノ云孔州、ノ云在先春峴、ノ云在蘇下江邊」とありて、此の夾註は一見鎮の所在に關する諸説を列挙したるが如くなれども、後半の二句は實錄地理志の記事の摘要に過ぎず、前半の孔州と匡州とは同一地名にして(今之慶興の地)、之を鎮の所在に擬せるは、高麗の經略の豆滿江の下流に達せざりし辛禥時代に於ては斯くも思料せらるゝとなしたる高麗史地理志の編者の私見なるべし。

退いて按するに、高麗は恭愍王の五年、元至正十六年、西紀一三五六、元の國運の凋落したるに乘じ、雙城惣管府の略取を敢てし、忽

ち三撤(北青)地方を踰て伊板嶺(磨天嶺)以南を占有せり。而して爾來中國の威力の此の方面に及ばざりし間、益々開拓の歩を進め、李成桂の新朝を創めし頃には、豆滿江の下流に達せしが、辛禡十四年以來再三更上に見ゆる前記の公嶺鎮は、一として國境問題に關係せざるはなく、即ち新附の領土の動もすれば再び中國に没する虞ありし時、そが自國に屬することの當然なるを主張するが爲めに（時に或は開拓の歩を進むる口實として）提舉せられしものなり。且つ李氏太宗朝に於ける公嶺鎮の提起は、辛禡朝の其れの故智を襲ひこと明かにして、其等の關係文書のみに依りて判断すれば、彼の鎮城は單に現下の國境の彼方に存すといふ外、其れを定められたる地ありしにはあらざるが如し。然るに其の後の編纂に係る世宗實錄地理志に鎮の所在を説明したる記事ありて、頗る明確に之を指示せる如き體裁を具へながら、實質に於ては亦甚だ荒漠たりとせば、彼れとは互に關係なしといふべからず。蓋し實錄地理志の不明の不眞の遺基

實錄地理志の  
書に基きて成文  
記事は外交文書

の記事は、公嶺鎮の名を提舉したる外交上の文書を基礎とし、之に適應すべく作成せられしものなるべきなり。随つて鹿末・鮮初の間、此の鎮城の名の數々史上に見ゆるに拘らず、實際上の問題としての遺基の所在は、到底詳かならずとせざるを得ざるが、高麗史地理志の編者が鎮の建置を記したる條下に上記の如き註脚を施し、説を二三にしたる筆致を用ひしを以て觀れば、當時既に其の不明なりしを疑ふべからず。

尹璡は公嶺鎮と共に雄州・英州・福州・吉州等の諸城を築けり。尹璡傳に據れば、彼れの經營したる地域は、東は火串嶺に、北は弓漢伊嶺に、西は蒙羅骨嶺に至りしが、其の火串嶺下に築きしを雄州といひ、弓漢伊村に築きしを吉州といひ、蒙羅骨嶺下に築きしを英州といひ、又た吳林金村（方向不明）に築きしを福州といへりしなり。尙書柳澤を以て長官となしたる咸州大都督府も、亦た同時の建設に係る。さて高麗史地理志に是等の諸州を説明したる記事あり。咸州につきては「咸州大都督府、久爲女真所據、睿宗二年命元帥尹璡等、率兵擊逐、三年置州爲大都督府、號鎮東軍、四年撤城、以其地還女真、後又沒於元、稱哈蘭府、恭愍王五年收復舊疆、爲知咸州事」といひて、之を今の咸興

### 咸州

### 吉州

となし、吉州につきては「吉州久爲女真所據、號弓漢村、睿宗三年置州爲防禦使、六年築中城、尋以地還女真、後沒於元、稱海洋、海陽、一云三恭愍王時收復舊疆、恭讓王二年置雄・吉等處管軍民萬戶府州在北、雄州在南」といひて、之を今の吉州となす。英州・雄州につきては「英州、睿宗三年置州、爲防禦使、號安肅軍、四年撤城、以其地還女真、後併於吉州」、「雄州、睿宗三年置州、爲防禦使、號寧海軍、四年撤城、以其地還女真、後併於吉州」といひて、是等に擬定すべき後世の地名を擧げざれども、嘗て吉州に併合せられたりといふ點に於て、暗に吉州附近なるを示せり。福州につきては「福州久爲女真所據、號吳林金村、睿宗三年置州爲防禦使、四年撤城、以其地還女真、後沒於元、稱禿魯兀、及恭愍王時收復舊疆、辛禡八年改端州安撫使」といひて、之を今の端川となせり。されども璡の築きし五州城の配置が果して斯くの如くなりしや否やは、大いに疑なき能はず。咸州は大都督府の所在地として占領地の中権に位したりと思はるゝに、其の北界をなしたる吉州が今の吉州にて、而して雄・英二州が嘗て之に併せられたることありとせば、本來東界と西界とに置かれたといふ後の二州は、比較的の位置に於て餘りに北方に偏せずや（今の吉州に併合せられし二州は、地勢上磨天嶺外にありたりとすべきが故に）。而して今の端川が福州に擬せられたるに對し、遠く咸興に至るまでの間、一の州治のなかりし如くなるも怪しむべし。且つ端川即ち禿魯兀は、恭愍王五六年の間元朝の治を離れて高麗の有に歸したる地なるが、元代の禿魯兀が古の福州の改稱たること、實に地理志のいふ所の如くにして、そが時人の記憶に存せりとせば、辛禡八年此處に安撫使を置きたる時、何故舊名を復せずして新たに端州の稱を用ひしか。

### 福州

ハ蘭府の咸州、海洋の吉州は、共に其の名を古に復せしものなりといふにあらずや。更に世宗實錄地理志を檢するに問題の事項に關する本書の記載は、多く高麗史地理志と異なる所なし。即ち吉州牧の條下に、尹璡傳に據りて雄州・英州・吉州の築城を述べ、次に「吉州在北、雄州在南」と附記したるは、上記の高麗史地理志の吉州の條の夾註に「州在北、雄州在南」とあるに應じ、端州即ち當時の端川郡につきては「久爲胡人所據、別號豆乙外、一作禿魯

### 實錄地理志の 記事と高麗史地理志の 関係

記事と高麗史地理志の関係

元、高麗大將尹瓘逐胡人置九城、以郡爲福州防禦使、洪武十五年壬戌○辛卯八年改端州安撫使といひて、彼れ是れ相違の存するなく、北青を説明して「本號參散、久爲胡人所據、高麗大將尹瓘逐胡人置九城、其名未詳」といへるは、高麗史地理志に「北青州府、久爲女眞所據、九城時名號未詳、後沒於元、稱三散」とあるに當る。乃ち知る、高麗史地理志の上の記載は、實に公輸鎮の所在を説明したる註文の如く、主として實錄地理志に本づきたるものなるを。但だ英・雄二州が女眞に没せし後吉州に併合せられたりといふは、實錄地理志に見らざる所にして、高麗史地理志にのみ其の記事あり。然かも吉州の女眞に没せしことを否認せざる限り、斯くの如きは断じてあり得べからざる事實なるが故に、こは二州の所在に關して何等かの説明を與へむとしたる出でたる麗史の編者の杜撰ならざるべからず。隨つて實錄地理志の記載を以ては、英・雄二州の所在は全く不明なりとすべし（尹瓘傳の文に附記して「吉州在北、雄州在南」といへるは、其の文に瓘の占領地の北界に築設せられし城を吉州となしたるより、雄州は其の南にありしならむと臆測したるに過ぎざるべし）。又た上に引きたる李氏太宗四年の明への奏文を見よ。是れには元朝の治下にあり東北地方に關して「女直人雜處其間、各以方言名其所居、吉州稱海陽、端州稱禿兀、英州稱三散、雄州稱洪肯、咸州稱哈蘭」といひ、端州を禿兀の舊名なりしが如く見做せるのみならず、今の北青及び洪原なること疑なき三散及び洪肯を英州と雄州とに擬せり。太宗實錄に依れば、此の奏本は特に高麗の睿宗實錄を檢して作製せられしものなりといへど、一見實錄地理志の缺陷を満たせる如き地名の比定は、容易く信を措くに足らず。雄州と英州とが瓘の征服地の東界と西界とをなせりといふに對し、東海岸に位置する洪原は或は前者に適應せむも、其の東北なる北青は明かに後者に相當せざればなり。故意か偶然か、後年の編纂に係る實錄地理志は此の説を掲げず、北青の沿革を記して「高麗大將尹瓘逐胡人置九城、其名不詳、恭愍王丙申○五年置安北千戶防禦所、壬子○二十一年改北青州萬戶府」といひ、洪原については、成興府の條に「古稱洪獻、遼陽志稱紅坑、本朝太祖七年戊寅、洪武三、改稱洪原縣、來屬」といへ

英雄二州の所

英雄二州の本の

英雄二州の

英雄二州の

り。こは蓋し實を得たりとすべく、若し三散と洪肯とが古の英州と雄州にして、其の事實が後世に傳はりたりとせば、恭愍王の五年兩地を占有せし時、或は其の後治所を設けし時、尹瓘時代の舊名によりて之を呼ぶが當然なるべければなり。太宗四年の奏本に見られたる地名の比定は、必ず任意的のものならざるべからず。斯くの如くにして麗末・鮮初の間、雄・英二州の所在の全く不明なりしは、殆んど疑を容れざる所なり。又た太宗四年の奏本に當時の端州が古の福州なりといはざるは、吾人の注意を置すべく、而して兩者を同一視したる記事に對しては、既述の如き疑義を生ずるが故に、福州についても亦た其の所在の不明なりしを想はざるを得ず。然らば恭愍王の時元代の海陽の地に萬戸府を置き、之を吉州と命名したるは、確實なる地理上の智識を基礎として尹瓘時代の舊名を復活せしめしものなるか、是れもおのづから疑問とすべし。

尹瓘の功業の大小は彼の征服地の廣狭に依りて定まる。然るに之を徵する資料たるべき實錄地理志や高麗史地理志の記載は、却つて瓘の置きたる諸州の所在が二書の成りたる以前より既に殆んど不明となりりとせば、其の他の遺蹟は推して知るべく、或は瓘の登臨し、或は士卒に倚頌し、或は凱還に際して軍を駐せりといふが如き瑣末の事件に關する地が、それより某々の處として遙かに後代まで世人の記憶に残らむやうなし。蔓領の侍中臺碑、端川郡の將士臺碑、銳城郡の元帥臺碑が歴史上價値なきものなることは、殆んど疑を容れざらむ。されば瓘の征略が那邊に及び其の功業が如何なる程度のものなりしかば、宜しく當昔の史料に溯つて之を考查すべきなり。

### 第三章 尹瓘の征伐及び其の地域についての考察

尹瓘の女眞征伐、即ち所謂九城の役は、睿宗二年十二月の出兵に始まり、同四年六・七月に於ける和議及び其の結

尹瓘の遺蹟と  
傳ふるものの

福建の所在の

福建の

果としての九城の放棄に了れり。今ま先づ高麗史脊宗世家より之に關する記事を左に抄出す。均しく此の役の顛末を傳へし尹瓘傳の記載は、初めの部分はこれより遙かに詳密にして、主要の問題の解釋に資すべき屈観なる材料なれば、個々の事實に對する月日の全く省かれたる點に於て、直ちに考據となし難く、以下之を利用するに當り、常に世家の記事を參照するの必要を感じねばなり。

ア二年閏十月壬<sup>三十</sup>寅<sup>十一</sup>以將伐女真、……以尹瓘爲元帥、吳延龍爲副元帥、幸西京、時日官奏、宜御西京以遣將帥、故有是行。  
 イ同 十一月庚午<sup>十二</sup>至西京、  
 ウ同 同 乙亥<sup>十二</sup>  
 エ同 同 丙申<sup>十二</sup>尹瓘擊女真大破之、遣諸將定地界、築雄•英•福•吉四州城、  
 オ同 二月壬辰<sup>十三</sup>女真圍雄州、崔弘正開門出擊、大敗之、俘斬八十級、獲車馬兵仗無算、  
 カ同 同 甲午<sup>十三</sup>以尚書柳澤爲咸州大都督府使、置英•福•雄•吉四州及公嶮鎮防禦使、  
 キ同 同 甲午<sup>十三</sup>尹瓘以平定女真新築六城、奉表稱賀、立碑于公嶮鎮以爲界至、  
 タ同 三月庚午<sup>十四</sup>女真來屯英州城外、官軍出戰敗之、斬馘二十級、獲兵仗及馬八匹、  
 ケ同 同 甲午<sup>十四</sup>尹瓘獻俘三百四十六口•馬九十六匹•牛三百餘頭、尹瓘又築宣州•通秦•平戎三  
 サ同 四月壬午<sup>十五</sup>城、徙南界民、以實新築九城、  
 シ同 乙亥<sup>十五</sup>以尹瓘爲門下侍中判尚書吏部事知軍國重事、吳延龍爲尚書左僕射參知政事、遣內侍郎中韓敵如、賈詔書•告身及紫繡鞍具廄馬二匹、至雄州分賜之、  
 ジ同 五月庚午<sup>十六</sup>尹瓘•吳延龍凱還、王命其鼓吹軍衛以迎之、

遣兵馬副元帥吳延龍、授鉄鎗、往救雄州、  
 吳延龍至雄州、擊女真、破走之、  
 命行營兵馬元帥門下侍中尹瓘、復征女真、  
 行營兵馬元帥尹瓘獻馘三十一級、  
 兵馬判官庾翼•將軍宋忠•神騎軍朴懷節等、與女真戰于吉州死之、  
 行營兵馬判官王宇之•拓後京與女真戰于咸•英二州、斬三十三級、  
 行營兵馬元帥尹瓘獻馘三十八級、  
 行營兵馬錄事長文緯等、與女真戰于崇寧鎮、斬三十八級、  
 東界兵馬副元帥吳延龍降辭、王詔景靈殿、親授鉄鎗、  
 東女真復遣史顯、欵塞請和、  
 女真圍吉州、吳延龍引兵救之、師大敗、  
 遣東界兵馬元帥尹瓘于西北路、  
 尹瓘•吳延龍引兵救吉州、聞女真請和、還定州、  
 召宰相臺諫六部、議還九城、平章事崔弘嗣等二十八人皆曰可、禮部郎中朴昇中•戶

部郎中韓相曰不可、

マ同 同 同 己亥

東蕃使莫弗・史顯等來朝、

ミ同 同 七月乙巳

會宰樞及臺省・諸司・知制誥・侍臣・都兵馬判官以上、文武三品以上于宣政殿、

メ同 同 辛酉

御宣政殿南門、引見襄肅等、許還九城、莫弗感泣拜謝、王賜物遣還、命內侍金珣、

シ同 同 内午

護送境上、仍詔元帥等、諭以還九城之意、

キ同 同 丙寅

行營兵馬別監承宣崔弘正・兵馬使吏部尚書文冠、諭女真會長居駁伊等曰、汝若請還九城、宜如前約誓告于天、酋長等設壇咸州門外、告天誓曰、而今已後至于九父

出征の時日 五年冬十一月二十四日、幸御西京、十二月初一日、於祖眞殿前、親授臣鉄鉞、臣受命、分兵四道而行、至十三日到定

五州一鎮の築設

州界首、十四日昧爽、撤去關防、出軍急擊、大破平定、就築城池六所、奏依聖旨定名訖、一曰鎮東軍咸州大都督府、

尹璫の獻功表

東文選卷十四に「伐女真取其地、築設城池、實入丁戶訖、獻功表」と題する表箋を載す。兵馬鎗轄として尹璫の軍に

従ひたる林彥が、璫の爲めに代作したものにして、其の文に「臣讐言、聖上以東女眞皆逆作亂、將欲問罪懲惡、以

出征の時日 去年冬十一月二十四日、幸御西京、十二月初一日、於祖眞殿前、親授臣鉄鉞、臣受命、分兵四道而行、至十三日到定

五州一鎮の築設

州界首、十四日昧爽、撤去關防、出軍急擊、大破平定、就築城池六所、奏依聖旨定名訖、一曰鎮東軍咸州大都督府、

傷、

モ同 同 王戌

是日、撤東界崇寧・通泰二鎮城、

ヤ同 同 甲子

撤英・福二州、眞陽鎮城、

ニ同 同 乙丑

撤咸・雄三州、宣化鎮城、

サ同 同 丙寅

是日、撤東界崇寧・通泰二鎮城、

カ同 同 丁卯

撤東界崇寧・通泰二鎮城、

尹璫の記事

尹璫傳の記事

軍の編成及び出動の地點

充一千九百四十八丁戸、二日安瀬軍英州防禦使、充一千二百三十八丁戸、三日寧海軍雄州防禦使、充一千四百三十六

丁戸、四日吉州防禦使、充六百八十丁戸、五日福州防禦使、充六百八十五丁戸、六日公嶮防禦使、充五百三十二丁戸、

各令守禦者略」といへり。璫の出征の時日は睿宗世家に見られ、十二月十三日定州に到り、翌曉敵地に進撃せ

りといふは其の遺漏を補ふ。又た此の上表に對して特に精査すべきは尹璫傳の記事なり。傳に依れば、璫の東界に至

りし時、其の地に屯せし兵は十七萬、彼れは之を五軍に編成し、自ら五萬三千人を以て定州の大和門を出で、中軍

の將金漢忠は三萬六千七百人を以て安陸成を出で、左軍の將文冠は三萬三千九百人を以て定州の弘化門を出で、

右軍の將金德珍は四萬三千八百人を以て宣德鎮の安海・拒防兩戍の間を出で、船兵別監梁惟棟等は水軍二千六百を

以て道舡浦を出でたり。定州は今の定平(精密にいへば邑城の傍に遺存せる古州城)、安陸成は州城の右翼をなせる

古長城が廣浦の西岸南奥里(舊名城末里)に於いて盡くる處、安海・拒防兩防は廣浦の南の土築の長城の附近、道舡浦

は今の廣浦なり。璫の上表に所謂「撤去關防、出軍急擊」は、五軍が斯くの如く定州及び以東の長城を躊躇して其の

北方に進撃したるをいへるものなりとす。さて是等の諸軍は各々女眞の村落を攻略し、斬獲頗る多かりしが、其の結果として築設せられし城池については、傳に「璫又分遣諸將、畫定地界、東至火串嶺、北至弓漢伊嶺、西至慶羅骨嶺、又遣日官崔資額、相地於蒙羅骨嶺下、築城廊九百五十間、號英州、火串嶺下築九百九十二間、號雄州、吳林金村築七

百七十四間、號福州、弓漢伊村築六百七十間、號吉州、又創護國仁王・鎮東普濟二寺於英州城中」と記るさる。次に

「明年」即ち三年に繋げては、璫・延寵が出て、加漢村の瓶項小路に、入つては英州城の南に開ひたる事實を叙し、

又た之を承けて「璫・延寵乃率諸將、會于中城大都督府、權知承宣王字之、自公嶮領兵詣都督府」といへり。然らば所謂地界を畫定して置かれし四州城の外、大都督府たる中城、并に公嶮鎮城が亦た殆んど同時に築かれたりしは、尹

璫傳に依りても之を知るべく、璫の表文の「咸州大都督府」が、傳の「中城大都督府」なるは固より論なし。次に記

雄州の戦  
璫の賀表  
功表  
傳の賀表と獻  
公礪鎮碑  
の時日  
五州一鎮築設

るされたる事實は雄州城の戦にして、「女眞兵數萬、來圍雄州、弘正訓勵士卒、衆皆思闘、即開四門、齊出奮擊、大敗之」云々といひ、之に續いで「璫又城英・福・雄・吉・咸州及公礪鎮、遂立碑于公礪、以爲界、造其子彥純、奉表稱賀」といふ前置の下に其の賀表の文を擧げたり。尹璫傳を精讀して茲に至れば、此の前置は是れより先き既に築き訖れりと記するされたる、及び然か見るべき諸城に對して重複の言をなしたるものとすべく、文字の表面に現はれたる所を以ては、斯く解釋するの他なし。されども「聖人之德、允合於乾坤、仁義之兵、已平其夷狄」云々といへる冗漫なる賀表の本文を一讀し、退いて東文選の獻功表を再閲するに、上に引用したる部分（璫の出征したる時日、其の築設したる五州・一鎮の名稱、及び其等に充當せられし守兵の數を的知すべき記載として吾人の注意を惹きたる部分）の下文——價值ある文字を含まざるを以て故ら引用せざりし——は、正に此の賀表の文に相當す。換言すれば尹璫傳の編者は、獻功表即ち賀表の全文の前半を省略し、上の如き簡単なる前置を以て之に代へ、唯其の後半のみを掲げしなり。従つて「又」字の存する點に於て當然重複の言をなせりを見るべき其の前置は、實は「璫が是れより先き英州・福州・雄州・吉州・咸州及び公礪鎮を城き、丁戸を實入し訖りしを以て、表を奉りて賀を稱せり」との謂にて、「又」は「以」の説なるか、若くは編者自ら不用意に加へし文字なるべし。但だ碑を公礪鎮に立てゝ界となせりといふ事實は獻功表の何れの部分にも見らぬに、傳の前置には其の句を抑めり。是れ亦た別に解釋を要する事項なれども、論旨の岐路に入るを懼れ、姑く疑問として保留す（第四章第五節「附記二」を見よ）。

さて睿宗世家を見るに、二年十二月丙申（十五日）の條（モ）に、「尹璫擊女眞、大破之、遺諸將定地界、築雄・英・福吉四州城」とあり。されども此の丙申の日は璫の出征したる翌日にて、四城の設置のいまだしきは言を俟たず。蓋し尹璫傳にあるが如く、璫が諸將を分遣し、地界を畫定して某々四所に州城を置いたることを傳へし（的確なる時日を明かにせざる）或る史料の存せしより、世家の編者は之を璫の出征に聯繫して記るしゝなるべし。而して獻功表と一

日の相違ある丙申の日は、出征の當日と見做されたるに似たり。翌三年二月戊申（二十七日）の條（キ）には「尹璫以平定女眞新築六城、奉表稱賀」と見ゆ。即ち上述の獻功表に關する記事なり。又た十數日を遡りて同月甲午（十三日）の條（カ）には、尚書柳澤を成州大都督府使となし、英・福・雄・吉四州及び公礪鎮に防禦使を置きたりとあるが、獻功表に「大破平定、就築城池六所、奏依聖旨定名訖」といへる「聖旨」は此の事實を指したるものなるべし。新築の六城に對する名號の裁可と其等の長官の任命とは、同時に發表せられたりと見て不可なかるべきればなり。故に六城其のものゝ築設は是れより以前にありとすべく、尹璫傳に崔弘正が雄州の城門を開きて賊の圍を突けりと記るされたる戦は、世家の二月壬辰（十一日）の條（カ）をなし、又た此の雄州の戦に先づて公礪城及び中城大都督府の名、さては英州城南の戦の記事が尹璫傳に見ゆるは、事實の上より之を證す。従つて是等の六城の成れるは、晚くも三年正月中にありとすべし。乃ち知る、璫が女眞を攻伐し、而して其の占領地を守禦する六城を築き終るまで、之に費やしたる時日は、彼の出征の日より數へて約一個月半を踰むざりしを。——王旨に依りて城名の定まれるに先ち、其の名の既に史上に見ゆるは、或は追稱なるが如く解せられむ、恐らく然らず。璫は新設の諸城に對して自ら名號を撰定し、後之を朝に奏せしなるべく、其の名號は裁可の下るを待たずして夙く使用せられしならむと想はるればなり。但だ未だ大都督府使の任命なきに、其の城を大都督府と呼ばむやうなれば、これは追稱を見るの外なし。「中城」は朝命に依りて咸州と命名せられし以前の假稱ならむ。

璫は所築の六城に民戸を實入して賀表を奉り、又た林產をして同じ事實を記したる文を作らしめ、之を英州の廳壁に書せしめたり。而して翌月俘獲を獻じ（ク）、早くも四月己丑の日（九日）には延龍と相携へて京都に凱還せり（シ）。こは固より豫定の目的を達成したるが爲めにして、即ち獻功表に「山川險阻、城池因得以高深、原野膏腴、田井亦從而耕藝，在昔人求而未得者、今茲天與而既取之、上足以謝宗廟在天之靈、下足以雪朝廷積年之耻」といひ、英州廳壁の

銘に「嗚呼女眞之頑愚、不量其強弱衆寡之勢、而自取於滅亡。如是、其地方三百里、東至于大海、西北介于蓋馬山、南接于長・定二州、山川之秀麗、土地之膏腴、可以居吾民」といへる所以なりとす。斯くて延寵は凱旋の後日ならずして再征の途に上り<sup>(3)</sup>、瓘も七月に至りて再征しつゝ、明年四・五月の間、又た各々三征したるが<sup>(4)</sup>、<sup>(5)</sup>彼等は之に依りて更に邊土の開拓を増大したるにあらず。當初の征略の後、女眞の反抗は月を歷歲を経て熄まず、雄州・吉州等の守備を危殆に陥れしを以て、之を救はむとて然りしなり<sup>(サ、ス、セ、オ、ヒ、ヘ)</sup>。されば前後三年に亘れる戦役に於いて、瓘の遂げたる實際の功業は、大體自ら賀表に披陳し、併せて英州廳壁に記したる六城築設の外に出でず。而して之に費やしたる日數は上に考へたる如く僅かに一個月半以内なりとす。

**古領地の範囲**  
如何の範囲  
**瓘の軍及び左軍の行動**  
瓘の軍、冬音城村、大乃巴只村、文乃泥村、石城の戦、伊位洞の戦

述べ來りて茲に至り、吾人の特に考察せむと欲する所は、是等の六城の置かれし地域即ち古領地の範囲に関する問題なり。若し瓘の統率する諸軍が、敵の抵抗に遭ふことなく、且つ唯々一方向に向つて進撃したりとせば、斯かる短時日の間に於ても頗る遠距離の地に及べりと見るを得む。彼等の行軍は果して斯くの如きものなりしか。再び尹瓘傳を檢するに、五軍の兵數及び其の出動したる地點を列舉したる文を承けて曰く「瓘過大乃巴只村、行半日、女眞見軍勢甚盛、皆遁走、唯畜產布野、至文乃泥村、賊入保冬音城、瓘遣兵馬鈴轄林彥、與弘正率精銳、急攻破走之、左軍到石城下、見女眞屯聚、遣諭者戴彥謙降、女眞答曰、吾欲一戰以決勝否、何謂降歟、遂入石城拒戰、矢石如雨、軍不能前、瓘謂俊京<sup>(6)</sup>曰、日暮事急、爾可與將軍李冠珍攻之、……俊京遂至石城下、擐甲持柄、突入賊中、擊殺酋長數人、於是壘麾下與左軍合擊、殊死戰、大破之、賊或自投巖石、老幼男女殲焉」。こは瓘自ら率ゆる軍と文冠の將たる左軍とが、策應して同じ方面に進撃したるを示すものにして、兩軍の出發地點の、門こそ異なれ、齊しく定州城なるに對して洵にふさはしき行動なり。又た石城の戦に次いでは、崔弘正・金富弼等の諸將は、瓘の軍より分遣せられて伊位洞の賊を擊ち、久しく之と戰ひて一千二百級を斬れりといふ。以上は主として瓘の軍の行動を述べたる文に

#### 他の諸軍の行

して、其の他の諸軍については、戰闘の状況に觸れたる記事なし。されども伊位洞の戦の次に水軍以外の四軍の攻破したる村落及び斬獲の數を擧げて「中軍破高史漢等三十五村、斬三百八十級、虜二百三十人、右軍破廣灘等三十二村、斬二百九十級、虜三百人、左軍破深昆等三十一村、斬九百五十級、瓘軍自大乃巴只破三十七村、斬二千一百二十級、虜五百人」といへるは注意すべく、此の中、瓘の軍に屬する分は、上記の冬音城・石城・伊位洞等に於ける戰闘の結果なるべきが故に、他の三軍も且つ戰ひ且つ進めるに由りてそれぐ斬獲する所ありたりとなさるべからず。即ち其の進軍は無人の境を行くが如く極めて容易なりしにあらざるなり。且つ出發地點を同じくしたる瓘の軍と左軍とは協力交戦せしこと明かなるも、安陸戍を出でたる中軍、及び宣德鎮の安海・拒防兩戍の間を出でたる右軍に於ては、さる形跡なきを以て之を見れば、此等は各々別方面に向へりとすべし。而して其の結果としての經略が、東は雄州（寧海軍）を置きたる火串嶺に、北は吉州を置きたる弓漢伊嶺に、西は英州（安嶺軍）を置きたる蒙羅骨嶺下に至れりといふは、此の推測の不當にあらざるを證するものなりとす。果して然ならば攻伐と築城とを合せて一個月半以内に一段落を告げたる瓘の經略は、決して遠き地方に及べる理なし。

又た上文所引の英州廳壁の銘に「其地方三百里、東至于大海、西北介于蓋馬山、南接于長・定二州」といへるは、當事者自ら古領地の大きさを述べたる文字として特に注意すべし、就中三百里の里程は瓘の置きたる吉州と今の吉州と同一地なりとする後世の所傳をして顏色なからしむるものにして、曾て津田左右吉氏の説破せし所の如し<sup>(3)</sup>。隨つて恭讓王の二年明洪武二十三年、當時海陽といへる今吉州の地に萬戶府を置き、之に吉州の名を負はせしは、二年前なる辛酉十四年睿宗時代の史實を假りて國境問題に關する抗議を明に提出したる高麗の政府が、瓘の征服地の北界の州名にて、其の實際の所在の知られざりしものを、妄りに當時の領土の限界に適用したるに過ぎざるなり。さもあれ更に上の銘文について考ふるに、「其地方三百里」は、蓋し大体の廣袤を示せるにて、數字としては其の正確を保し難き

英州廳壁の銘文  
に見えたる古領地の大いさ  
尹瓘の吉州と  
離末の吉州と

が故に、之を憑據として直ちに古領地の界線を定むることは固より不可能ならむも、「方」字の存する點に於て、東西の幅員に對し、南北の延長の大差なかりしを推するを得。而して「東至于大海、西北介于蓋馬山」といへる蓋馬山は咸興郡の西北に連なる山岳、即ち黒林川の上源に黃草嶺の險あり、城川江の上流の北方に赴戰嶺の關阨ある高峻なる分水山脈を指したこと疑なし。然るに城川江の河口より黃草嶺へは約十六邦里、赴戰嶺へは約十九邦里にして、定平邑より洪原邑に至る約十八邦里が之と伯仲の間にあるを以て見れば、長・定二州を南界とする征服地は、大體洪原郡の西大川の流域を以て其の東北界としたりしにはあらざるかと想像せらる。されど又た地勢の上より觀察するに、咸興郡の東北には赴戰嶺より南に走りて海に盡くる山脈あり。此の山脈は咸興郡と洪原郡との境を割するものにして、瑚璣川の源する處に於て咸南属指の險なる咸闡嶺の陰日をなせり。故に定平地方より西大川の流域に出づるには、東海岸に沿うて迂回せざる限り、必ず此の關阨を過ぎざるべからず。而して西大川の流域及び之に屬する地方をまた其の東北に於て限れる山は、咸闡嶺に次いで要害の處なる大門嶺にして、洪原邑とは三邦里餘を隔てたり、然らば所謂方三百里の地の一面は、西大川の流域を包容して大門嶺に及べりとすべきか、或は咸闡嶺内に限られたりとすべきか。余は始く之を疑問として卒かに斷することをなさざるも、寧ろ後の見を探らむとするに傾く。城川江・黒林川及び瑚璣川の貢流する廣義の咸興平野は、咸闡嶺外の地と全然區域を異にすること、又た其の嶺路は甚だ高險なるに、高麗の軍兵が或る著しき山嶺を越えて行動したる徵證を、尹璣傳の何れの部分にも發見すること能はざること、攻伐に次ぐに築城を以てしたる全體の經營が、僅かに一個月半以内なりしこそ等は、後の見に左袒すべき條件ならむと思はるればなり。

如上の考察を  
現存の古城址

反問せむ。今や實査の結果を利用すべき時は來れり。貧弱なる記録の力と聲とを藉り、問題の地方に遺存せる古城を永久の眠より喚び覺まさむべき秋は來れり。醒めて語る所は何事ぞ。璣の功業に關する最後の斷案は、乞ふ之を彼等の口より聽け。

## 第四章 尹璣の九城と咸興郡内に遺存せる古城

### 第一節 咸州の遺基

#### 咸州の位置

咸州大都督府は又た中城大都督府ともいひ、占領地中権に位せしこと疑なし。而して之を元代の哈蘭府、恭愍王五年以後の咸州、即ち今の咸興邑なりとするは、高麗史地理志の説なり。津田氏の批判に曰く、「地理志の説に従ひて何等の支障を發見せず。咸州は大都督府の置かれし地なれば、其が本土の北境たる定平に接近し、内地と緩急相應するを得べき咸興附近ならんことよく事理に合へり」と。余は健手を擧げて之に賛す。

咸興邑は北に盤龍山を負ひ、西南に城川江を控へ、東南は平野に面せり。たゞ此の邑の城郭は李朝時代に於て屢々改築を經、且つ近年甚しく破壊せられたれば、溯つて高麗時代の城基、殊に尹璣の創設したる當時の其を彷彿せしむことは殆んど不可能なるべし。故に余は之を踏査せざりき。又た哈蘭府の治所につきては、龍飛御天歌（第二十四章）の註に「哈蘭即咸興府古治、在今府南五里」といひ、輿地勝覽（咸興府古跡）にも此の文を擧げたれども、咸興邑の近傍には如何なる城址もなし。成山誌通紀（卷二、古蹟、新增）に「府南五里、今無古治基址、恐註者之誤也」といへる考案は從ふべきなり。蓋し元の哈蘭府は尹璣の築きし舊城に治せしならむ。

## 第二節 英州及び福州の遺基——一州を築設したる

### 尹瓘及び左軍の行動

次に英州及び福州の所在を討ね、併せて二州を築設したる軍の行動を闡明せむと欲す。前章に述べたる如く、左軍と共に定州城を出でたる尹瓘は、大乃巴只といふ村を過ぎたる後、文乃泥村に近き冬音城の城を攻め破り、左軍が石城に據りて拒戦したる城を攻めあぐみし時には、麾下の將拓俊京・李冠珍等をして合撃せしめ、又た崔弘正・金富弼等を遣はして伊位洞の城を襲たしめた。以上は出征したる年内、即ち十二月中に起りし事件として尹瓘傳に見られた所なるが、次に明年に繋げては「瓘・延寵率精兵八千、出加漢村瓶項小路、城設伏叢薄間、候瓘軍至、急撃之、軍皆潰、僅十餘人在、賊圍環等數重、延寵中流矢、勢甚危急、俊京率勇士十餘人、……大呼突〔城〕陣、擊殺十餘人、弘正・冠珍等自山谷引兵來救、城乃解圍而走、追斬三十六級、瓘等以日晚還入英州城」といへり。此の文を讀みて特に注意すべきは、首尾相應する句の存することとなり。即ち初に「出」といひ、末に「還入」とあるを以て、瓘が或る日英州は石城の築設に左軍の戰に瓶項小路の戰に左軍の軍と左軍との關係を示すものである。然らば瓘は石城の戰の後、占領地の西界をなせる蒙羅骨嶺下に到り、英州と名づけし九百五十間の大城を築きて居り、此處を本據として一日内に往復し得らるゝ瓶項小路に出動したりとすべし。而して此の瓶項小路は、次に述べる如く石城の戰の後瓘が麾下の將士を分遣したる伊位洞の地なるが故に、英州城の築設が石城の戰に踵げるは毫も疑を容れざる所なり。又た尹瓘傳に上つぐ「瓶項小路の戰」の記述を以て、左軍の名の現はれたるを見逸すべからず。蓋し瓘の文を承けて曰く、「會長阿老喚等四百三人、詣陣前請降、男女一千四百六十餘人、又降于左軍」と。これは明かに瓶項小路の戰の結果としての賊徒の來降を記したるものなるが、再び左軍の名の現はれたるを見逸すべからず。蓋し瓘の兵と協力して石城の城を破りし左軍は、又た瓶項小路の城に對する瓘の出撃に策應したるか、若くは其の附近に駐屯したるに由りて斯かる結果を來せりとすべし。是に於てか知る、瓘の軍と左軍とは、出征の當初より同一方面即ち占領の關係を有する。

領地の西界をなすべき方面に向つて進撃し、英州城の成りたる後も、尙ほ其の方面に於て賊徒の討平に從事しつゝありしを。然るに方向不明の吳林金村に築かれたる七百七十四間の大城福州につきては、高麗史卷九文冠傳に「尹瓘征女眞、冠以左軍兵馬使、從攻石城、克之、築福州城」と見え、實に此の城は石城の戰の後左軍の將文冠の築きしものたり。隨つて英・福二州の所在は石城及び瓶項小路等と共に之を同一方面に覚むべきなり。

さて以上述べたる所に依りて、瓘の軍と左軍との關係及び英・福二州等の大体の方位を推究するを得たり。然かも記録の不充分なるが爲めに、全体としては頗る茫洋の感なき能はざれども、之を實際の地理と余の踏査の結果とに照して考ふれば、忽ち明快なる歸結に到達すべし。瓘の始めて過ぎたる女眞の部落は大乃巴只村にして、高麗史卷九文冠傳に「尹瓘征女眞、冠以左軍兵馬使、從攻石城、克之、築福州城」と見え、實に此の城は石城の戰の後左軍の將文冠の築きしものたり。隨つて英・福二州の所在は石城及び瓶項小路等と共に之を同一方面に覚むべきなり。

世家二十七年五月の條に「遣定州郎將文選及將校・譯語等、著蕃服、與那復其村都領霜昆下蕃軍同發」といひ、肅宗世家六年二月の條に「東女眞乃巴只村歸德將軍車馬等五十五人請入朝、許之」と見えたる村名は、之と字音を同じくす。而して又た尹瓘傳に「瓘・延寵自定州勒兵赴吉州、行至那卜其村、成州司錄愈元皆馳報、女眞公兄・莫弗・史顯等叩城門曰、我輩昨到阿之古村、○落脚阿勒大師烏雅東康宗欲請和、使我傳告兵馬使、……瓘等聞之、還入城○定」といへる那卜其村あり。津田氏が是等を以て何れも同一地名なりとし、尹瓘傳の文より推して定州と咸州との中間なりと断せしは從ふべし。今日朱伊川の傍に地境里と稱する大部落あり。周囲の平野は沃饒にして、然かも洪水に侵かさるゝ憂なく、古へとても必ず聚落をなすべき要地なれば、余は之を大乃巴只村に擬するに躊躇せず乃巴只村に大字を冠せしは、之と區別すべき小部落の其の傍に存せしが爲めならず。文宗世家、四年四月の條に「檢定東女眞大さてこの地境里は定平より来る通路の三方に岐るゝ處にして、(一)定平より同一方向を追へば直ちに咸興に至るべく、(二)咸興平野の西面を限れる一帯の丘陵地に沿ひて正北に進めば、平坦なる道路に由りて雲興里・高陽里・上開里・五老里等の地を通過すべく、(三)西に折れて朱伊川の流域を湖れば、白雲山と道成山との間の峰筋を走れる長城を躊躇して其の内地に入るべし。瓘と文冠とは是等の中の何れかに由りて進撃したり

しならむが、第一路と第二路とは英州城の築かれたりといふ蒙羅骨嶺の方位に適はず、獨り第三路のみ之に副へり。されども問題の地方は言ふまでもなく上の長城（女眞と高麗との界を割せる）の外部なるが故に、此の通路に由りて進みし軍のあるべき理なし。因つて左軍の稱より之を推し、二將の進撃したるは、必ず第二路なりとなさざるべからず。果して然らば上間里の西北二十四五町の處にある華陰山下の塔洞里の山城（附圖第一）は福州城に、而して五老里の東北々約二邦里半の地にある東興里の山城（附圖第一）は英州城に擬すべきにはあらざるか。余は此の推測に對し、後の比定を動かすべからざるものとする有力なる證左として、咸山誌通紀卷二古に「加平古城、在府興府北六十里加平社雲山下、周十餘里、衙館古基、廢堞遺礎、至今尚在、世傳英州舊縣云、建置沿革今不可詳」とあるを擧げ、随つて亦た前の比定の動かすべからざるものなるを思ふ。東興里は加平面の東部にあり、加平面は古の加平社にして、所謂加平古城の東興里山城なるは固より辯を俟たず。而して東興里に屬する二三の人家ある城内の平地を今も「英州洞」と稱することは、加平面長の親しく余に語りし所なり。但だ成興の管内には曾て所屬の縣の置かれし事實なきに、後世此の城を舊縣の遺址となせるは、偶々英州といふ名のみ傳はり、其の沿革を知るに由なかりしを以て、妄りに斯く臆測したるに過ぎず。中里・中陽里・東興里等に屬する沃饒なる平地を前に控へ、西北を追手とする城の背後には、加平面の東南界をなせる疊雲山あり。所謂蒙羅骨嶺は是れならむ。而して蒙羅骨は亦た村名として文宗世家、元年八月の條に「蒙羅古村……等三十部落番長、率衆内附」、同十月の條に「東女眞蒙羅等村古無諸等三百十二戸來附」と見ねたるものなるべければ、城の前面の平地は此の村名を有せし女眞の聚落なりきとすべし。又た前にいへる如く輿地勝覽（成興府）に「閑堂古城、在府西三十里、土築周六千五百十一尺、今廢」と記される古城は、明かに塔洞里の山城に相當し、閑堂は城の前面の邑なる上間里附近の舊名なるべく思はるれば、福州築設當時の吳林金村はこゝに擬して不可ながらむ。咸山誌通紀卷二古に「花陰縣、在府西三十里、今廢、衙館基礎尚存」とあるは、亦た同じ山城を説

塔洞里山城、東興  
州城、英州  
里山城、英州  
の比定

英州洞

加平古城

蒙羅骨嶺  
古村

蒙羅古村

閑堂古城  
吳林金村

閑堂古城

吳林金村

明したるものなるが、花陰と呼ばれし縣は断じて置かれしたことなし。蓋し山名に依りたる後世の妄稱なり。

「石城」の  
里の小城ミの  
比定

文冠が斯かる地點に福州城を築き、而してそが石城の戦の後なりとせば、石城の存せし地の上間里の南方なるべきは、おのづから推測せらるゝ所なり。然るに上間里の南約三十町、高陽里の人家に接する小高き處に麻姑の居所と傳ふるさゝやかな城基（附圖第一〇）ありて、僅かに遺存せる石壁の跡は、其の構造の極めて幼稚なるものなりし當年の状を語り、余をして女眞の據りて拒戦したる「石城」は即ち是れなるべしとの推定を下すに躊躇せざらしむ。随つて文乃泥村及び之に接連せる冬音城は、高陽里と地境里との中間なる雲興里附近なりとすべく、後文第五節に於て六城以外の三鎮の一なることを名乗り出づべき所謂中峯麻姑城が、當年女眞の窟穴たりし此の雲興里の西山の頂に存するは、決して偶然にあらざるなり。

伊位洞及び  
瓶項小路の所在

石城の戦の後確が城を撃たしむべく麾下の將を遣はしたる伊位洞と、彼のが英州築城の後自ら出動して敵の重圍に陥りたる加漢村の瓶項小路とは、肅宗の朝女眞を征せむとする議ありし時既に問題に上りし地名にして、即ち尹瓘傳に「伊位界上有連山、自東海岸崛起、至我北部、險絕荒僻、人馬不得度、間有一徑、俗謂瓶項、言其出入一穴而已、邀功者、往往獻議、塞其徑則狄人路絶、請出師平之」と見ゆ。實際の地理を按するに、退潮灣の一角より起る山脈は、北に走りて成關嶺となり、又た東北に上りて禁牌嶺（城川江の水源）に近く其の高度を極め、急に西方に轉じて赴戰嶺となり、更に西南に下りて黃草嶺となり、瑚璣川・城川江及び黑林川の流域を其の内部に包含す。故に伊位といひ瓶項といふ地は、赴戰嶺若くは黃草嶺の邊に之を求むべきが如し。されども五老里より赴戰嶺へは約十二邦里、黃草嶺へは約八邦里にして、高陽里に於ける石城の戦の後先づ將士を發遣し、又た東興里に於ける英州築城の後一日内に進出して歸陣したる地としては、共に其の距離遠きに過ぎ、地理上の記載と史上の事實とは互に相容れざるものあり。相容れざること當然なれ、瓶項に關しては、又た別に尹瓘傳に「初朝議以、得瓶項塞其徑、狄患永絶、及其攻取、則

水陸道路無往不通、與前所聞絶異」といへるを見る。即ち此の地は、傳聞を基礎とした地理的智識に依りて斯く呼ばれしも、璫自ら攻め取るに及びて知得したる所は、大いに之と異なり、實は人馬の度り得ざる險にあらず、出入一穴の隘口にもあらず、却つて交通至便の處に位し、其の名は實に副はざるものなりしなり。されば所謂瓶項小路の所在に對し、尹璫傳の前の記事は殆んど價値なく、後の記事こそ尊重すべきものなるが、璫自ら征略に從事したる方面に於て、水陸の道路往きて通せざるなしといふ特別なる條件に適する地は、狹義の咸興平野の北端、黒林川と城川江との會流點なる五老里附近を指きて他に之を求むべからず。而して一方には既に述べたる如く瓶項小路の戰の結果として賊の酋長阿老喚等四百三人は璫の陣に來りて降を請ひ、同時に一千數百の男女は左軍に降れりといふ事實ありて、こは璫の英州城(東興里山城)より出で、賊を擊ちたる時、福州城(堵洞里山城)を根據とする左軍も之に與かれるが爲めなりとの推測を下し得べしとせば、其の交戦地を二城の中間なる五老里附近なりとせむに、殆んど不可なる理由の存するを見ず。況んや東興里山城より五老里へは約二邦里半にして、即ち一日内に進出交戦して歸陣し得べき行程なるに於てをや。所謂瓶項小路が黒林・城川兩河の會流點の稱、而して加漢村が其の五老里の地なるべきは、殆んど疑を容れざる所なり。又た按するに瓶項を斯かる地點の稱なりとすれば、英州城の築設に先ちて既に一たび其の地の賊徒の掃討せられしは、之を察するに餘あり。隨つて石城の戰の後璫の遣はしたる麾下の將が賊の久しく逆戦したるを擊ちて克ち、一千二百級を斬れりといふ頗る顯著なる伊位洞の戰は、之に相當するものにはあらざるか。伊位洞は肅宗世宗、六年二月の條に「東女眞伊位村都領怪夫等三十人來朝」と見わたるものにして、高麗人が瓶項に聯關して其名を知れるは是等の女眞の來朝したるが爲めなるべく、亦た以て伊位と瓶項との同一地方なるを推するを得。故に余は英州の築城に先ちたる伊位洞の戰及び後の加漢村瓶項小路の戰を、共に金盤山下の五老里の地に起れりとなさむとす。金盤山上の慈塘城につきては第五節にいふべし。

## 慈塘山城

伊位洞の地を  
瓶項と稱せし  
事情

加漢村及び伊位洞が、明かに女眞語の地名なるに對し、其の近傍の地を指せりとおぼしき瓶項は、女眞人より得たる地理的智識に依りて高麗人の命名したるものならざるべからず。然るに此の地を略取したる璫は、名と實との間に大なる徑庭あるを發見し、之を昔日の傳聞の誤に歸したりとせば、其の誤は如何にして生ぜしものなるか。咸興の東北約八邦里にある咸關嶺は、洪原郡に通する隘口にして、關北誌の洪原關阨の條に「在縣西三十里咸興接境、嶺路崎嶇、巖谷深險、無異於馬陵井陘之阻阨、故自朝家禁其樵牧、樹木鬱然陰翳、以爲不虞時藏兵之所」といひ、嶺勢甚だ高險なり。而して彼の女眞人より聞知したる所として尹璫傳に記るされたる「伊位界上有連山、自東海岸崛起、至我北鄙、險絕荒僻、人馬不得度、間有一徑、俗謂瓶項、言其出入一穴而已」なる文より、「伊位界上」の四字を除き、之を實際の地理に照せば、咸關嶺は實によく瓶項の名に稱へり。女眞人の語りし眞の瓶項は是れならむ。然かも高麗人は別方面なる五老里附近の伊位に瓶項の存するを信じ、其の誤なるを知りたる後も、なほ名實稱はざる稱呼を用ゆることを敢てしたるが、そは初め伊位の女眞人より瓶項に關する智識を得たるが爲めにして、即ち瓶項の名が伊位に聯關して記るされたる所以ならざるべからず。然らば其の女眞人は伊位其のものにつきても亦た説明する所ありしなるべく、これは必ず誤なき事實を傳へ、伊位は通路の岐るゝ要衝に位し、其の分岐せる二路を追へば、共に咸關嶺より高麗の北部に連なる山嶺(赴戰嶺及び黃草嶺)を踰ゆといふにありしならむ。然るに之を聞きたる高麗人は眞の瓶項(咸關嶺)と伊位とを混一し、即ち伊位の界に瓶項ありとなしとなるべし。されば所謂瓶項は五老里附近的伊位洞(村)及び加漢村に對する高麗人の稱にて、本來斯かる地名の存せしにはあらざるなり。又た今の五老里は金盤山下の小河(黒林川に流入する)の兩岸に跨りたる大村なれば、當昔女眞の二部落の併存したるは之を怪しむを須ゐす。

以上述べたる所を統ぶるに、璫は左軍の將文冠と共に定州を出で、今の地境里なる大乃巴只村を過ぎたる後、雲興

里附近の文乃泥村に至りて冬音城の賊と戦ひ、又た左軍を援けて高陽里の石城の賊を破る。斯くて左軍は上間里の西北に福州城を築きしが、璫は先づ麾下の將崔弘正等を遣はして五老里附近の伊位洞の賊を掃討せしめ、遂に疊雲山下の東奥里の地に至り、英州城を築きて之に據る。されども五老里地方の賊徒はなほ其の窟穴を維持したれば、璫は延龍と共に精兵八千を率ゐて出撃す。福州城を本據とする左軍も亦た之に應せしが如し。所謂加漢村瓶項小路の戦是れなり。此の戦に次いでは賊の歩騎二萬來りて英州城の南に屯し、城を出でゝ戦ひたる拓俊京等に破られたり（此の賊徒の何者なるかにつきては今ま詳説せず）。

### 第三節 雄州及び吉州の遺基——右軍水軍及び中軍の行動

上述の如く璫の軍の行動の較や詳しく、及び之に附隨して左軍の動靜の一班の尹璫傳に記るされたるに對し、其の他の軍については、安陸成定平の長城の末端南興里<sup>（附圖第一）</sup>を出でたる中軍が、高史漢等の三十五村を破り、宣德鎮の安海<sup>（附圖第二）</sup>拒防兩成の間（廣浦の南邊）を出でたる右軍が、廣灘等の三十二村を破り、各々斬獲ありたりといふ外、更に多くを知るを得ず。されども既に璫と左軍とが咸興平野を北に向つて進めりとせば、中軍が咸興より瑚璫川に沿ひて東北に進み、右軍が道鱗浦（廣浦）を出でたる水軍と相應じて海岸道を進みしことは、出發地及び山河の形勢を考究して略々推測せらるゝ所なり。然らば占領地の東界をなし、英州の安領軍防禦使に對して寧海軍防禦使の稱ありし九百九十二間の大城雄州は、右軍の進撃したる海岸地方に築設せられしにはあらざるか。

前節の終にいへる英州城の戦の後、璫は諸將を率ゐて中城咸州に會せり。蓋し英州にはたゞ守兵のみを留めしなるべし。王字之といふ一將も公嶮鎭より兵を領して來りしに、途に虜僕史現の兵に遇ひ、與に戰ひて利を失ひ、拓俊京の勁卒を引きて來援せるに依りて賊を破るを得たり。斯かる事實を述べたる尹璫傳は、次に雄州に關して「女眞兵數萬來圍雄州、弘正訓勵士卒、衆皆思鬪、即開四門、齊出奮擊、大敗之……時俊京在城中」云々といふ。璫の麾下の

雄州の戦

尹璫麾下の諸將共に咸州に會す

中軍及び右軍  
の進路

雄州城と右軍

將崔弘正・拓俊京等が、英州より咸州に來りし後、更に占領地の東界に至りて雄州城に入りしを知るべし。而して世家に依れば此の戦の起りし日は三年二月壬辰の日（十一日）にして（<sup>2</sup>），璫の定州を發せしより五十六日の後なり。雄州が咸州を距ること遼遠ならざるは、是等の諸將の行動と此の日數とに依りて察せらる。

述べて茲に至れば、彼の退潮灣の一角より崛起する山脈が咸興の東六七里の處に於て自然の地界をなせることは、當然余の注目を惹く。而して更に余をして退潮の西北二十町許の處にある城洞里の古城<sup>（附圖第一）</sup>が雄州の遺基にあらざるかを想はしむ。さて尹璫傳に上の雄州の戦の記事を承けて「時俊京在城中、州守謂之曰、城守日久、軍饉將盡、外援不至、公若不出城收兵、還救、城中士卒恐無噍類、俊京服士卒破衣、夜絕城而下、歸定州、整兵、道通泰鎮、自也等浦至吉州、○雄州の誤、與戰大敗之、城中人咸泣」といひ（文意より推して吉州を雄州の譯とすべきは津田氏のいへる如し）、定州より雄州に至るには、通泰鎮及び也等浦を過ぐとなせり。通泰鎮は本章第五節に述ぶべき如く、六城以外の三鎮の一なり。又た四月己丑の日（九日）、璫・延龍は相携へて京師に凱旋したるに、恰も其の前日雄州城は復た女眞に圍まれたりしかば、延龍は同月癸卯の日（二十三日）再征の途に上り、翌月癸丑の日（四日）雄州に至りて之を救へり（サシス、セ）。吳延龍傳<sup>（高麗史、卷九十六）</sup>には此の事件の顛末を記して「女眞復來爭地、圍雄州、王授延龍鉄鎗、往救之、雄州被圍二十七日、都知兵馬鈴轄使林彥・都巡檢使崔弘正等、率諸將、分兵固守、與戰日久、人馬困乏、將潰、延龍使文冠・金暎・王字之等、率精銳一萬、分爲四道、水陸俱進、至烏音志、沙島二嶺下、賊先據嶺頭、我兵爭登急擊、斬百九十一級、賊奔北、欲復結陣拒戰、官軍乘勝、力戰大敗之、斬二百九十一級、賊遂燒柵而遁、延龍入城」といへるが、水陸より弁進したる救援軍の陸路を進みしものが、雄州に至るに先づて賊の據守せる烏音志・沙島二嶺を過ぎたりといふは注意すべし。定平より海岸に沿ひて東北に向ふ通路は、城川江及び瑚璫川を其の河口に近く渡り、渡りて直ちに擊越亭の名にけおされたる雲城里の廢城の近傍を過ぐ。其の東一里半許の處は西湖津にして、咸興平野の海岸に於ける唯一

烏音志

沙島

通泰鎮

也等浦

雲城

小嶺 朱仁非嶺  
通泰鎮さ雲城  
里古城さの比  
雄州さ城洞里  
古城さの比定  
右軍及び水軍  
の行動及  
廣灘

の要津なり。西湖津の彼方に嶺路一あり。二里許進みて踰ゆるを小嶺(標高一一三米突)といひ、更に一里行きてまた越ゆるを朱仁非嶺(標高二四一米突)といふ。後者は前者に比して頗る險なり。而して之を下れば一里弱にして城洞里の古城の前面の平地に達す(附圖)。されば通泰鎮は雲城里古城に(附圖第一の)、也等浦は西湖津に、鳥音志・沙烏二嶺は通泰鎮及び此の州城を築設したるは、廣灘等の三十二村を破れりといふ右軍ならざるべからず。廣灘は蓋し城川江及び瑚璉川の三角洲の稱、肅宗世家六年二月の條に「廣灘村將軍骨夫等五十五人請入朝、許之」と見わたるものなるが、既に吉州の大體の方位にせられし西東兩界の城なる英州・雄州の方向及び位置より推すに、此の城は必ず咸關嶺以内に於て瑚璉川の流域に築かれたりとなざるべからず。而して許載傳卷九十八に「九城之役、以中軍錄事、守吉州城」とあるは、中軍が其の當事者なりし證とすべし。故に余は殆んど遲疑する所なく、咸興の東北約五邦里半、咸關嶺の西二邦里餘の處にある上巣里古城を吉州城の遺基なりと断せむ(附圖第五)。古城は瑚璉川に流入する河水を帶ぶ。上巣里は之に臨める山間の平地にして、こゝより瑚璉川に沿ひて東陽里(林道元)に至るまで約一邦里の間、亦た小規模の平地に乏しからず。弓漢伊村は此のあたりに散居しておのづから一團をなしたる女眞部落の稱なるべし。

次に吉州は占領地の北界、弓漢伊村に築かれたる六百七十間の城なりといひ、弓漢伊村は乃巴只村及び上の廣灘と

相並んで肅宗世家六年二月の條に「弓漢伊忽村都領麻浦……等五十五人請入朝、許之」と見わたるものなるが、既に明かにせられし西東兩界の城なる英州・雄州の方向及び位置より推すに、此の城は必ず咸關嶺以内に於て瑚璉川の流域に築かれたりとなざるべからず。而して許載傳卷九十八に「九城之役、以中軍錄事、守吉州城」とあるは、中軍が其の當事者なりし證とすべし。故に余は殆んど遲疑する所なく、咸興の東北約五邦里半、咸關嶺の西二邦里餘の處にある上巣里古城を吉州城の遺基なりと断せむ(附圖第五)。古城は瑚璉川に流入する河水を帶ぶ。上巣里は之に臨める山間の平地にして、こゝより瑚璉川に沿ひて東陽里(林道元)に至るまで約一邦里の間、亦た小規模の平地に乏しからず。弓漢伊村は此のあたりに散居しておのづから一團をなしたる女眞部落の稱なるべし。

#### 第四節 公嶮鎮の遺基

公嶮鎮に關しては世家に「尹瓘以平定女眞新築六城、奉表稱賀、立碑于公嶮鎮、以爲界至」といひ(キ)、尹瓘傳にも

「瓘又城英・福・雄・吉・咸州及公嶮鎮、遂立碑于公嶮、以爲界」といひて次に賀表の文を擧げたれども、英州・雄州及び吉州がそれぐ西・東・北の三方面を限れる城なりといふに對して、之には充分疑を容るべき餘地あり。又た上にいへる如く英州にありし瓘が、諸將を率ゐて咸州に會せし時、王字之は公嶮城より兵を傾して來れりといへど、城の方位は詳かならずして、たゞ其の英州方面にあらざるを推すべきのみ。さて吉州については上に引きたる許載傳に「女眞來攻、載與兵馬副使李冠珍等、固守數月、城幾陷、勵士卒、一夜更築重城、以拒之、虜乃退」といふ。李冠珍は瓶項小路の戰に與りたる瓘の麾下の一將なれば、其の吉州に入りしは、瓘に從つて咸州に來りし崔弘正等の雄州に向ひし際ならむが、其の頃より女眞は吉州を攻撃して已まざりしなり。吳延寵傳に「女眞復聚遠諸部、圍吉州數月、去城十里、築小城立六柵、攻城甚急、城幾陷、兵馬副使李冠珍等、訓勵士卒、一夜更築重城、且守且戰」とあるも亦同じ事實を述べたるもの、世家の三年八月の條(テ)に記るされたる兵馬判官庚翼等の吉州に於ける戰死は、此の間の事ならむ。斯くて四年三月に至り、又た許載等の勝利を獲たる吉州關外の戰あり(許載傳及び(ホ))。尋いて四月戊寅の日(四日)、延寵は鉄鉢を親授せられて三征の途に上る(ホ)。其の結果は世家の五月庚申(十六日)の條(ヒ)に「女眞圍吉州、吳延寵引兵救之、師大敗」と見え、吳延寵傳に「然役久勢窮、死傷者多、延寵聞之、憤然欲行、王復授鉄鉢遣之、行至公嶮鎮、賊遮路掩擊、我師大敗、將卒投甲散入」とあるは之に應する記事なり。公嶮鎮が吉州の此方に存せし一城なるはこれに依りて明かなりとす。然るに上巣里古城の西南約二十町、街道に面して其の傍に立てる鉢巻式の小山城(大德里山城)あり(附圖第一の)、而してこゝより咸興に至るまで、他にまた城址と認むべきものゝ遺存せざるを以て觀れば、此の城即ち所謂德山麻姑城こそは、必ず公嶮鎮の遺基ならざるべからず。隨つて世家并に尹瓘傳の記載は全

大德里山城  
公嶮鎮さの比  
定

世家及び尹瓘傳の誤謬

延寵の三征

公嶮鎮

所在に關する  
世家及び尹瓘  
傳の誤謬

弓漢伊村

吉州の大體の  
方位

上巣里古城  
の比定

然價値なきものとせざるを得ざるが、何故斯かる誤傳を生せしかは、他の同様なる問題と共に次節に於て明かにせらるべし(附記第二)。

### 第五節 自餘の三城ご其の遺基

吉州の陷落

前章に引きたる吳延寵傳の文の續きに「諸城陷沒、死傷不可勝數、延寵具狀自効、與璫勒兵、將再赴吉州、會賊遣使請和、遂還」といひ、世家の六月乙酉(十二日)の條(一)に「尹璫・吳延寵引兵救吉州、間女眞請和、還定州」とあり。

而して同月丙申の日(二十三日)には世家に「召宰相臺諫六部、議還九城、平章事崔弘正等二十八人皆曰可、禮部郎中朴昇中・戶部郎中韓相曰不可」といへる廟議は開かれたことなれば(一),女眞の攻圍に由りての吉州城等の陥落が、遂に高麗をして彼等と和を議するの己むなきに至らしめしを知るべし。金仁存傳高麗史 卷九十六に「尹璫等破女眞築九城、女眞失窟穴、連歲來爭、我兵喪失甚多、女眞亦厭苦、遣使請和、乞還舊地、群臣議多異同、王猶豫未決、仁存言、土地本以養民、今筆城殺人、莫如還其地以息民、今不與、必興契丹生禦、王問其故、仁存曰、國家初築九城、使告契丹、表稱『女眞弓漢里乃我舊地、其居民亦我編氓、近來寇邊不已、故收復而築其城、表辭如是、而弓漢里酋長多受契丹官職者、故契丹以我爲妄言、……以此思之、國家不還九城、契丹必加責讓、我若東備女眞、北備契丹、則臣恐九城非三韓之福也、王然之』」であるは、蓋し此の廟議の際に於ける仁存の意見を傳へしものにして、彼れが特に吉州城の存する弓漢里(弓漢伊村)と契丹との關係を述べて和議の可否を論せしも、吉州城の陥沒が其の議の直接の原因なりしが爲めならむ。

初め尹璫の女眞を平定するや、其の地に六城(咸・英・福・雄・吉の五州及び公嶮鎮)を築き、之を朝に奏して賀を稱せしが、後又た別に三城を築き、ことは世家の三年三月の條(一)に「尹璫又築宜州・通泰・平戎三城、徒南界民、以實新築九城」と見ゆ。然らば今や女眞と和せむとするに當りて之に還付せむとするは是等の諸城にして、即ち尹璫の獻

九城還附ミ其の  
関する疑問

功表の六城に宜州・通泰・平戎の三城を加へしものならざるべからず。されども斯く斷するは早計なり。開京に於ては上の廟議の後、女眞の請和使費弗・史顯等來朝したるを以て、再び廟議を開きて九城還附の事を決し、之を彼等に告ぐ。而して彼等は境上に送還せられたり。仍つて麗將崔弘正・文冠等朝旨を奉じ、女眞の酋長をして咸州城の門外に誓はしめ、占領地の守備を撤して戦具資糧を内地に收めぬ(マ・ミ・ム・メ)。撤廢の州鎮につきては世家に「七月壬戌、〇・十・撤東界崇寧・通泰二鎮城」、「甲子、〇・二十・撤英・福二州、真陽鎮城」、「乙丑、〇・二十・撤咸・雄二州、宣化鎮城」とありて(モ・ヤ・ユ)、吉州及び公嶮鎮の名の見ゆは、二城の陥沒が曩日の敗戦(和議の因をなしたる)の際にありしが爲めならむ。然かも茲には崇寧・通泰・真陽・宣化の四鎮名ありて、之に例の六城を加ふれば、其の數合せて十となり、九城といふに適はず。且つ上にいへる三城に對して城名の共通なるは、通泰鎮のみなりとす。故に高麗史地理志の編者も、疑つて以て「以此考之、咸・英・雄・福・吉・宜六州及公嶮・通泰・平戎三鎮、此九城之數也、其撤城還女眞之時、則無宜州及公嶮・平戎二鎮、而崇寧・真陽・宣化三鎮乃加現焉、置戸之數、又各不同、是可疑也。州記(英州縣壁の銘)及び閩清の編年且宜州之地、在定州以南、不必築逐女眞而後置也、豈非適至是乃創築城堡、故併稱爲九城、而不在撤去之數歟」といへり。

さて世家の諸條に疊出する「九城」の稱は、上に引きたる金仁存傳以外の傳にも見ゆ、吳延寵傳に「拓地築九城」、許載傳に「九城之役」、朴景仁傳高麗史 卷九十五に「留定州、聞璫將築九城」、任懿傳上に「崔弘正等已收入九城軍民兵仗」といへり。而して殊に世家の四年二月癸卯(二十八日)の條(一)に「遣李汝霖如遼、奏新築東界九城」といひ、同月戊戌(二十三日)の條に載せたる右諫議大夫李載の上疏に「今東蕃攻戰未休、屯兵不去、近詐遣史顯、來請和好、國家信之、欲遣使告遼、還其九城、甚不可也」といへる例もあれば、「九城」は即ち尹璫の築き城堡の實數に由りての稱ならざるべからず。金史の原據は言ふまでもなく高麗史に對して獨立のものなるに、本書の世紀卷(一)に「高麗背約殺二使、築九

城於曷懶甸、以兵數萬來攻、幹賽敗之、幹魯亦築九城、與高麗九城相對、高麗復來攻、幹賽復敗之、高麗約以還逋逃之人、退九城之軍、復所侵故地」といひ、高麗傳卷百三十五に高麗……出兵曷懶甸、築九城、……高麗許歸亡人之民、罷九城之戍、復所侵故地」とあるを以ても（同様なる記載は列傳にも多し）、斯く断するは至當なり。然るに世家に獻功表の六城以外の三城として宜州・通泰及び平戎を舉げ、彼れとは是れと尹璡の「新築したる九城」となせりとせば、もしかして宜州等の三城は璡の築きしものか

撤廢の城名及び城數の如何に拘らず、璡の創築したる城堡を説明したるものとしては、世家の此の記載は實を得たりとすべきが如し。されども宜州は高麗史の地理志に「宜州……高麗初稱湧州、成宗十四年置防禦使、後更今名、睿宗三年築城、別號東牟成廟所定」と見れたるものにして、其の地は今の德源なれば（李朝の初斯く改名す）、州城の築造を尹璡の女眞征伐と同時なりとするも（其の然らざるべきは「附記一」にいふ）、之を以て九城の一に數ふべからず。地理志の編者が「宜州之地、在定州以南、不必擊逐女眞而後置也」といへるは洵に當を得たり。又た世家の四年三月の條スに「行營兵馬錄事長文緯等、與女眞戰于崇寧鎮、斬三十八級」といへる崇寧鎮は、撤廢の諸城の中にも見ら、必ず六城の創設に次いで其の占領地内に築かれたるものなるべきに、世家が之を「新築の九城」より除外したるは甚だ奇ならずや。平戎鎮は他に所見なく、たゞ通泰鎮のみは、其の名の尹璡傳にも撤廢の諸城の中にも見ゆるに依りて（尹璡傳の文は本章第三節に引けり）、眞の九城の一なりとすべし。然らば世家は六城以外の三城に關して誤謬の事實を傳へたりとせざるを得ざるが、其の由來を討ぬるに、高麗史地理志の註に「閔渾所撰綱目云、尹璡築九城、徒南界民實之、號成州曰鎮東軍、置戶一萬三千、號英州曰安嶺軍、雄州曰寧海軍、各置戶一萬、福・吉・宜三鎮、各置戶七千、公嶮・通泰・平戎三鎮、各置戶五千」とありて、世家の三城の名は全く之と一致す。閔渾の本朝編年綱目は高麗忠肅王の四年西紀三一七撰進、高麗の國初より高宗の朝に至るまでの事蹟を纂録して四十二卷となしたるものなりといふ。たゞ本書は今日傳はらずして、其の全体の性質價值等を知るに由なけれど、上の逸文にいふ所の咸・英・雄・福・吉五州及び公嶮鎮の

戸數は、史料として充分なる確實性を有する尹璡の獻功表及び英州廳壁の銘の其れと合はず（第二章参照）。即ち閔渾は後世の俗傳に據りて是等の諸城の戸數を掲げしなり。而して自餘の三城を宜州・通泰・平戎なりとすれば、上述の如き疑議を生ずるが故に、是れ亦た俗傳なるを疑はず。乃ち知る、世家の三城築設の記事は、確實なる材料に本づきて成れるにあらず、實に此の編年綱目の説を採用したるに過ぎざるを。

〔附記一〕宜州を九城の一なりとする俗説は、宜州城の築造と年代を同じくしたるを以て、彼れとは是れとの不自然なる結合を生ぜしなるべし。而して高麗史地理志に宜州の沿革を記して「睿宗三年築城」といへるは、此の或る記事を原據となるべからず。されども高麗の初渤海といへる後の宜州が、睿宗の時まで無城の治所たりしことは必ずあるべからず。従つて築城といふは、此時済州を改めて宜州といへるを斯く誤傳したものとすべし。又た平戎鎮を九城の一となせるは如何にといふに、恐らく睿宗三年此の稱を負ひたる鎮城が或る地に築かれ、其の事實を傳へし記録の存在したるに依りて、閔渾の編年綱目編纂以前、斯かる附會説を生せしならむと想像せらる。

〔附記二〕高麗史の編者は尹璡の獻功表の後半を削ぎ、之を彼れの賀表として尹璡傳に收め、其の前半に代ふるに極めて略に從ひたる「璡又城英・福・雄・吉・咸州及公嶮鎮、遂立碑于公嶮以爲界」なる文を以てせり。されども碑を公嶮鎮に立てゝ界となせりといふ事實は、獻功表の何れの部分にも見ゆず（第三章）。而して又た世家に「尹璡以平定女真新築六城、奉表稱賀、立碑于公嶮鎮、以爲界至」とあるは、上の文と相應するものなれども、公嶮鎮は璡の占領地の界上に築かれたる城堡にあらざること疑なければ（本章第四節）、立碑といふも必ず實事にはあらず、蓋し此の説は、璡の占領地が女眞の有に歸し、公嶮鎮の所在の不明なるに至りて後生せしものなるべし。即ち高麗史の編者は宜州等の三城に於けるが如く、後代の謬傳を採用し、之を世家と尹璡傳とに載録したりとなすべきなり。

宜州等の三城  
編年綱目

附會説の由來

公嶮鎮立碑の  
誤傳

平戎鎮

たゞ此の場合に於て其の原據は詳かならざれども、高麗朝の間比較的後代の編纂に係る本朝編年綱目・世代編年節要の類ならむと思はる。なほ公嶮鎮の碑につきては、第二章に引きたる世宗實錄地理志の文に「自巨陽西距六十里先春峴、即尹瓘立碑處、其碑四面有書、爲胡人剝去其字、後有人掘其根、有高麗之境四字」といひ、時代の降るに随つて、俗説の更に俗説を生めるを知るべし。

#### 六城以外の四 鎮

さて世家は九城撤廢の事實を記したる條に、六城以外のものとして崇寧・通泰・真陽・宣化の四鎮を擧げ、九城といふに對して一城の多きを加へたり。是等の四城の中、尹瓘の征略に伴うて築かれたること疑なきは崇寧鎮及び通泰鎮にして(上述の如く)、真陽鎮と宣化鎮とは他に所見なし。而して通泰鎮は雄州城の的確なる位置を究むるに當り、尹瓘傳の文に據りて瑚璉川の河口に近き雲城里古城(附圖第一)に比定せられたるが(本章第三節)、崇寧鎮の方位は之を記錄に従すべからず。翻つて既に所在の確定したる諸州鎮の遺基を見るに、英・福・雄・吉四州の城址は、何れも平地を抱擁する邑城式の大山城にして、公嶮鎮址は單獨なる山の平頂部に石壘を繞らしたる鉢巻式の小城なり。中城大都督府といへる咸州城が前者に屬する大規模のものなりしは疑なかるべく、通泰鎮址は邑城式にもあらず、又た鉢巻式にもあらず、規模形式共に兩者の中間にあり。州といひ鎮と呼ばれし城に、其の名に伴ふ相違の存せしことは、

之に依りて明かならむ。然るに雲興里の西方なる中峯の頂と、五老里的金盤山とに各々鉢巻式の山城ありて(附圖第一の前者(俗に麻姑城と稱す)は地境里(大乃巴只村)と福州城址との中間、後者(慈塘城と稱す)は福州城址と英州城址との中間に位す。而して雲興里の附近が、尹瓘征略の際、女眞の據りて拒戦したる文乃泥村の冬音城の所在地に相當し、五老里的地がまた彼れの軍の攻伐を煩はしゝ賊徒の巢窟としての伊位洞及び加漢村(所謂瓶頸)に外ならざるべきは、本章第二節に論證したる如くなれば、是等の二城は此の征略の結果、女眞を防禦し、威制すべく築かれたる鎮城として、即ち公嶮・通泰以外の二鎮に擬すべきものならざるべからず。是に於て余は世家の州鎮撤廢の記事の中、其の第

#### 老里里的山城

#### 州城さ鎮城

#### 通泰鎮さ鎮城

#### 里古鎮さの比定

真陽鎮さ五老里山城、崇寧鎮さ雲興里山城の比定

#### 第十城さして

#### の宣化鎮

二條に英・福二州及び真陽鎮城の列舉せられたるに依りて、真陽鎮城の所在が二州と同一方面なるべきを推測すると共に、此の鎮城を五老里的山城(附圖第一)に比定し、又た第一條に崇寧・通泰二鎮城を撤せりとあるに依りて、咸興の此方に於て雲城里山城(通泰鎮址)と東西相對する雲興里の中峰城(附圖第一)を崇寧鎮の遺基なりとなさむとす。  
上の比定に依りて九城の數は既に滿たされたり。然るに同時に撤廢せられし州鎮の一として別に宣化鎮城の名の世家に見ゆるは何故か。九城の稱を以て尹瓘の築設に係る州鎮の實數を示しゝものとすれば、こは甚だ奇なり。又た此の稱に拘らずして、第十城の築設を認むるとするも、城川江・瑚璉川・黒林川の流域及び東南の沿海地方には、吾人の比定の對象たりし九基の城址を措きては、他に然るべき古城の遺存せざるを如何にせむ。朱伊川の畔の地境里は、征討軍の通過したる樞要の地なれど、こゝにも古城はこれ無きなり。されども定平邑の東北三十町許なる鳳培里に一基の山城あり(附圖第一)。余は廣浦の南の長城を踏査し、歸途此の里の南を過ぎ、明かに之を望むを得たりしも、會々這次の調査を終了せむとする際なりしを以て、遂に實査せしして己みたり。輿地勝覽、定平都護府、古跡の條に「蓬臺古城、在府北六里、石築周二千二百六十尺、今廢、今稱古邑城」とあるは即ち此の城なるが、余は之を以て宣化鎮址なりとなさむとす。想ふに此の城は尹瓘の征略に伴うて成りたるものなれども、征略以前の關防即ち長城に密邇したるの稱を用ゆることなかりしは、即ちこれが爲めならむ。高麗史地理志に「宣化鎮、睿宗四年撤城、以其地還女眞、後收復王五年恭併吉州」といへるは、此の鎮城の所在を今の吉州方面となしたものにして、英・雄二州に關する同様なる記載(第二章参照)と共に甚しき妄誕なり。

## 第六節 括言

余は咸鏡南道咸興郡内に遺存せる古城址の研究を目的とする本篇に於て、先づ其の現状を記述し、次に歴史上の考

察に移れり。即ち尹瓘の女真征伐の地域に關する問題を提出して其の對象とし、第二章に於ては、彼の經略を咸鏡北道若くは滿洲地方にさへ及べりとする後世の所傳及び其の時設置せられし州鎮を是等の地方に配置せる高麗史地理志と世宗實錄地理志との記載の全部を疑ひ、第三章に於ては、睿宗世家・尹瓘傳等の確實なる記事に據りて、州鎮設置の時日及び征討軍の行動を考へ、以て占領地の大體の大きさを想像し、之を當事者自ら「方三百里」といへると實際の地勢とに照合して、瓘の經略が洪原の西大川の流域若くは咸鏡嶺の山脈を越むざるべきを推測せり。而して本章の諸節に於ては、然るべき理由の下に、問題の州鎮を悉く咸興郡内に遺存する古城址に比定するを得たり。是に於て瓘の征略地に關する疑問は全く解け、女眞の大部落の存せし地點も、亦たおのづから明かにせられぬ。即ち城川江の中流域なる東興里(英州城址)、瑚璣川の上流域なる上堡里(吉州城址)、東南の海邊なる退潮の城洞里(雄州城址)は、それ／＼占領地の三方の界至をなし、是等と共に、五老里(眞陽鎮址)・上間里(福州城址に近き)・雲興里(崇寧鎮址に近き)・大德里(公嶮鎮址)・咸興邑(咸州城址)・雲田面の南角(通泰鎮址)等の地は、何れも高麗軍の攻伐を被りたる女眞の巢窟なりしなり。

## 占領地の南界

然らば英州廳壁の銘に「南接于長・定二州」といへる占領地の南界は如何。余は第三章に於て征討諸軍の進發地點を擧げたる時、是等の地點と定州城を樞軸とする長城との關係を指摘したるが、所謂長・定二州は、新領土の南界、即ち高麗と女眞との舊界としての此の長城を指したるものなれば、次に之に關して詳説する所あらむとす。特に分ちて附錄としたるは、暗に尹瓘の九城を意味する本篇の主題に重きを置けるに由る。

## 註

(1) 麗末・鮮初の公嶮築について、往年の「公嶮築さ蘇下江」を題する一篇を草し、東洋學報、第九卷、第一號(大正八年一月)に之を掲載せり。以上述べたる所は、當面の問題に必要な範圍内に於て其の要領を再説したものなれば、讀者の本篇を鑒照せられむことを望む。

(2) 是等の進發地點并に廣浦の東西の長城については、本篇の附錄に之を詳説す。

(3) 朝鮮歴史地理、第二卷、一四〇—一四一頁。

(4) 同上、一三二頁。

(5) 金代の昌黎(今鶻)路の治所も亦た尹瓘の咸州城に外ならず。此の事は他日別に草する拙稿「完顏氏の長城と經略と尹瓘の九城の役」の中に之を述ぶべし。

(6) 朝鮮歴史地理、第二卷、一三五頁。

(7) 附錄参照。

(8) 朝鮮歴史地理、第二卷、一四〇頁。

(9) 金史、卷六十五、斡离傳。卷七十一、斡离傳。卷八十一、斡离傳。卷八十一、斡离傳。

(10) 高麗史、卷三十四、肅宗世家、四年四月の條。同、卷百七、閔瀟傳。

(11) 忠烈王、鄭可臣に命じて金鏡錄を撰せしめ、後又閔瀟等に命じて之を増修せしめしが、忠烈王の元年成りて上り、世代編年節要さいへり(鄭可臣傳、閔瀟傳、忠烈王世家)。

## 補 正

## 麻姑城の稱について

今日咸興郡に於て、大德里山城(公嶮鎮址)・高陽里山城(女眞城址)・雲興里中峰山城(崇寧鎮址)等は「麻姑の棲みたる處」と稱せらる。然かも一般の里人も所謂智識階級に屬するものも、共に麻姑の何者なるかを知らざることは上に記るゝ所の如し。余も亦た本稿を草せし當時、之に對して證明を與ふべ

き智識を缺きしな以て、後考を要すまんじゅが、其の後葛洪の神仙傳を讀みて、麻姑が神仙談中の仙女の名なるを知り、此の傳説の性質を明かにするを得たり。即ち麻姑城の稱は、出來の不明なる遺蹟を古の神仙談に結合したるに外ならざるなり。而して此の説はもと咸興地方の智識ある鮮人より出で、後漸く民間に流傳したものならざるべからず。（大正十年十二月追記）

## 附 錄

### 定平郡の長城

#### 第一 定州城及び長城の遺址

定平郡の邑城の傍に、古の定州城の遺基あり（附圖第一の12）。翼を左右に張りて長城を形成し、右翼の長城は廣浦の近傍に至りて盡く。而して廣浦の南、宣德面の北部の山間にも亦た長城の遺址あり。

#### 一 定 州 城 址 （附圖第一參照）

定平邑城  
州城址  
定

定平の邑城は、邑の東北に聳ゆる鼻白山（標高一五六米突、九）を頂點とし、西南に小河の流を帶びたる歪四角形の山城なり。其の東側に三角形の中窪の地ありて、之を南方より望めば、大船の前半に宛然たり。中央より少しく北方に偏する所に孔子廟立地。鼻白山より落ち来る山趾は、此の地區の東と南とを割し、外部の傾斜面は三段に削られたる土壘をなす。然かも土壘といふは今日の狀態にして、本來石壘なりしは、なほ多少の殘石を留むるに依りて之を知るべく、其の形迹は、此の壘壁が同一形式の長城を分出す部分（E點）に於て殊に著しきものあり。又た此の地區の一面は、定平の邑城の石壁にて限らる。而して其の石壁のA點よりB點に至る部分は、山趾の脊梁を利用したるものなるが、B點よりD點に至る部分は然らず。然るにD點の北方小距離におぼろげながらも壘壁の名殘を留むる小高き處一二ありて、（C點は其の一なり）、之をB點に聯絡せしむれば、其の一線は、今の石壁が東方に向つて弧線を畫けるに對し、正に反対の方向に彎曲す。然らば其の壘壁は孔子廟の存する地區が儼然たる一城たりし當時のものにして、城は則ち今の邑城の築設に依りて（築設の年代は詳からざれども、李朝時代なるは疑からむ）、頗るに歸した

る高麗時代の定州城ならざるべからず。石墨の化して土墨となれるも、其の石材が邑城の築造に利用せられたればならむ。城門は東・西・南の三面に存せしなるべく、尹璡傳には壇及び左軍の將文冠の各々進發したる門として、大和及び弘化の名を擧げたり。

## 二一 鼻白山以東の長城

(附圖第一、一二、二二、二三参照)

是城に関する  
勝覽等の記事

東國輿地勝覽卷十九 定平府城郭の條に、定平の邑城を「北、依古長城」となし、其の古長城については古跡の條に「高麗時所築、西踰大嶺、東接都連浦、三周其隍、以獮女眞、此乃三關門之地」といへり。而して關北誌にも定平縣古蹟の條に「古長城，在縣北鼻白山上、高麗時所築、西踰大嶺、東接咸興宣德海濱、三周其隍以獮女眞、古稱三關門」と見ゆ。こは定平城の北角なる鼻白山に依りて築かれたる高麗の長城が、延びて東海の沿岸に及べることを述べたるものなるが、其の基址は今日歴然として遺れり。

鼻白山の頂部を過ぐる長城は、定平邑城及び定州城の東壁と並行して南に降る。而して山頂と山麓には別に二城の分出する壘壁ありて、之と相連なれり(附圖第二)。即ち此の部分の長城は、二城の側面の第一防禦線をなせるなり(定平城の築造以前は専ら定州城の側面の)。輿地勝覽に「三周其隍」といへる如く、二條の隍を中間に挟みて三段に築かれ、定州城の郭壁と其の構造を同じくす。本來石築なりしに、今は殆んど赤體となりて、土築の觀を呈し、隍は概ね畑に鋪かれたり。附圖第十二の断面圖は、鼻白山附近の最もよく形跡を存する部分に就いて之を實測したる結果を示しゝものにして、Iは鼻白山より西に下りて車踰嶺に至る間の一點(附圖第二)、IIとIIIとは山の南麓に於て方向を東南に轉せむとする部分(附圖第二)なること、附圖第十一に標記する所の如し。さて此の鼻白山より落ち来る長城は、山麓(標高七七米突)より五町ばかり降りて定平の本街道(標高二二米突)に會するまで、頗る雄偉の觀を呈すれども、更

に數町にして平夷なる地に即き、頓に各段の高さを減す。而してこゝより南興里の三角點(標高九米突、二)に至る十數町の間には、巨大なる石材頽落して遺存し(附圖第二)、此の部分の前半の最上段は、本街道と南興里とを聯絡する通路の一部となせり(附圖第二)。南興里は近年里名の改めらるゝまで城末里と呼ばれし部落にして、且つ廣浦に近ければ、長城の終點は此の地に之を求めるべからず。附近を點検するに、長城の遺基は、三角點の東南々二町ばかり、水田に臨める小高き處(三株の古松の並び生ひたる)に至りて、垂直に築かれたる石壁に連なる(附圖第二)。而して臺地の水田に下る部分には、大石の夥多落ち重なりたる中に、縁形を施したる長方形の遺材さへ少なからずうち雜はり、此の小高き處が、長城の一部としての或る特別なる設備の基址なるを疑はざらしむ(之を安陸戍に擬すべきことは後にいふべし)。又た頽落せる石材は同一方向を辿りて五六十間ばかりの間、水田の中にも遺存し、堤防の設ある小河の傍に盡く(附圖第二)。是れぞ長城の末端にて、小河の彼方の水田は廣浦の浸水區域に屬せり。上に引きたる勝覽の文に、長城は東、都連浦に接すといへるは、南興里に於ける此の終點を指したるものにして、同書の咸興府の條にも「都連浦古作都鱈、在府南三十五里、有牧場、古長城尾接子此、我太祖討納哈出時、右軍由都連浦、即是」と見ゆ、都連浦は今の大廣油なることを疑なし。尹璡の女眞を征せし時其の水軍の解纏したる地として尹璡傳に「大都部署使鄭崇用・鎮溟都部署使甄應圖等、以船兵二千六百出道鱈浦」といへる道鱈浦も亦然り。

## 二二 宣德面の長城 (附圖第一三參照)

長城に関する  
記事  
實錄地理志の

李朝世宗實錄地理志、預原郡の條に「古長城基，在郡南德化觀及廣城峴、譖傳、萬里長城接于道鱈浦、水中列木柵、其遺根尚存、浦東長城、連木柵跨山十里許、至于天涯、城南有古倉基三處、譖傳、古元興・宣德鎮守禦時、南道糧餉漕轉處」とあり。預原郡は高麗時代の豫州にして、永興郡の金津川の北岸なる草原に近き地なり。而して德化觀及び

廣城観に在りといふ長城は、金津川と其の南方なる龍興江(永興邑の傍を流る)との間の分水山脈を利用して築かれたる石壘を指したるものなりとす。然らば茲に譜傳として附記せらるゝ如く、道辨浦即ち廣浦に接せる前記の長城に對し、廣浦の東にもまた長城は存するか。德化観及び廣城観を過ぐる永興郡の長城を説明して直ちに鼻白山系の長城に關する譜傳を掲げしは、兩者を以て同一長城と思惟せし實錄地理志の編者の謬見を表白したるものなれども、譜傳其のものは正しくして、所謂「浦東長城」の名に適へる壘壁の遺基は、廣浦に面せる宣德面の北部の山間に現存す。

**浦東長城の現状**

此の壘壁は廣浦(人字形をなせる廣浦の左脚)を隔て、南興里の長城の末端と相應する浦東の一地點より始まり、宣德面中の最高點なる標高一三一米突、九の峯頂に登り、東北に下りて明湖里の南に至り、又た東に降りて廣浦の反對の沿岸(右脚の西岸)に近づく。隍を中間に挟みて三段(或る部分は二段)に築かれ、鼻白山附近の長城と略々外觀を同じくす。たゞ石を登みし形跡は毫もこれなければ、彼れの石築なるに對して、是れは純然たる土築なりすべし。各段の高さは一定せずして、或は一二十尺、或は三十尺、而して其の傾斜面は概して急なり。余は大德里の西北四五町の處に於て偶然此の壘壁を發見し、直ちに西方に向つて調査を進めしを以て(附圖第一路)、其の東端を窮めざりしも、大德里の附近に終點の存することは地形上殆んど疑なきが如し。然らば全體の長さは一邦里十數町なるべく、實錄地理志に之を説明して「跨山十里許、至于海涯」といへるは、簡にして要を得たり。斯くの如く南興里に盡くる石築の長城と、宣德面に於ける土築の長城とは、廣浦を隔て、相應せるが故に、亦た之を聯絡せる設備の存せしは當然なり。即ち水中に木柵を列ねたりといふ譜傳は信據に値す。又た此の長城の前面には、廣浦の南岸に落つる山脚を縫ひて走れる土壘ありて、第一防禦線をなせり。海鼠型の單垣にして、垂直の高さ三四尺乃至六七尺。中上里の平地を過ぐる部分は石築なりしが如く、こゝには多少の殘石あり。

#### 四 鼻白山以西の長城 (附圖第一四参照)

廣浦の南岸の土壘

此の長城は、鼻白山より車輪嶺に至る間は、半ば裸形を呈せるが、以西に於てはなほ石築の原狀を保てり。されども其の構造は地勢に應じて齊一ならず。鳳陽川の南に鳳陽川に流入する小河あり、源を長城の傍に發し、其の溪谷は自然の通路をなせるを以て、之と相近くして、且つ山勢の低下せる部分の長城(B點附近)は、特に巨大なる石材を費みて堅牢に築かる。然るに其の東北、鳳陽里の平地に面する部分(A點附近)に於ては、山の較々高きに應じて、幾分堅牢の程度を弛べ、小形の石を用ゐたり。又た二條の隍と三段の石壁とを設くること鼻白山以東の長城と同様なるは西林上里の南に方れる一峰(C點)に至るまでの間に於て、高險なる山嶺に依りたる以西の石壁は、主として單垣なり。但だ鳳陽川の一支流の源に近き隘口(標高三八二米突)の左右は(D點よりE點まで)山勢の急峻なるにも拘らず、嶺路の過ぐる故を以て、ところなく二段に築かる。而して單垣の場合に於ては、壁の外面は直立せり。隘口と道成山との間の陥崖に最もよく其の形跡を存す。

余は上述の如き石壘を注視しつゝ道成山に登り、又た草芽の間を探りて、其の甚しく頽圯したる遺基が、山の最高點(標高六四三米突、一)の東二町許の處に於て方向を北に轉するを知り、更に數町の間其の跡を尋ね、是に於て踵を回せり。然かも漫然踵を回しよにはあらず。此の方向の指す所と、實測圖に現はれたる山河の形勢の教ふる所とに從ひ、高山面の東界をなせる萬年山・泉德山等の山嶺が、或る状態に於て遺存する石壘を戴せ、遠く白雲山城の西壁に連なることを推測するを得たればなり。成山誌通紀卷二を見ると、「白雲山古城、在府西六十三里、石築周一萬四千五

道成山以北の城

城と白雲山

百七十三尺、今廢」といへる輿地勝覽の文を轉載し、之に編者の見を附記して「按高麗成宗時、以和・漢等郡爲朔方道、後置定州・宣德・元興三關門、以都連浦爲界、而築長城、勝覽所云古作都璘浦有牧場、古長城尾接于此者、即此城也」といへり。勝覽に所謂「古長城尾」が、鼻白山以東の長城の廣浦(都連浦)の沿岸に於ける終點を意味することは上に述べたる所の如く、而して以西の長城については同書に「西踰大嶺」と見ゆ。されば古長城の尾を白雲山古城に接すとなしたる通紀の案文は、勝覽の記事に對して甚しき曲解を施したものなれども、そは恐らく本書の編者が鼻白山以西の長城の通過する山嶺に關して實際上の智識を有せしが爲めならむ。

〔附記〕白雲山山城は本篇の初(第一章第二節第一項)に説明したる如き稀有なる大城なり。されども築設の由來は之を詳かにするを得ず。假令長城に連なりとするも、外側に於て東方に傾けりとすれば、女眞に對する防禦を目的としたるものにあらざることは、毫も疑を容れざる所にして、即ち長州・定州等と同一視すべきにあらざるなり。而して城内の龍興寺に廢する白雲山事蹟記(咸豐七年撰)に「今奎章野史所傳白雲古城云者、關北一道古爲女眞胡所據、故高勾麗太祖東明王欲拒女眞、以猛將李連守使之築城、令彼不敢者是也」といへるが如きは、固より一顧の價値だもなし。故に余は之を以て咸興郡内に於ける疑問の一城となす。

## 第二 長城に關する考說

高麗靖宗の十年、○四四、東北路兵馬使金令器等事に當り、長・定二州城及び元興鎮城を築きしことは、高麗史卷九元興鎮城築設  
定州城  
長州城

に「古長州城、在府西南五十五里、石築周二千二百三尺、今廢」とあり。而して別に「長谷廢縣、在府南五十五里、本高麗長州。……本朝世宗四年革爲長谷社」といへるは、方向の相違はあるにもせよ、必ず同一地點を指したるもの

ならざるべからず。然かも定平の西南若くは南五十五里に相當する地には、今日然るべき城址の存するなく、正西直徑約二邦里半、金津川畔の豊陽里に廢城ありて(附圖第13)、俚俗之を「古邑」と稱すといひ、大東輿地圖に示されたる長谷の位置に適合す。定平邑と豊陽里との中間には道成山を主峯とする山嶺ありて、之を横切る直接の通路なし。又た關北誌が定平縣古蹟の條に長州古城を「在縣南五十五里」と記するが、乃ち是等の關係を綜合して考ふれば、勝覽の五十五里は三十里の條には長谷社を「在縣西南三十五里」と記するせり。乃ち是等の關係を綜合して考ふれば、勝覽の五十五里は三十五里の誤とすべく、今の豊陽里と長谷とを同一地點として、此の地に存する古城は之を長州城に擬すべきなり。次に元興鎮は高麗史地理志に「靖宗十年、城牲川爲鎮」と見ゆ。牲川が今の大津川なるは、勝覽、定平府の山川の條に「牲川、在府南五十里、今稱金伊江津、即長溪川下流」とあるにて著しく、元興鎮の所在につきては古跡の條に「在府南五十里、土築周四千四百十七尺」といへり。而して大東輿地圖は定平の東南牲川の河口に近く其の北岸に之を標出しだるが、今ま此の地點に相當する春柳面道興里に古城址の存するあり(附圖第14)、正に元興鎮に比定せらる。

さて金令器等の築きしは、是等の二州一鎮のみにあらず。高麗史卷八兵志、城堡の章に「靖宗十年命金令器・王寵之、城長州・定州及元興鎮。長州城五百七十五間、戌六所、曰靜北・高嶺・掃児・掃蕃・厭川・定遠。定州城八百九間、成五所、曰防戍・押胡・弘化・大化・安陸。元興鎮城六百八十三間、戌四所、曰來降・壓虜・海門・道安」といひ、同時に所屬の十五戌をも設置したりしなり。而して之を兵志の記載の他の例に照すに、成所の設置は長城の築造を意味す。即ち兵志に「靖宗七年、崔沖城寧遠・平虜二鎮」とありて、其の條下に先づ寧遠城の幅員及び所屬の成所八を舉げ、「關城一萬一千七百間」と附記し、次に平虜城の幅員及び成所六を舉げ、「關城一萬四千四百九十五間」と附記したるは、二鎮を樞軸とする長城の築造に關する記事なればなり。然らば定平邑の定州城及び豊陽里の長州城を樞軸として築かれたる長城は、鼻白山より起りて東南は南興里に至り、西は道成山を越えて更に北方に走れる石壘なる

軸とする長城

定長二州を構成する長城

ことを疑なく、實に此の石壁は靖宗十年金令器等の築きしものとすべし。現に當年の成所とおぼしきものゝ廢址は、長城に沿うてところへに遺存し、瓦片多く散亂せり。而して上に述べたる南與里の終點の顯著なる遺基は、之を定州城所屬の五成の中其の最後に位したる安陸成に擬するを得。尹瓘の女真征伐の際中軍の將金漢忠の進發したる安陸成は即ち是れなり。

元興鎮を樞軸  
とする長城

次に元興鎮を樞軸とする長城について考ふるに、宣德面の土築の長城は、金津川の河口に近き此の鎮城を距ること頗る遠し。抑も長城は敵の踰に難き山嶺に因りて之を築き、彼等の來犯するに當りては乃ち兵を配置すべきも、平時は其の備を闕く。而して之が樞軸たるべき州鎮は、常に兵を駐屯せしむる處なれば、長城の通過する山嶺の一局部を利用し、或は相近接せる適當なる地點を擇びて州鎮を設置するは、最も宜しきを得たりとすべく、鼻白山附近の長城の定州城に於けるが如きは、即ち之に稱へり。されども兩者の接觸は到る處可なるにあらず。州鎮は其の性質上、險要にして然かも少なからざる人口を容るるを要し、長城の走れる山嶺の如く徒らに高險なるを許さざればなり。長州城が道成山附近の長城の西直徑約一邦里的地にあるは、是れが爲めにして、又た此の城に關して文宗八年八月、世家に「東路兵馬使奏、長州地高且險、城中無井、乞令設柵南門外平地、徒民居之、有急入城、從之」と見にたる如き議のありたる所以なりとす。然るに宣德面の土築の長城と元興鎮の遺址(道與里古城)とは、直徑三邦里餘の距離を有し其等の間に離るべからざる關係を認むるにすれば、相互の間隔は少しく遠きに過ぐ。上記の如く元興鎮には來降・壓虜・海門・道安の四成之に屬せり。輿地勝覽、定平府山川の條に、甘祥津を説明して「桂川南流三十里許、爲此津、入道安浦」といひ、道安浦は金津川(桂川)の河口の稱なり。又た同書に府南五十里に道安山あり、同五十二里に道安浦營ありといひ、大東輿地圖を參照すれば、共に元興鎮址に近し。道安成の大體の所在は之に依りて知らる。而して海門成も亦た其の名稱より推して海邊にありたりとすべし。因つて想ふに元興鎮を樞軸とする長城は、必ず別に築か

れたりしなるべく、そは恐らく南與里の安陸成と相應する廣浦の西南隅の一地點より始まり、宣德面及び春柳面の山地を東南に下りて金津川の河口に達せしものなりしならむ。余は宣德面の長城を實查せし時、斯く推測せらるゝ他の長城の遺基(當時未だ此の事に想到せざりしも)に關して何等耳にする所なかりしも、前者は實に余の發見に係り、曾て士民の注意をすら惹かざりしものなれば、余は亦た後者に對して前者と同様なる期待を有す。

論じて茲に至り、隨つて生ずる疑問は、宣德面の長城の築かれたる年代なり。高麗史地理志に「德州、文宗九年、始築宣德城爲鎮、後稱德州防禦使」といへる宣德鎮あり。兵志には長・定二州及び元興鎮と相並べて此の鎮城の築造を靖宗十年にかけたれども、こは實を得たるものにあらず。禮志高麗史、卷雜祀の章に「文宗九年三月壬申、宣德鎮新○西紀一〇五五」の創築なること疑なし。其の所在は輿地勝覽、咸興府古跡の條に「宣德鎮、在府南四十五里、在城基」と見に、此の里程に相當する地は宣德面の長城の走れる附近なるが、此處には古城址と認むべきものなし。然るに長城を南に距る約一邦里、宣德場里の西南の山間、倉里といふ處に廢城ありて、門址も遺り、城内には人家ありといへば、是れ即ち宣德鎮の遺基なるべし。果して然らば此の鎮城が宣德面の長城に對して其の樞軸をなせるは甚だ見やすき所。隨つて彼れとは文宗九年に於ける同時の築造となすべきなり。尹瓘傳に「右軍兵馬使兵部尚書金德珍、以四萬三千八百人、出宣德鎮安海・拒防兩戍之間」と見ねたる二戌も亦た然りとすべく、二成は固より長城に沿ひて設置せられしものならざるべからず(勝覽に里程を擧げたる次に「在城基」といへるは、他に例なき筆法なり。城基といふは本の材料には長城を指したるものなりしに、勝覽の編者が妄に宣德鎮に結合せしにはあらざるか)。

び升瑠の女真征伐の際に於ける諸軍の進發地點を明かにするを得たり。即ち諸軍の出動したる定州・安陸成・安海・拒防兩成及び道麟浦は、何れも廣浦の東西の長城の一部若くは其の附近にして、高麗と女眞との境を割する其の長城の樞軸は長・定二州及び宣德鎮なりしなり。彼の英州廳壁の銘に「南接于長・定二州」といへるは、暗に此の長城を指したものなりとす。

## 註

- (1) 定平郡の長城に關する説は、特別なる必要ありて、滿鮮地理歴史研究報告、第八所載の拙稿「朝鮮高麗朝に於ける東女眞の海寇」の中に之を述べたり。然かも今ま全く彼れに譲り難きを以て、抄記して本章とす。
- (2) 定平邑に於て鮮人郡書記より聞知したる所なり。
- (3) 同上。

(4) 東京帝國大學文學部紀要、第三、「朝鮮平安北道義州郡に於ける高麗時代の古城址」第四章、第四節、第三項参照。

(5) 宣德面長城踏査の際、定平郡書記を通じて宣德面事務所より得たる報告に依る。

郡に於ける 高麗時代の古城址 終

圖

版

寫眞 梶沢 俊一

製版 市田オフセット印刷株式会社

白雲山々城



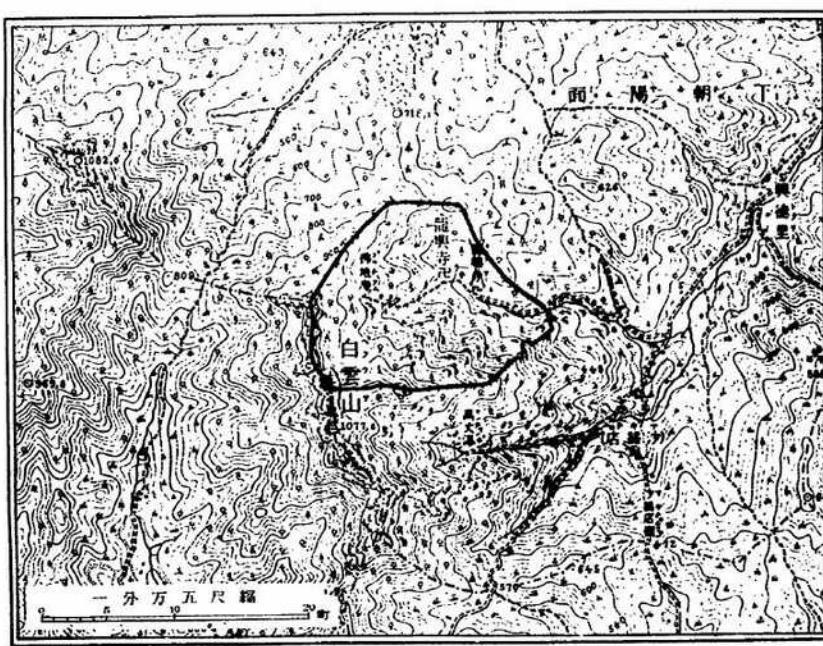
圖版第一

(部上) 塔殘の面東む見りよ部外

同上



(部下) 同上



圖城々山雲白

白雲山々城

同上

(陸地測量部五萬分一地形圖地境號分載)



東面城壁の側面

圖版第三



(あるむ見りよ部外) 門面南東

白雲山々城



(あるむ見りよ部内) 上 同

同上

圖版第四

東興里山城



す最も内城より點最高

同

上



むを内城より後近の日入北

圖版第五

東興里山城



(あた見りよ部外) 嘉慶の方右の共び及北門北

同上



(あた見りよ部内) 上 同

東興里山城



(るた見りよ部内) 部一の 様 西

同 上



(るた見りよ部外) 址一門 西

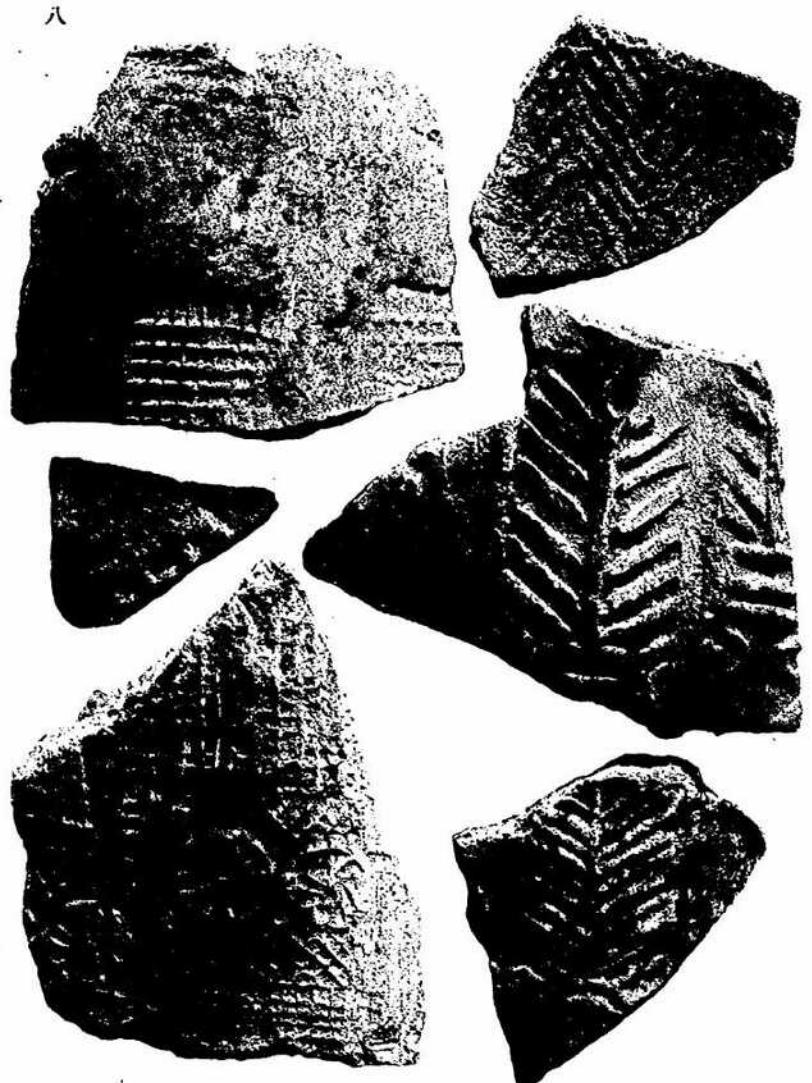
圖版第六



(一) 片 瓦 土 出

東興里山城

東興里山城



圖版第八

(二共) 片 瓦 土 出

圖版第九



す敵情を内城より(山陰華)點最高



む望を内城より傍近の日入南

塔洞里山城

同

上

城洞里山城

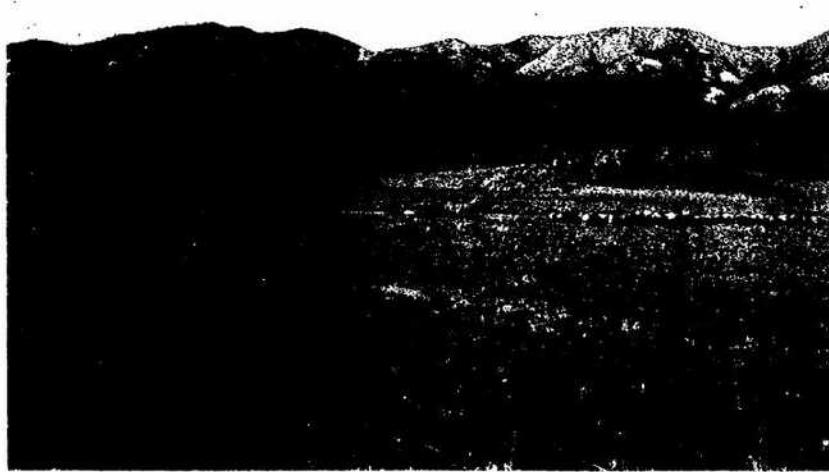


圖版第一〇

む望な並城でえ越を里洞植

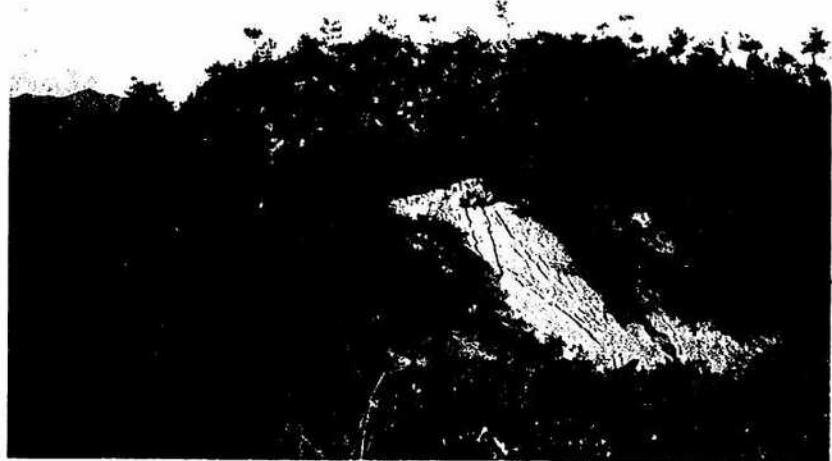
同

上



基 遺 角 南 西

城洞里山城



西門北址城牆外觀



上同

西門北址內城牆正門

圖版第一二



城洞里山城

む望を君潮退てえ越か都一の駿東



同上

片瓦土出内城

上集里山城



むかし城址より南方

同上



城址より西門

圖版第一三

圖版第一四



上  
佐里山城

西ノ堀内之部一の陸



同  
上

最高地点北門址

上  
巣里山城



面外の部の壁車び及面内の壁北

同

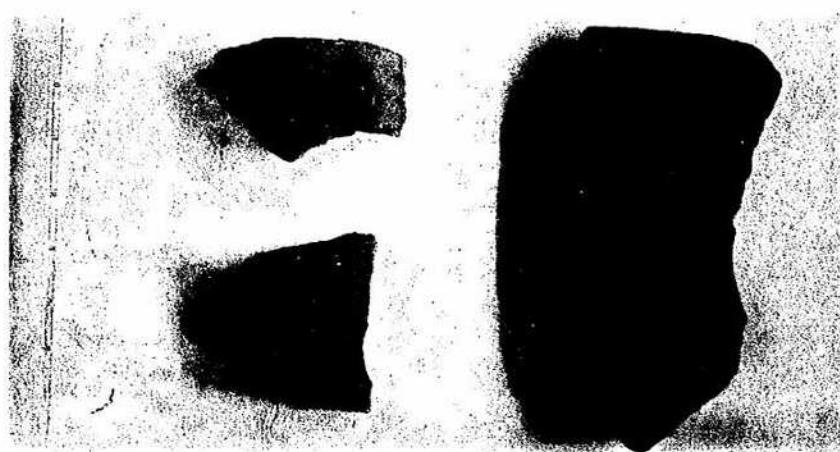
上



横束られ造に地平の邊河

同

上



片瓦土出内城

大德里山城



(あた見りよ北東) 景全

同上



址井内城

雲城里山城

圖版第一七



(あた見りよ南東) 景全



(あた見りよ方西) 景全

同上

五老里山城



(る木見りよ南東)景全

同上

(朝鮮古蹟圖譜第三より轉載)

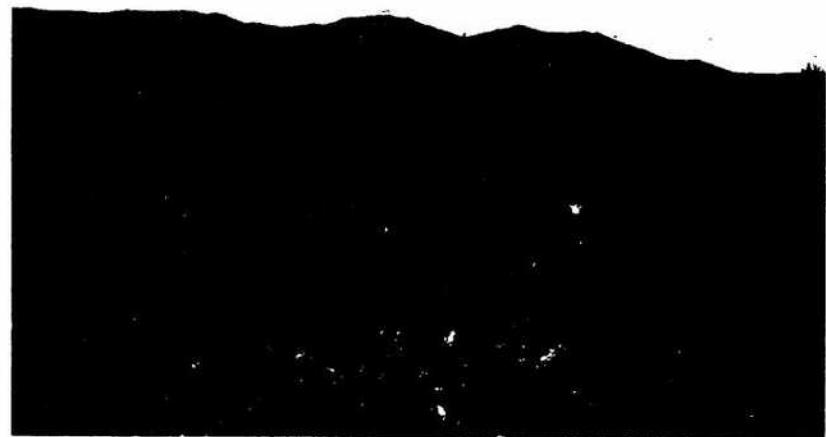


址井内城

圖版第一八

圖版第一九

上雲興里中峰山城



むちか峰中より里興雲上

同

上



(面東) 面正の城山

圖版第二〇



部外壁石面南西

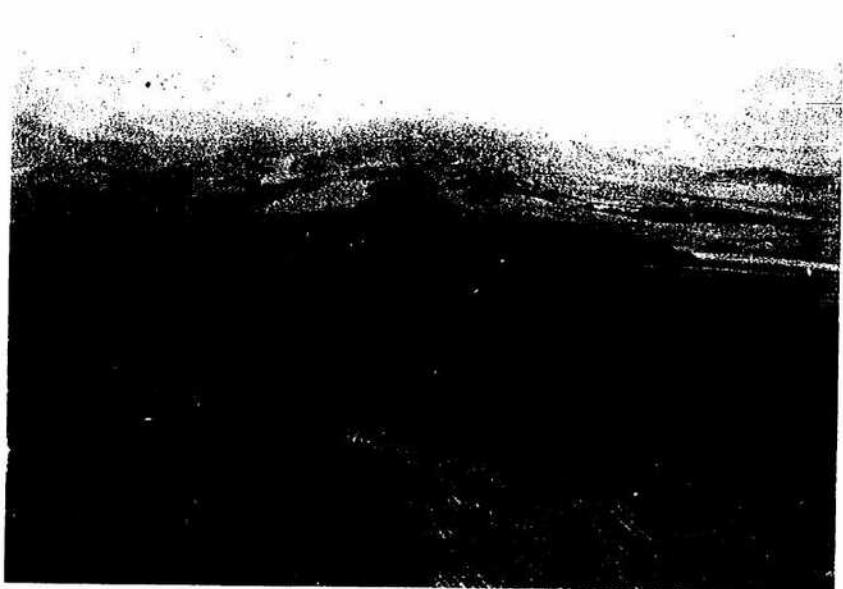
上雲興里中峰山城



同上

(右方見に斜りよ方南) 同上

定平郡長城



部の間嶺延車山自草

同上



上同

圖版第二

圖版第二二



部一の間中のさ道街平定さ詫南の山白鼻

定平郡長城



部一の間中のさ里興南さ道街平定

同上

圖版第二三

定平郡長城



點絶るけ於に里奥南

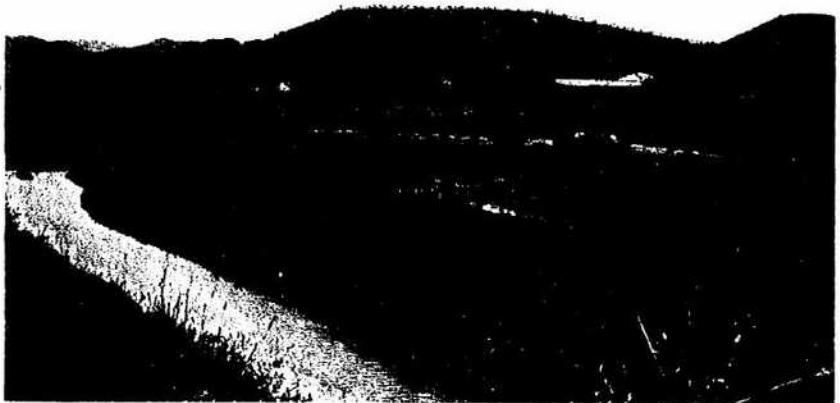
同

上



上 同

高陽里山城



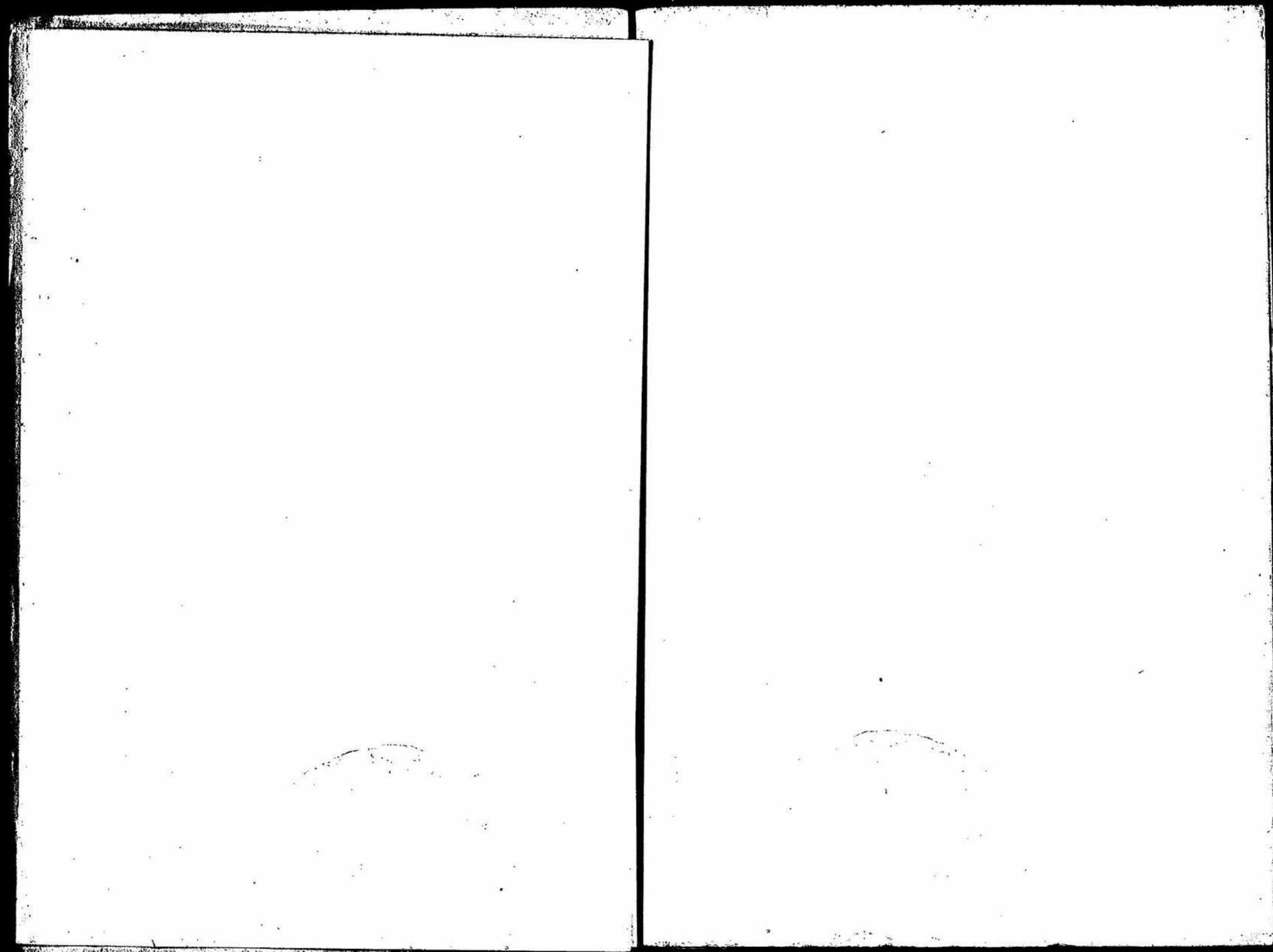
(るた見りよ北東の城) 景 全

將士臺碑 (飛川郡何多面古邑里)



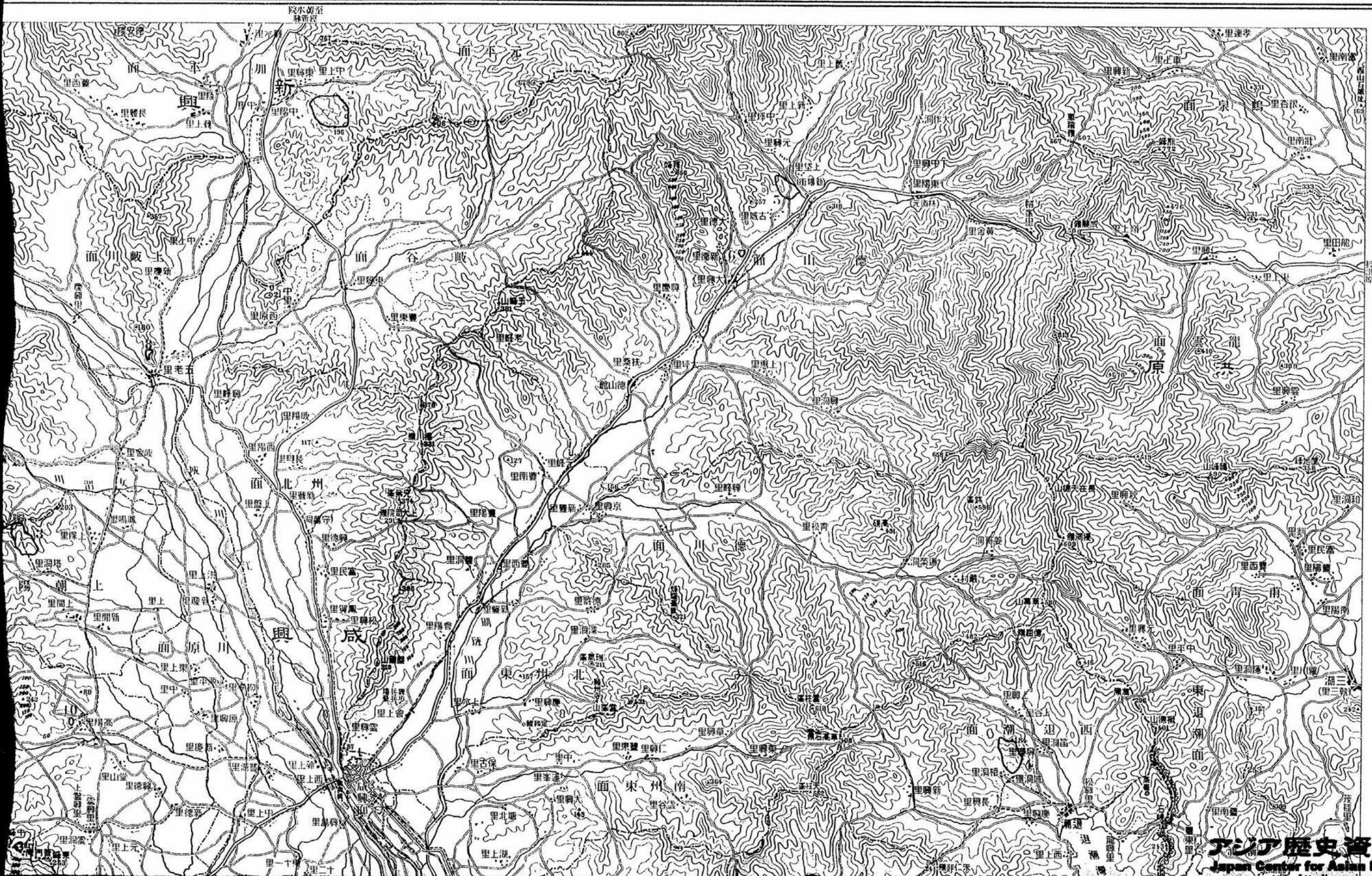
附

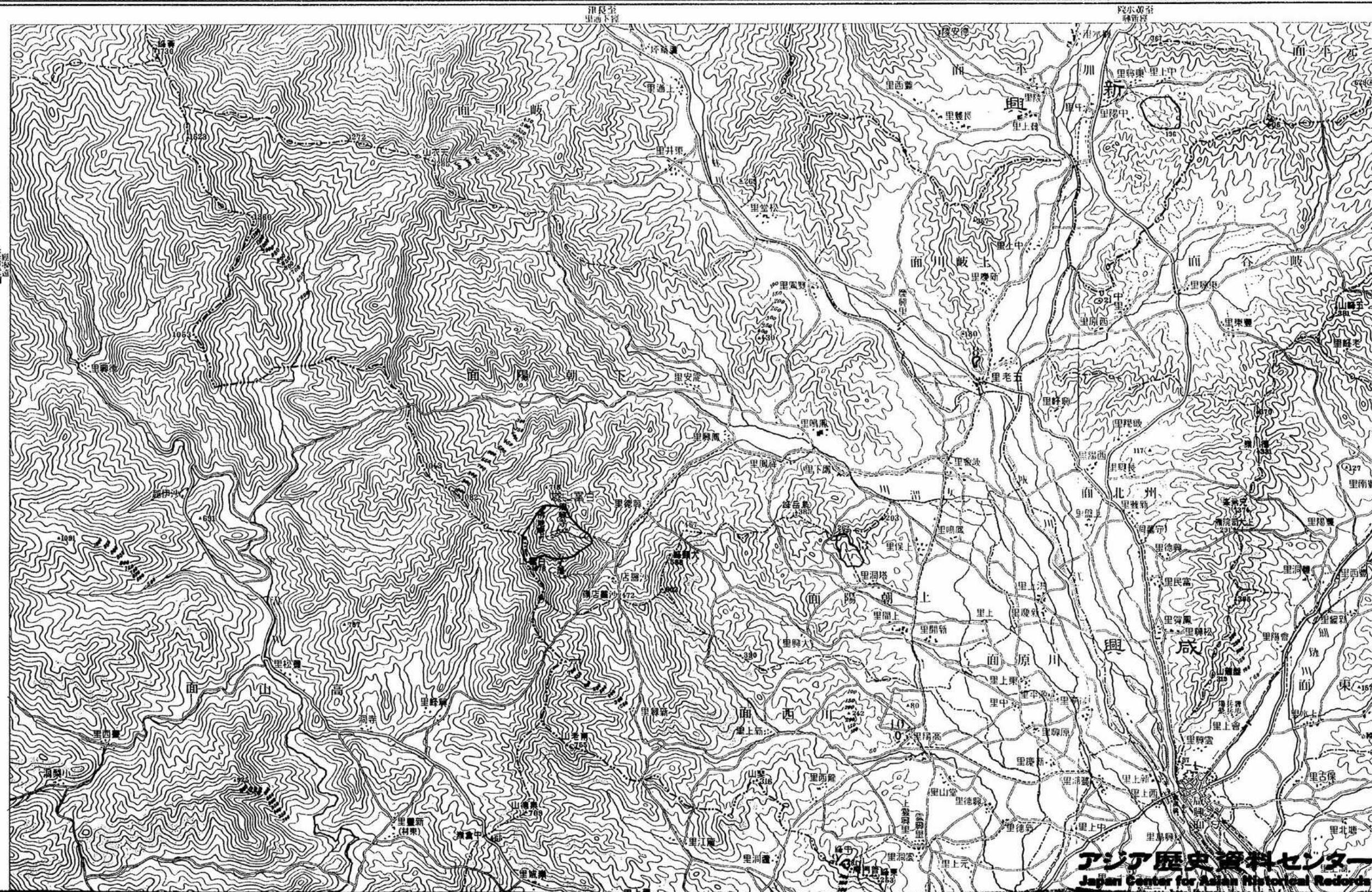
圖

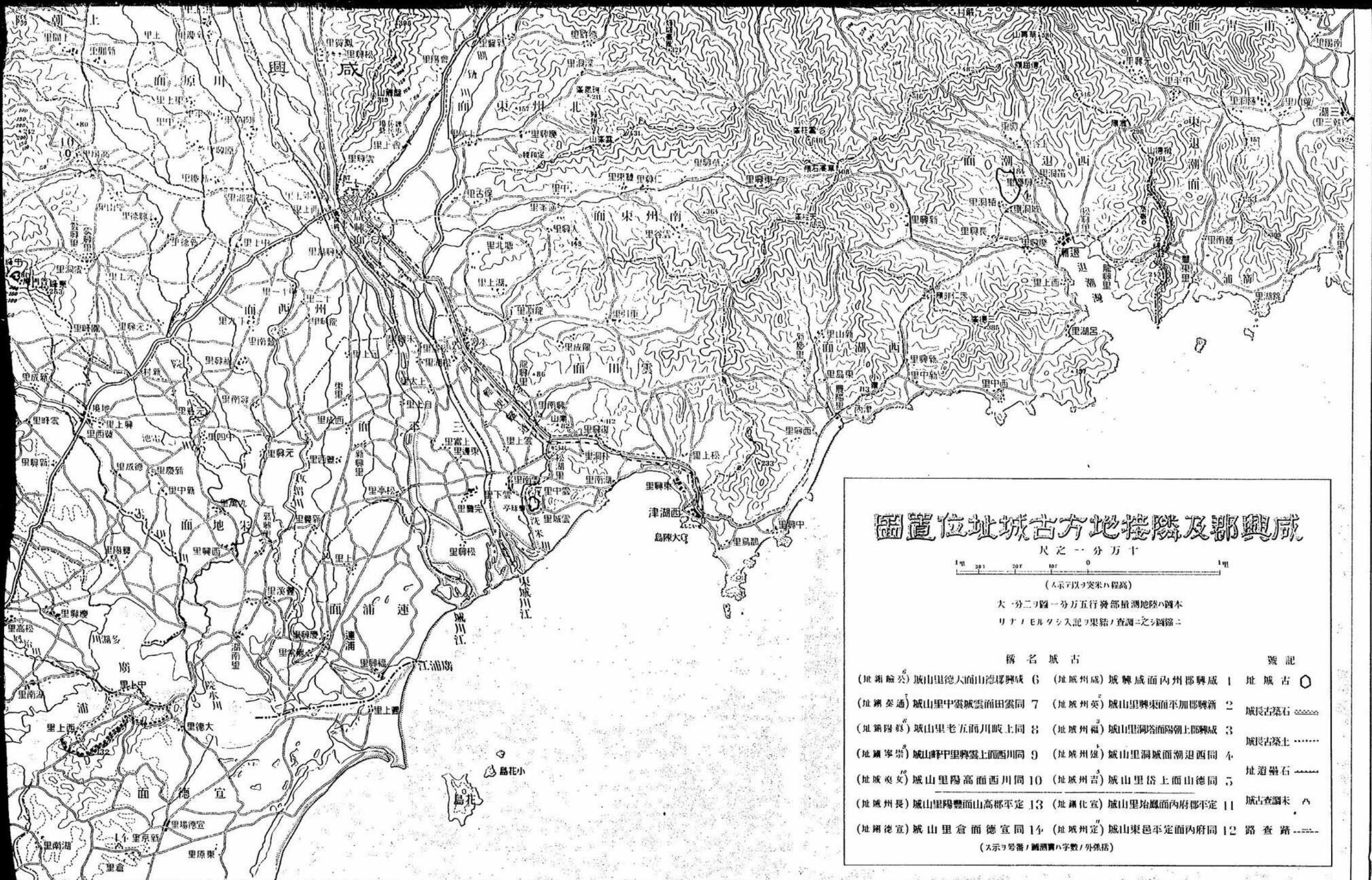


1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

附圖第一







### 咸與州東面古方地接隣址位置圖

尺之一分萬十

（人示以フ突米ハ程高）

大一分二ノ四一一分五行號部量測地陸ハ圖本

リナノモルタシス記ヲ果結ノ查調ニ之ヲ圖羅ニ

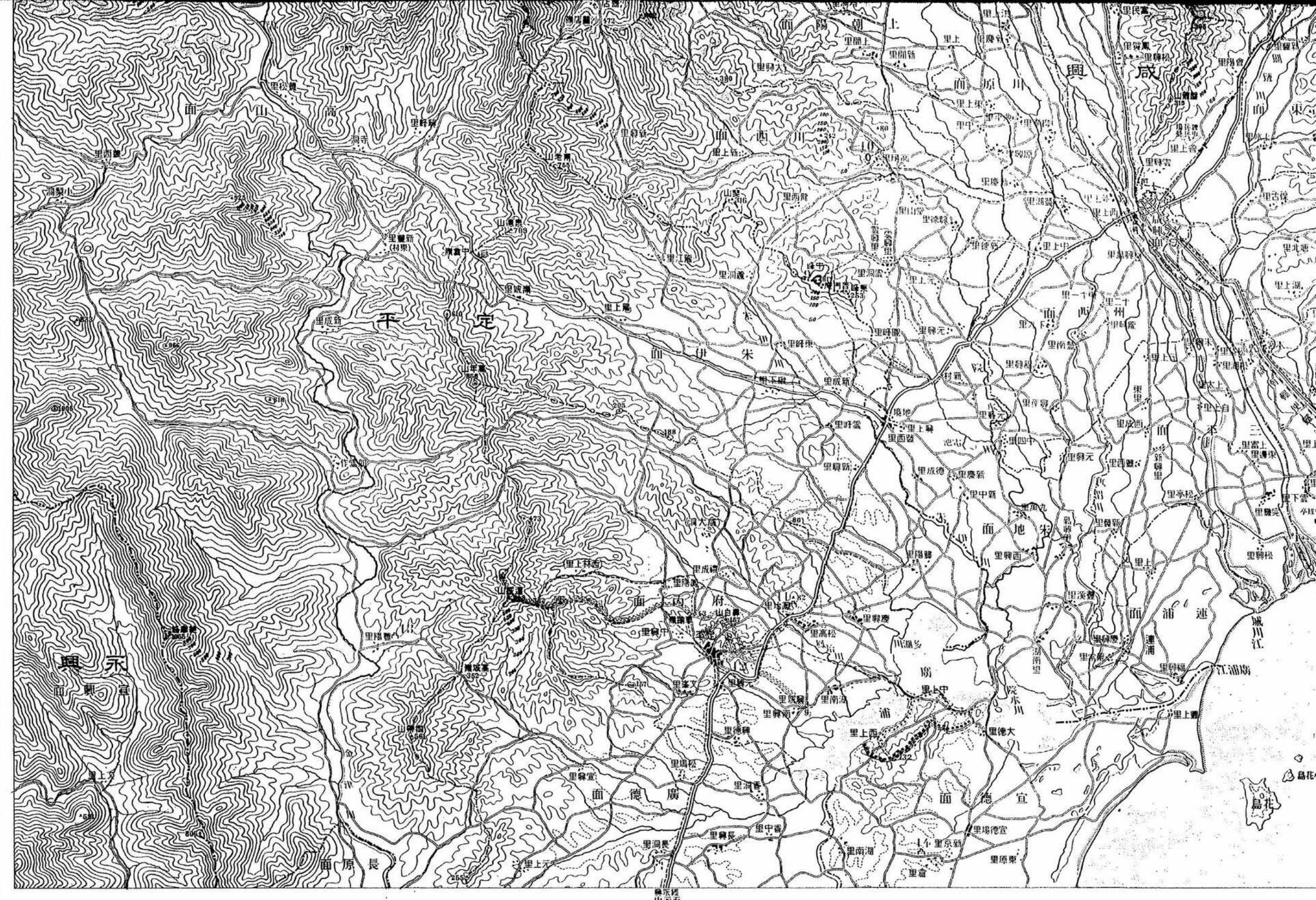
#### 古方地接隣址位置圖

號記

- |                       |                       |             |
|-----------------------|-----------------------|-------------|
| (址城輪公) 城山里德大面山德郡興咸 6  | (址城州成) 城輪咸面內州郡興咸 1    | 址城古 ○       |
| (址鋪秦通) 城山里中雲城面雲同 7    | (址城州英) 城山里興東面平加郡興新 2  | 城長古築石 ----- |
| (址鋪陽縣) 城山里老五面川岐上同 8   | (址城州福) 城山里洞塔面陽朝上郡興成 3 | 城長古築土 ----- |
| (址鋪寧崇) 城山峰中里興雲上面西川同 9 | (址城州雄) 城山里洞城面湖退西同 4   | 址造壘石 -----  |
| (址城夷女) 城山里陽高面西川同 10   | (址城州吉) 城山里岱上面山德同 5    |             |
| (址城州長) 城山里陽豐面山高郡平定 13 | (址鋪化宣) 城山里治鳳面內府郡平定 11 | 城古查調未 入     |
| (址鋪後宣) 城山里倉面德宣同 14    | (址城州定) 城山東邑平定面內府郡同 12 | 路查踏 -----   |

(人示ヲ号番ノ圖酒賣ハ字數ノ外張括)

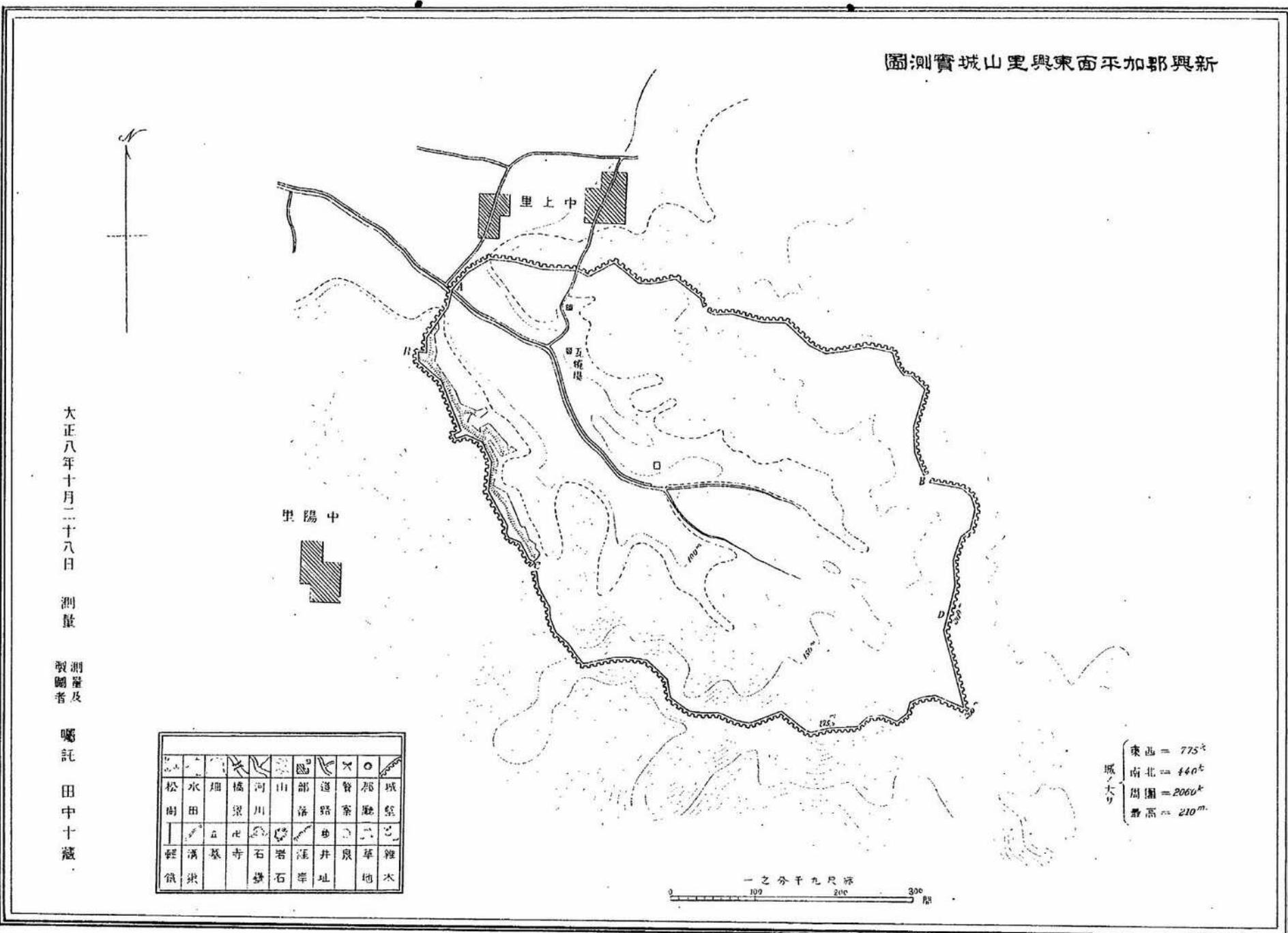
裏面白紙



所調斐田秋 刻印、刷印、圖表

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9

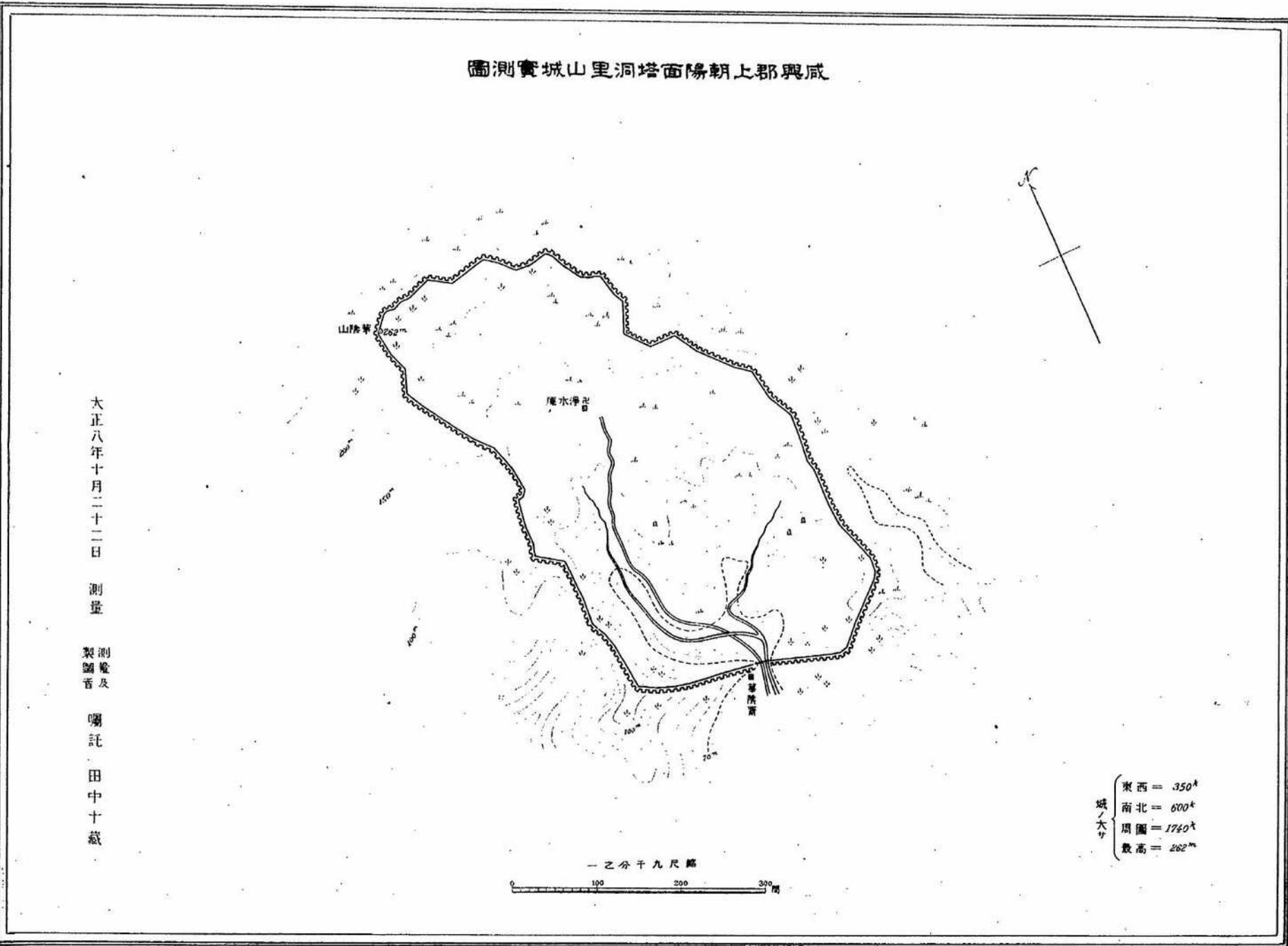
附圖第二



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

裏面白紙

附圖第三



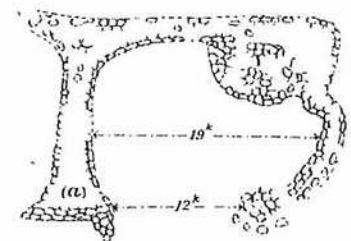
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

裏面白紙

附圖第四

地遺點 A

圖面平  
一之分百九



圖測實城山里洞城面潮退西郭興咸

大正八年十月二十六日 測量

測量者及囑託 田中十藏

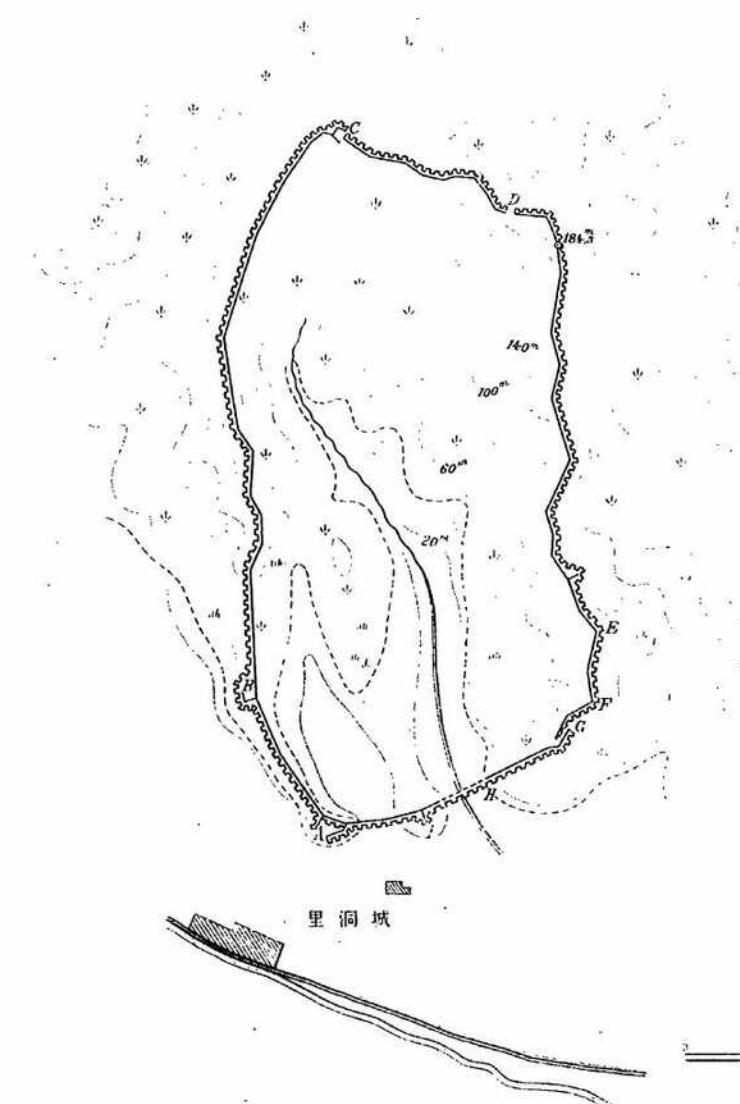
面正部 (a) 同

一之分十五百四



面側部 (a) 同

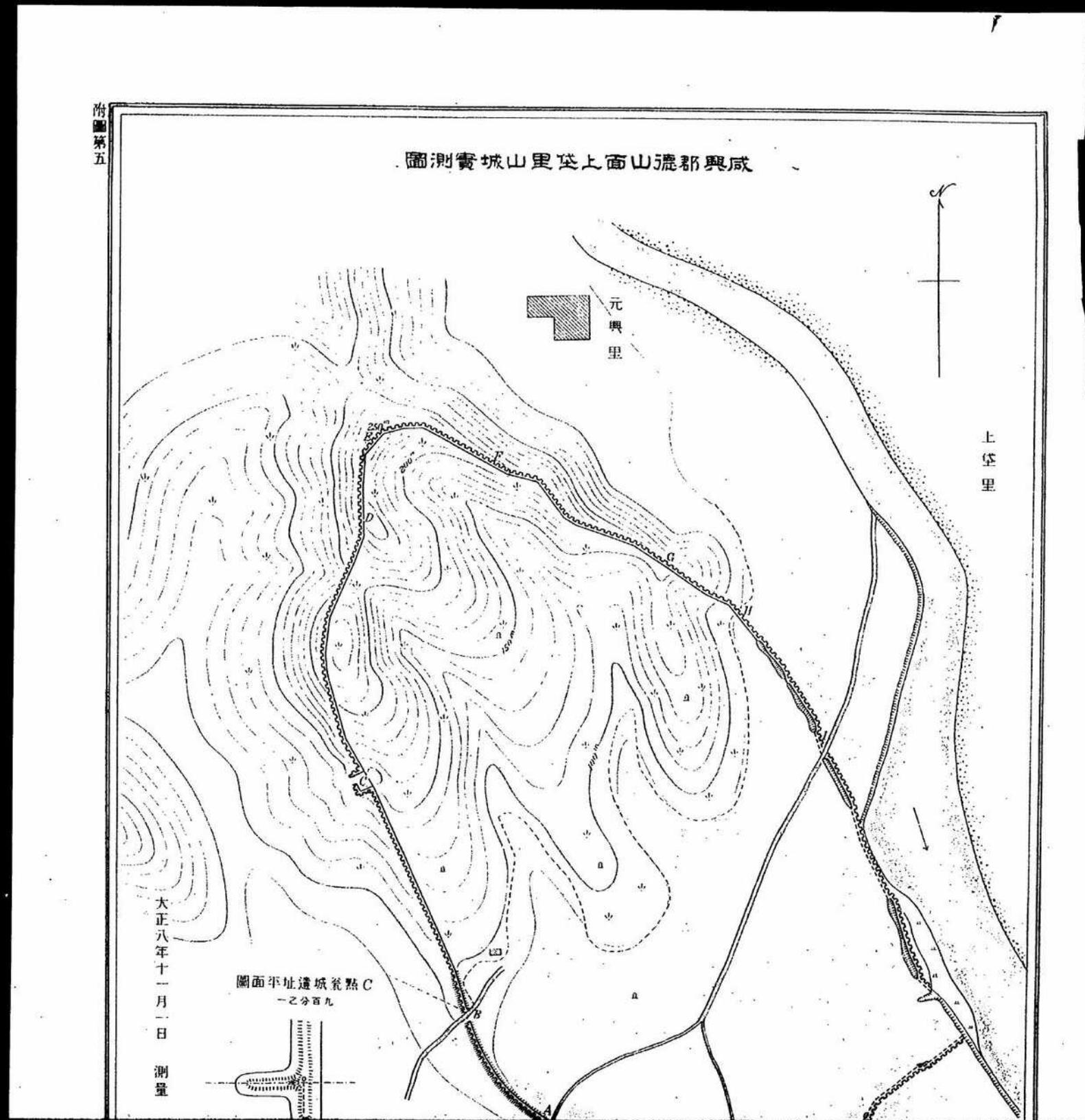
一之分十五百四



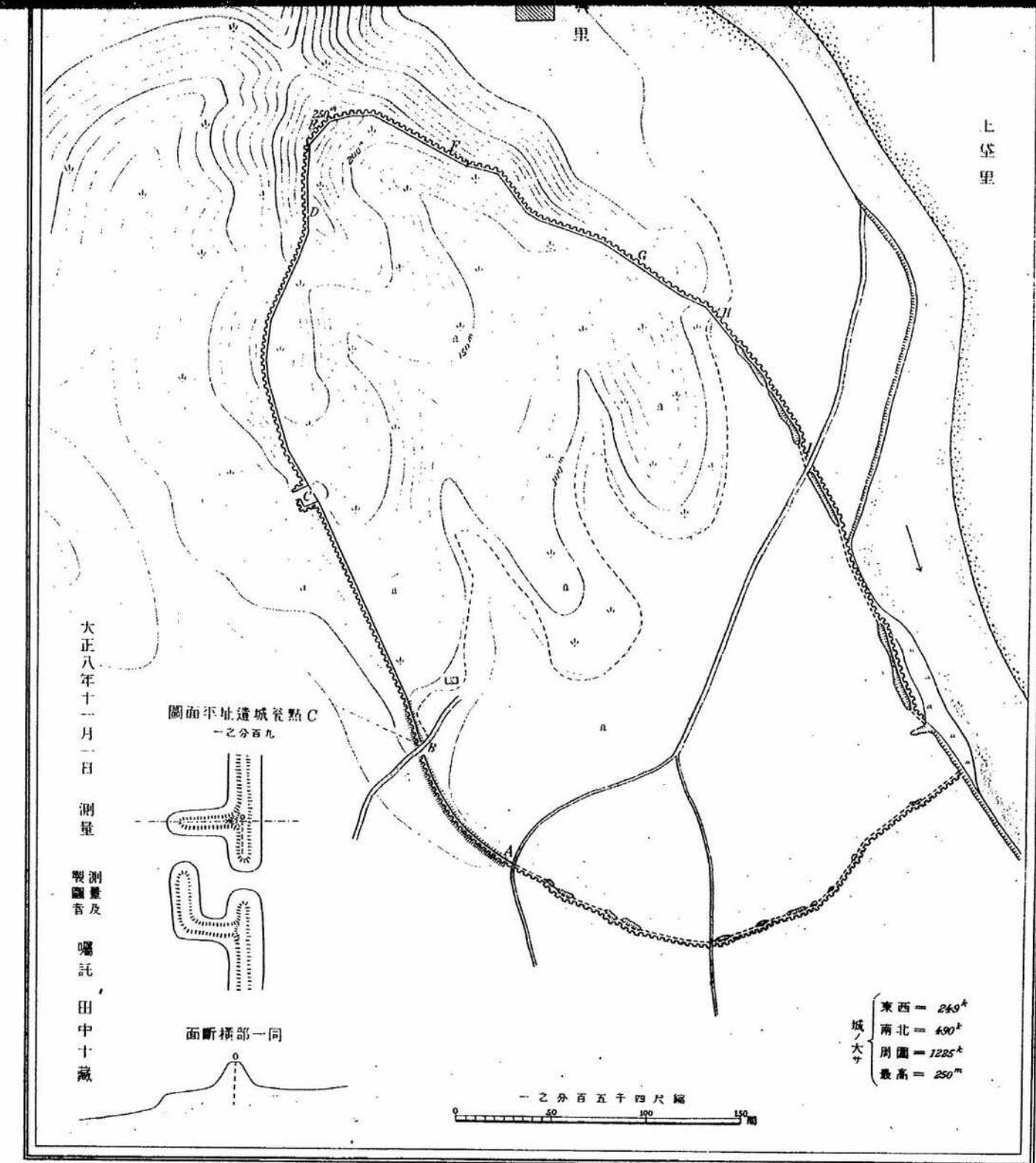
一之分千九尺稿  
200 200 300

東西 = 250<sup>k</sup>  
南北 = 510<sup>k</sup>  
周圍 = 1455<sup>k</sup>  
最高 = 184.3

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

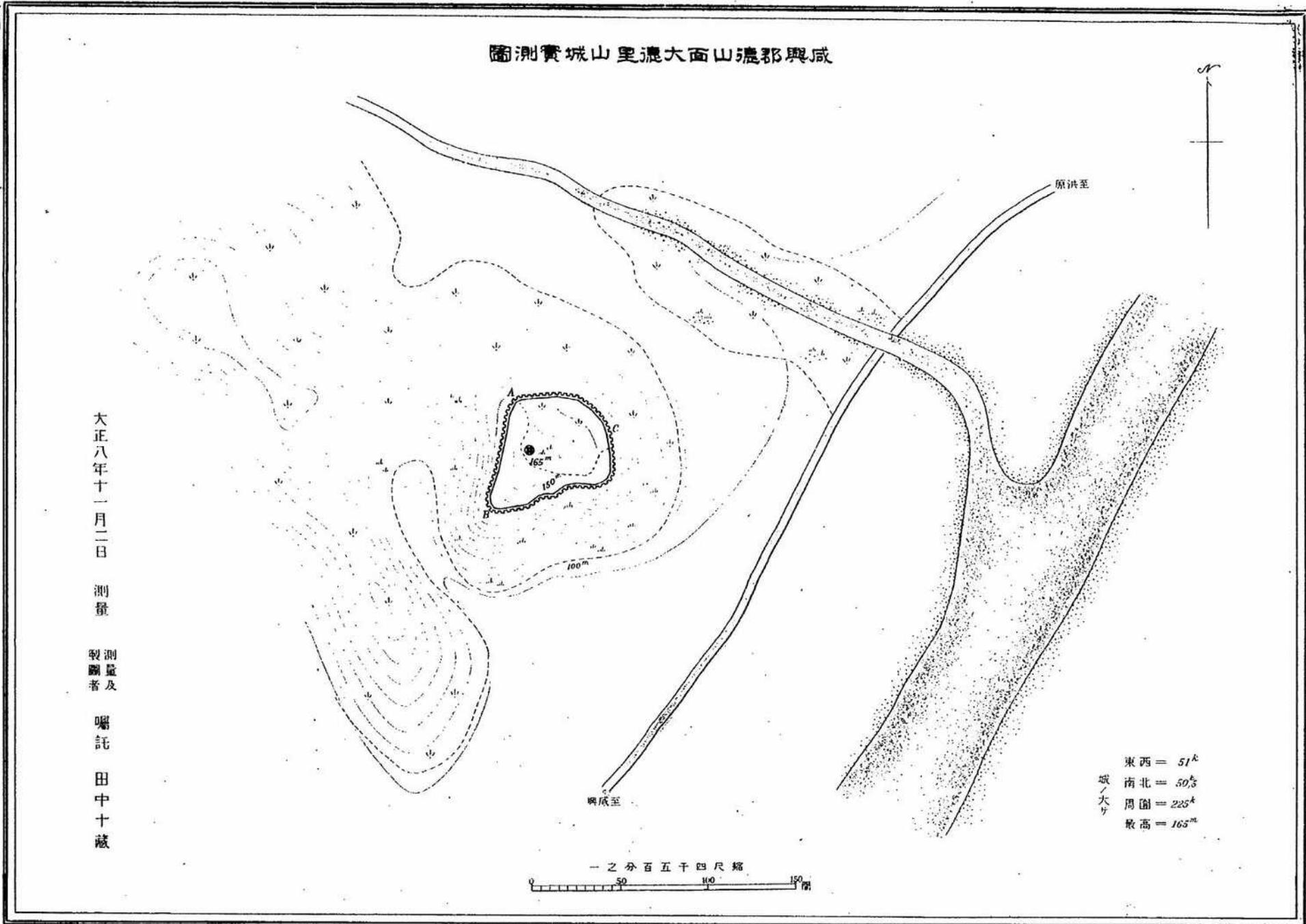


裏面白紙



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

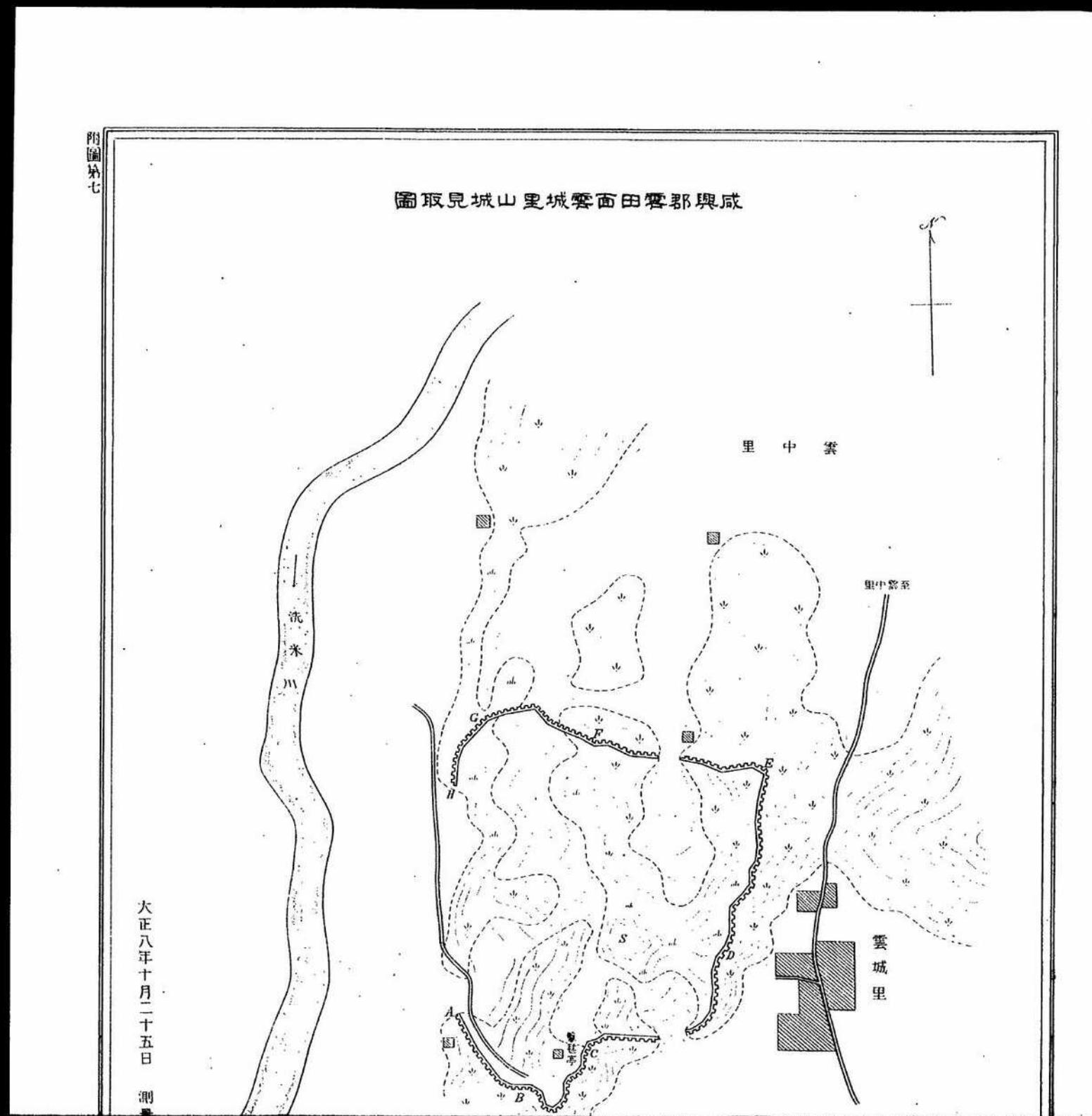
附圖第六



裏  
面  
白  
紙

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

2m 2m



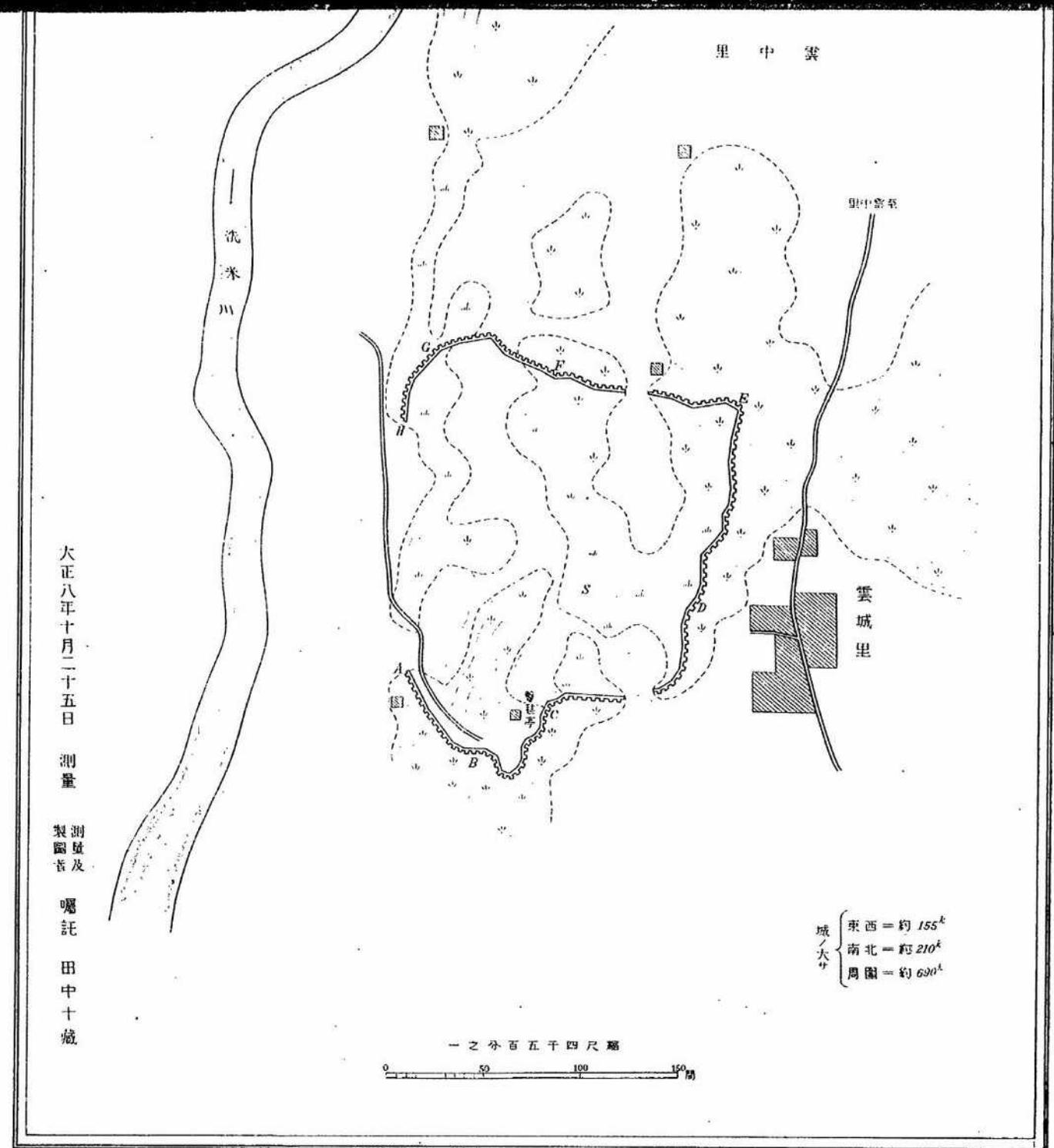
裏面白紙

大正八年十月二十五日 濟量

製圖者及

囑託

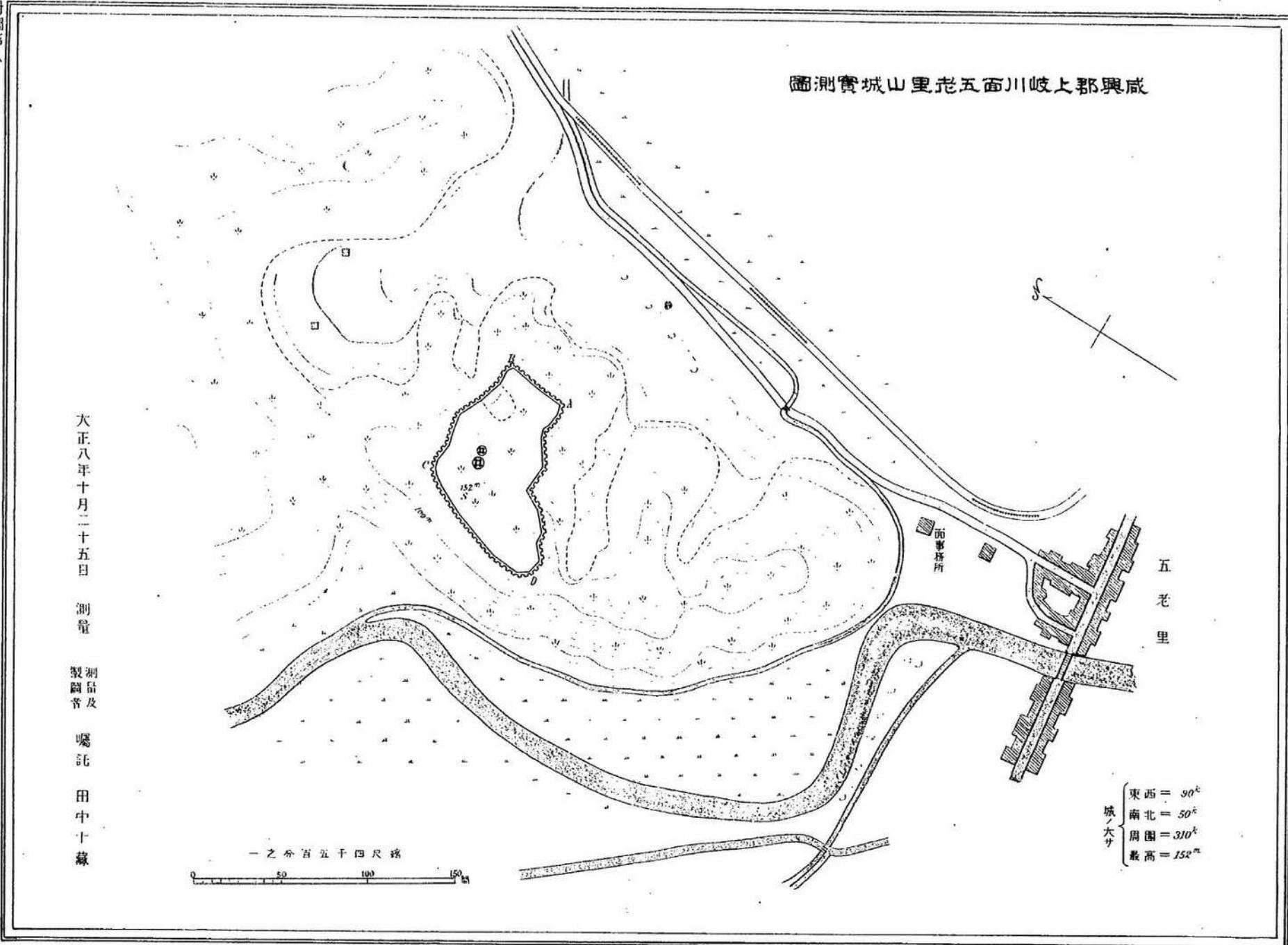
田中十藏



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

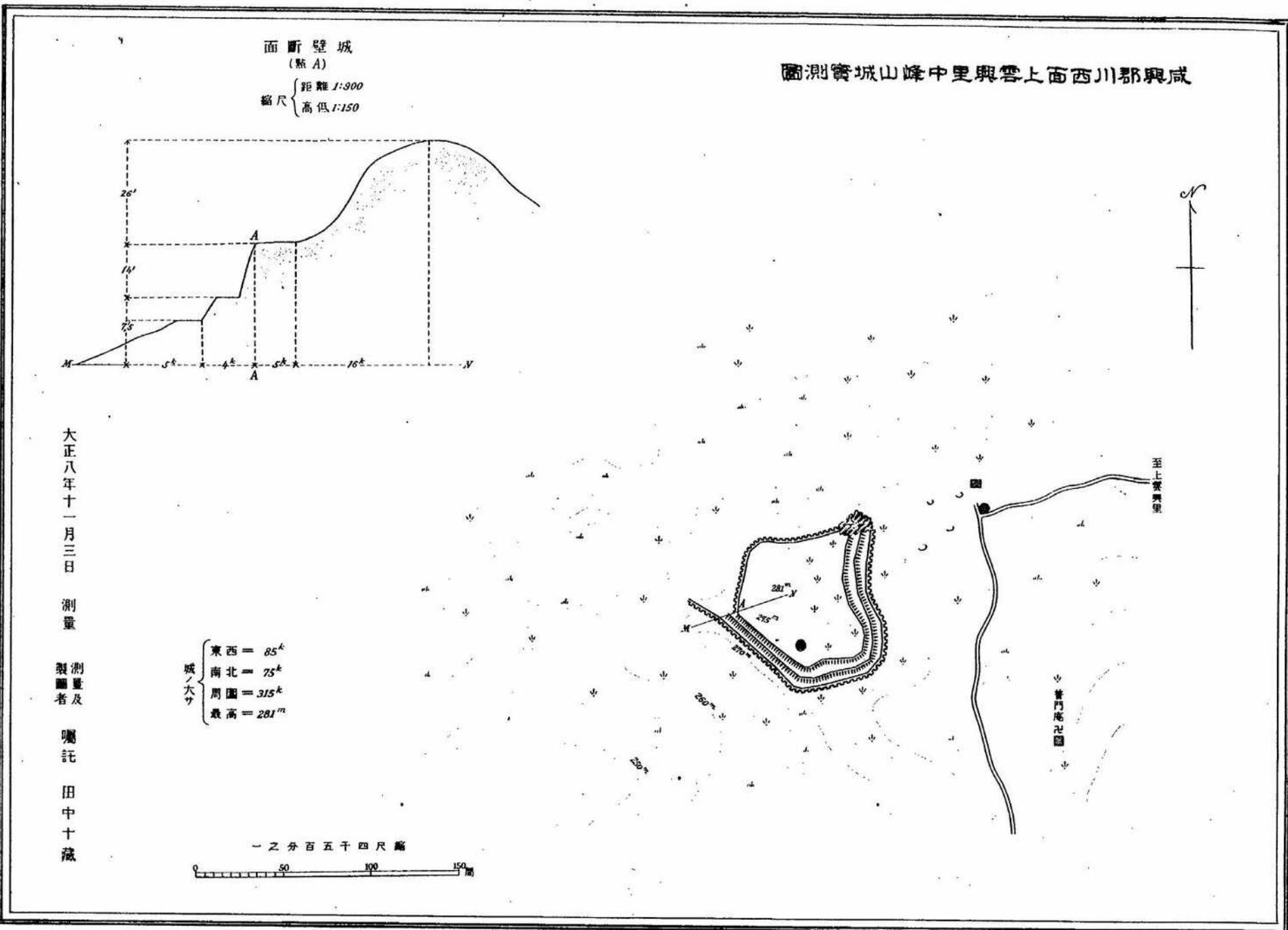
裏面白紙

附圖第八



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

附圖第九



裏面白紙

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

附圖第十

咸興郡西川面高陽里城見取圖

大正八年十月二十三日

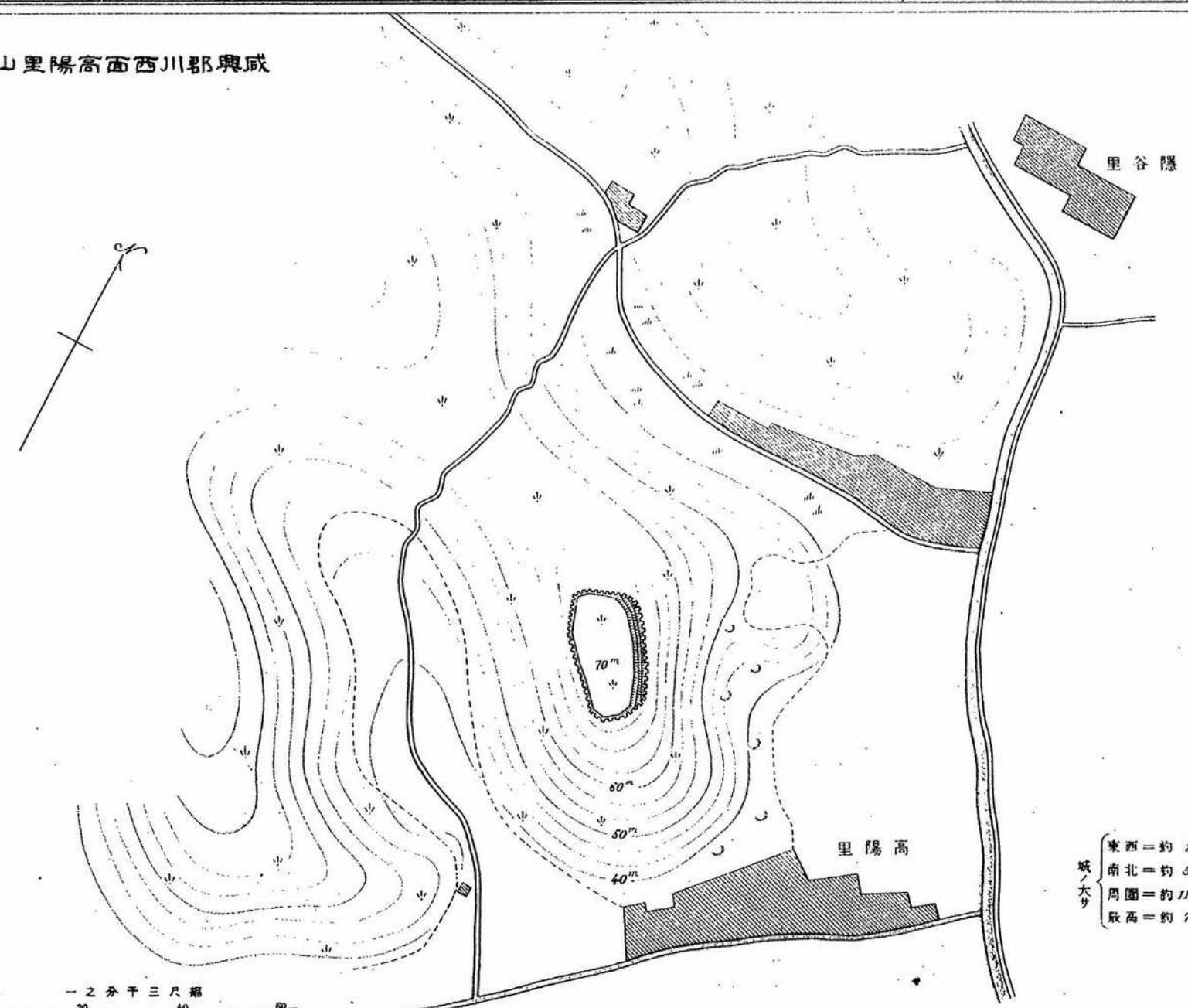
測量

測量者及

囑託

田中十藏

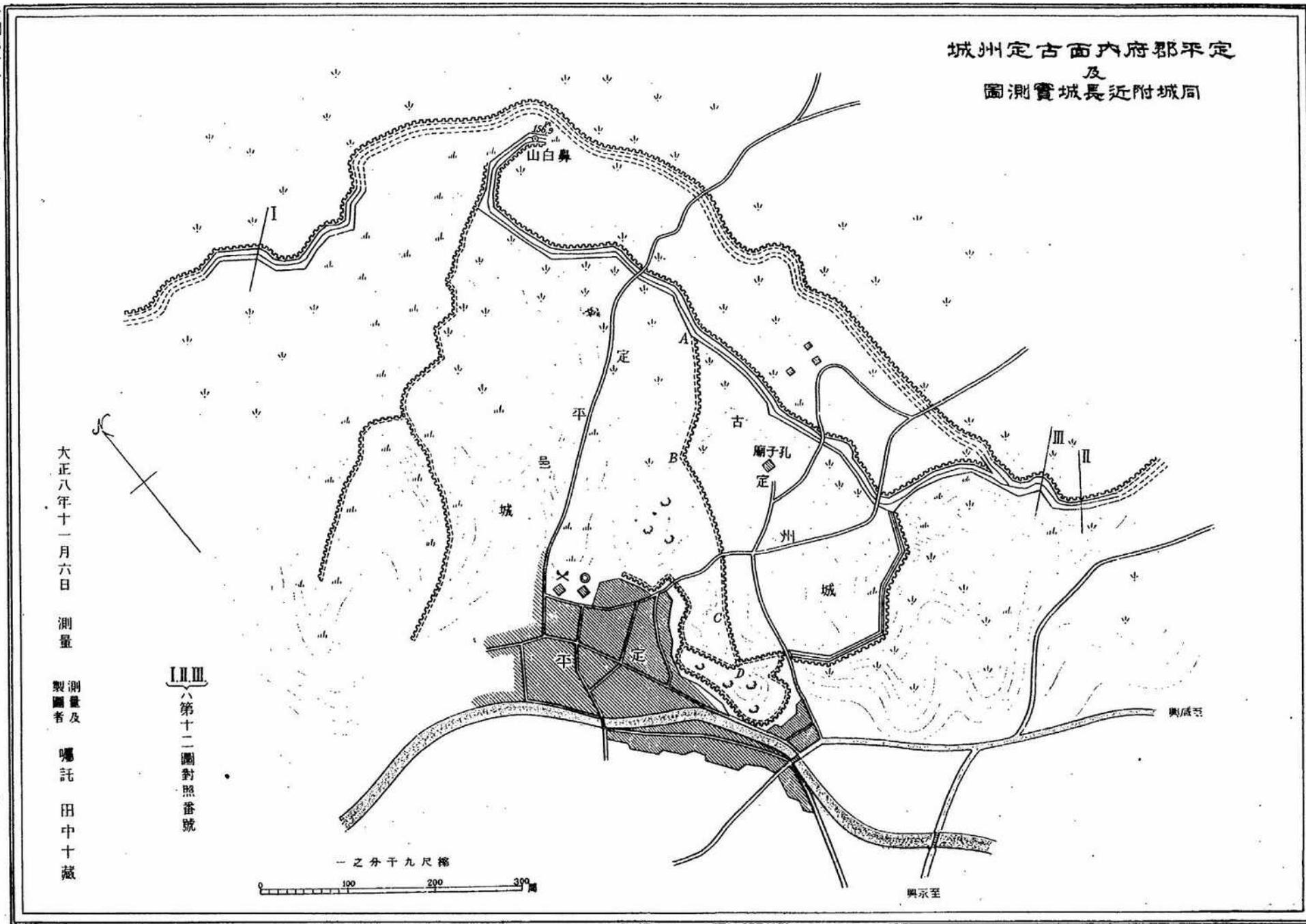
一之分三尺規  
20 40 60 市尺



城ノ大サ  
東西 = 約 25<sup>k</sup>  
南北 = 約 50<sup>k</sup>  
周圍 = 約 110<sup>k</sup>  
最高 = 約 70<sup>m</sup>

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

附圖第十一



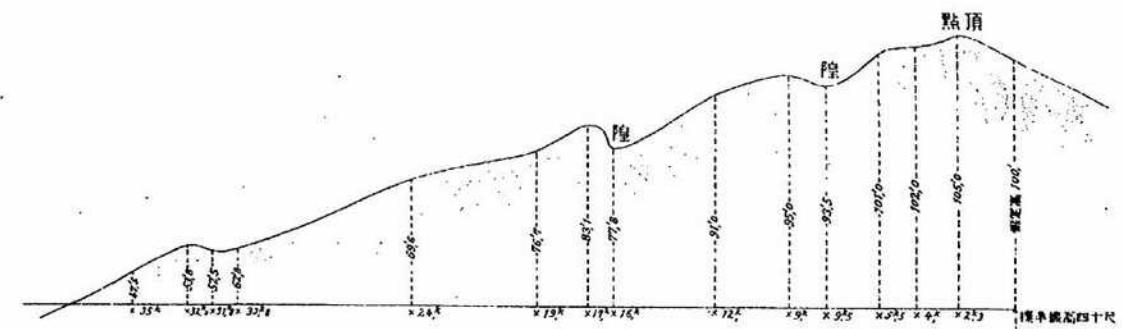
裏面白紙

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

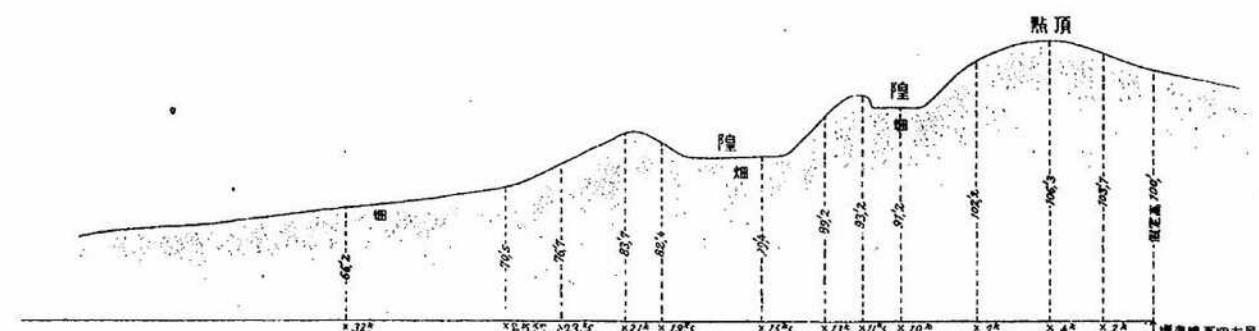
附圖第十一

平定色近長城斷面測圖

縮尺  
距離 1:450  
高低 1:150



I



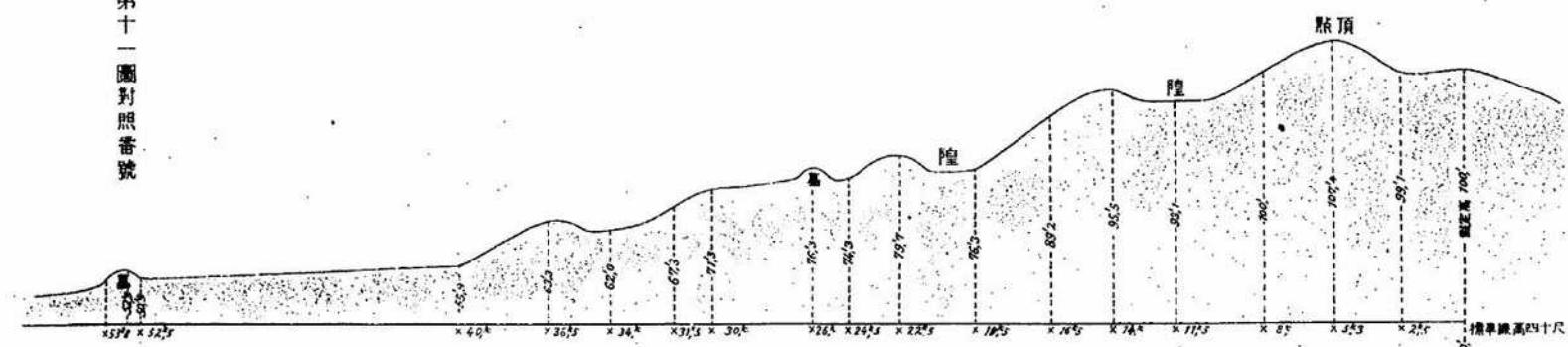
II

LIII  
八第十一圖對照番號

大正八年十一月四日 濟量

測量者及

囑託 田中十藏



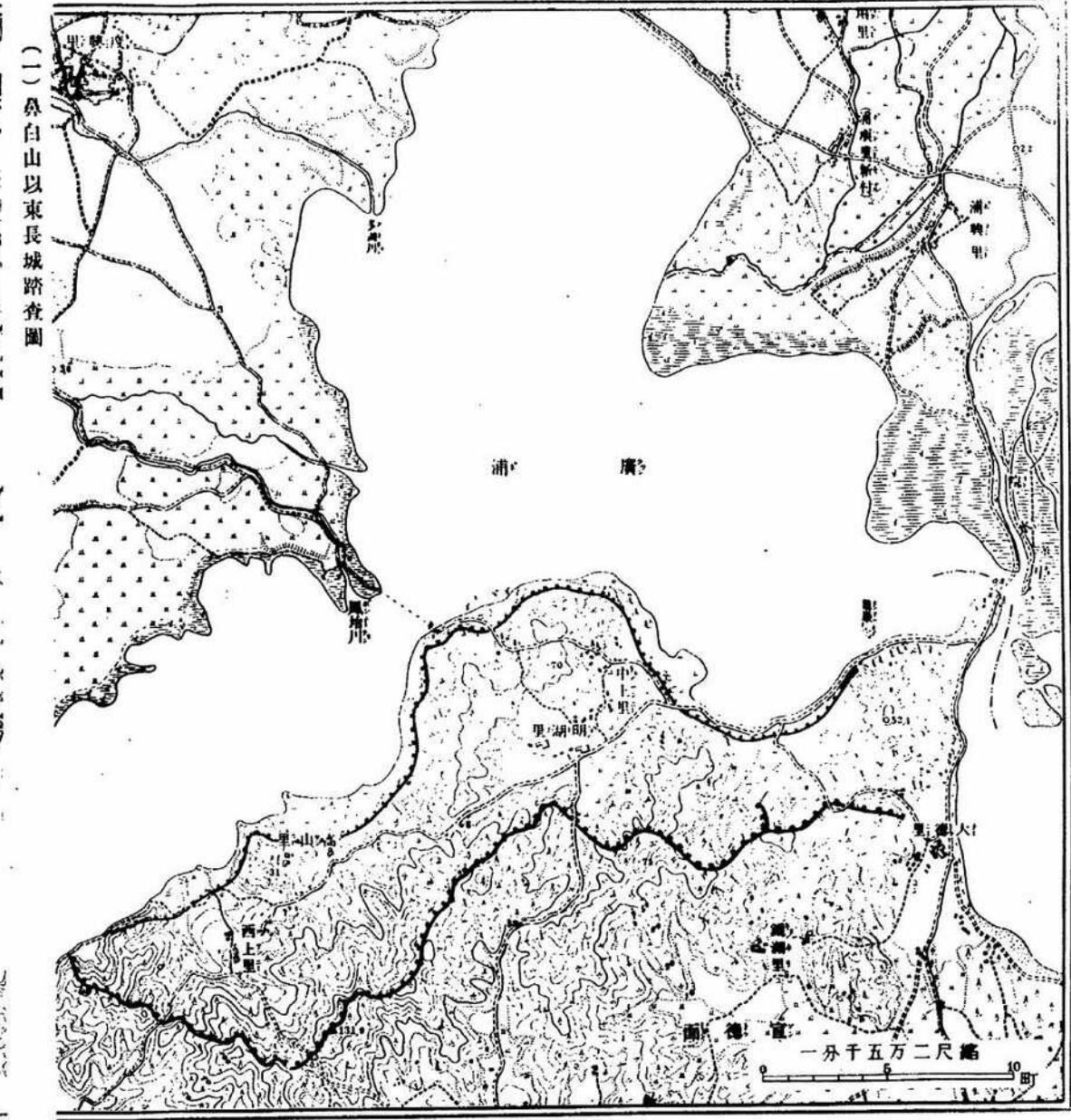
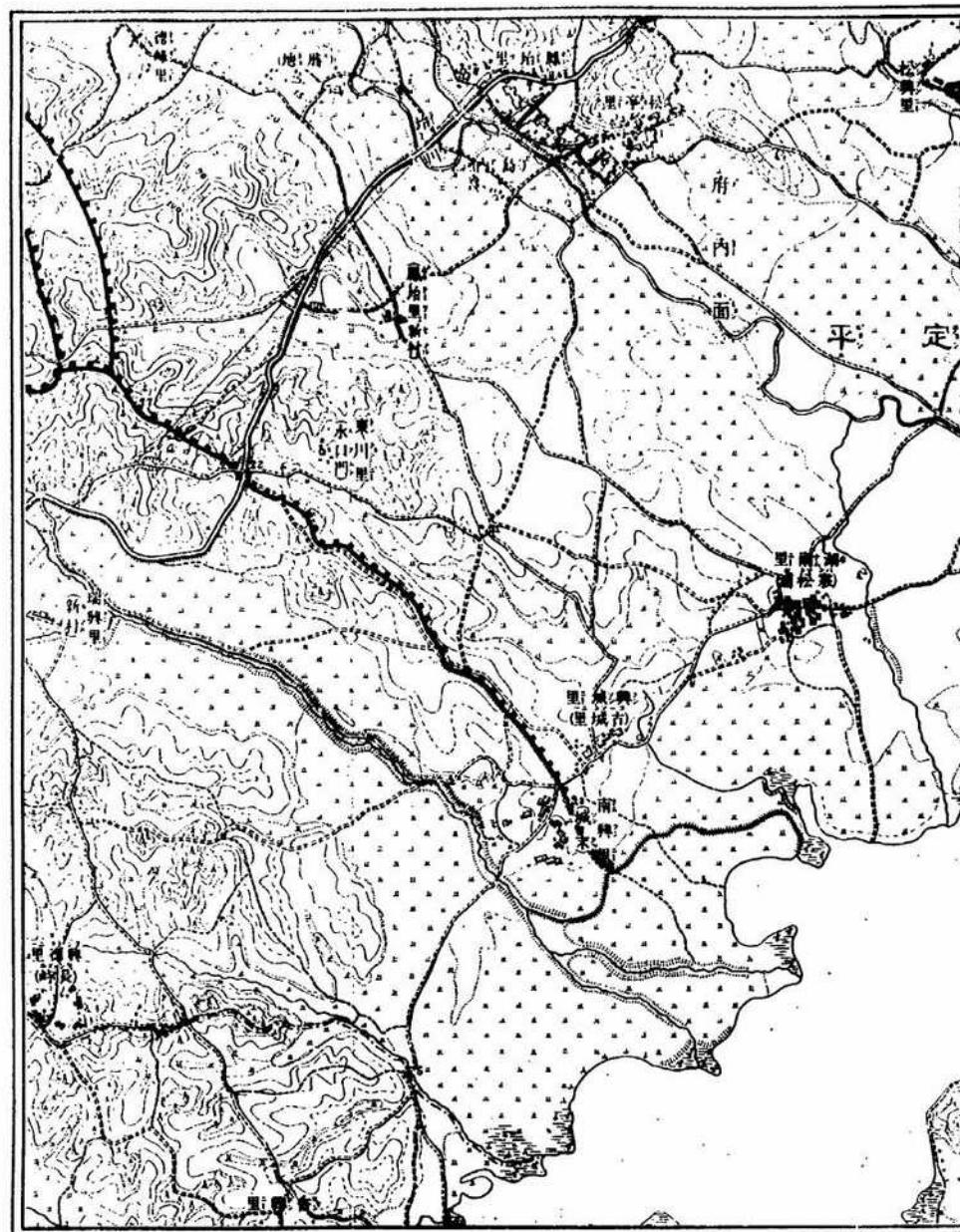
III

裏面白紙

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

圖版第一三

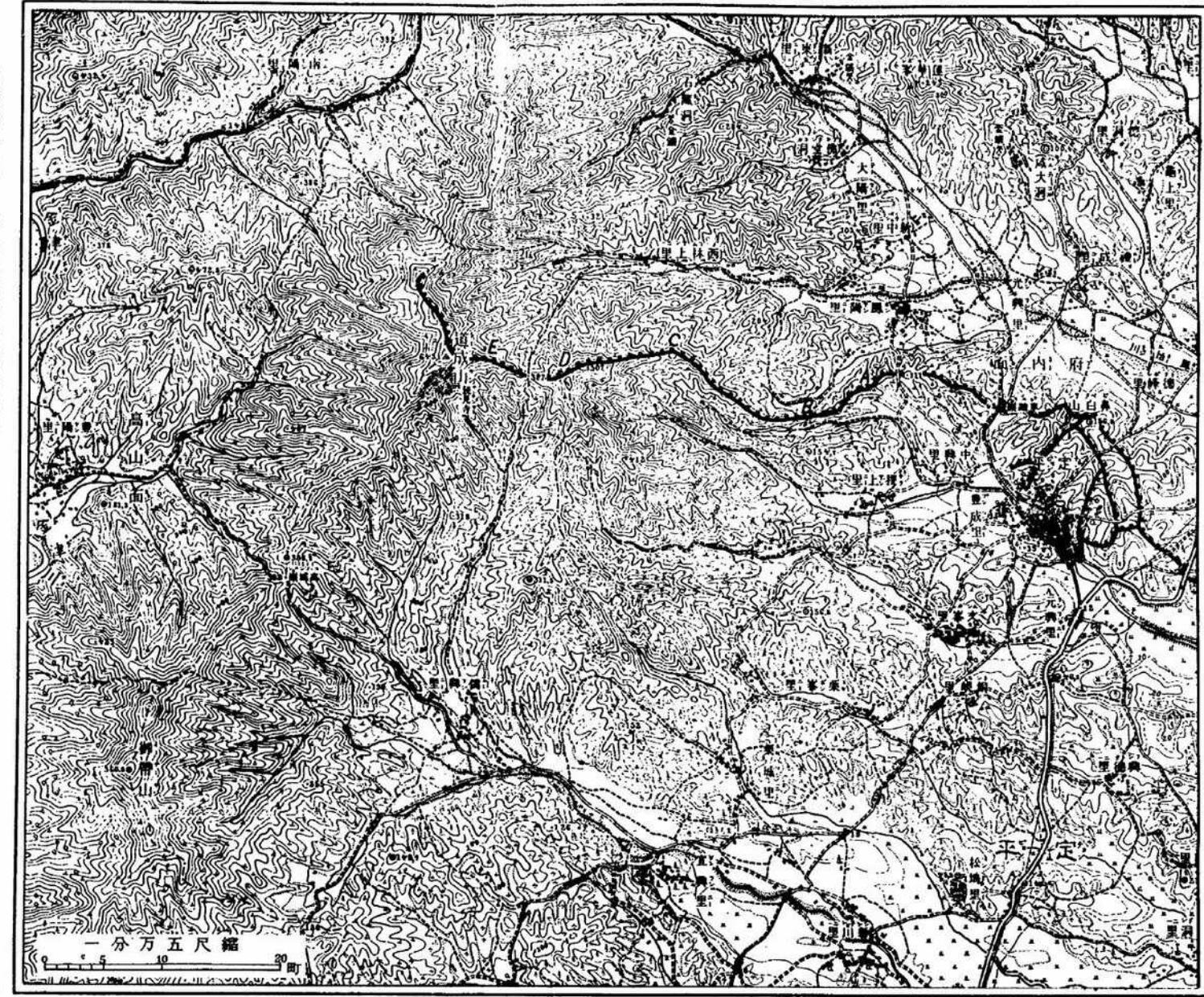
裏面白紙



(二) 宣德面長城踏查圖

m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4

鼻白山以西長城踏查圖



圖版第一四 鼻白山以西長城踏查圖

裏面白紙

朝鮮總督府

大正十一年二月十七日印刷  
大正十一年二月二十日發行

大阪市田オフセツト  
印刷株式會社 印刷

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

# 大正九年度古蹟調査報告 第一冊

金海貝塚發掘調查報告

朝鮮總督府

